

「インドネシア共和国におけるビジネス関連法令」に
関する調査研究報告書
(改訂版)

令和5年3月

弁護士 藏 田 知 彦

目 次

第1	はじめに	3
第2	特許法制	4
第3	商標法制	58
第4	著作権法制	92
第5	不動産法制	139

第1 はじめに

1. 本報告書の位置づけ

筆者は、平成29年から平成30年2月にかけてインドネシアにおける知的財産法制及び不動産法制に関する調査を行い、その調査結果を踏まえて、同年3月、「『インドネシア共和国におけるビジネス関連法令』に関する調査研究報告書」（以下「平成30年ビジネス関連法令報告書」という。）を作成した。

もっとも、そのインドネシアにおける知的財産法制及び不動産法制の内容は、「雇用創出に関する法律2020年第11号」（以下「オムニバス法」という。）が令和2年1月2日に施行されたことに伴い変更された。そこで、筆者は、その変更を平成30年ビジネス関連法令報告書に反映させることを念頭に置き、令和4年から令和5年2月にかけて、その変更内容を調査するアップデート調査を行った。

また、その調査期間中の令和4年12月30日、オムニバス法を全面的に廃止し、それに取って代わる法令として「雇用創出に関する法律代替政令2022年第2号」（以下「2022年法律代替政令」という。）が公布され、同日付で施行されるという大きな動きがあった。そこで、その2022年法律代替政令が制定された背景及びその法令の内容についても調査を行った¹。

このアップデート調査は、オムニバス法及び2022年法律代替政令の施行に伴う法制度の変更点の把握に加えて、平成30年ビジネス関連法令報告書の作成時に行った調査では明確にすることことができなかった点を明確にでき、非常に有意義なものであった。

本報告書は、そのアップデート調査の結果に基づき、平成30年ビジネス関連法令報告書の記載内容を現在適用される法制度に適合させ、同時に新たに明確になった情報を追記すべく、その改訂を行うものと位置付けられる。

¹ オムニバス法及び2022年法律代替政令の内容については、この一連の調査を踏まえて作成した「インドネシア共和国におけるビジネス関連の法令、裁判例及び法制度の運用の実態」に関する調査研究報告書（第二次改訂版）を参照されたい。

2. 調査研究における重点及び調査研究の手法

本報告書は、平成30年ビジネス関連法令報告書を改訂するものであり、その調査研究における重点及び調査研究の手法は、基本的に平成30年ビジネス関連法令報告書と同様である。

3. 留意事項

本報告書の内容については、以下の点に留意されたい。

- 本報告書は、法務省への提出を目的として作成されたものであり、具体的な事案に対する法的な意見又は助言の提供を意図するものではない。
- 本報告書は、現行法令に関する体系的な情報の提供に主眼を置いて作成したものであり、実務上は、必ずしも法令どおりの運用がなされているとは限らないことに留意されたい。
- 本報告書に記載されている情報は、別途記載のない限り、令和5年2月28日時点のものである。
- 本報告書の内容は、筆者が所属している日本の法律事務所及びインドネシアでの駐在先法律事務所の公式見解ではなく、筆者の個人的な見解である。

第2 特許法制

1. 法令

インドネシアの特許に関する法律関係を規律する現行法令は、「特許に関するインドネシア共和国法律2016年第13号」（以下「特許法」という。）であり、「特許に関するインドネシア共和国法律2001年第14号」を全面改正する形で2016年8月26日に公布され、全20章、173条により構成されている。

この特許法の条項の一部は、オムニバス法及び2022年法律代替政令の施行に伴い変更されており、以下で詳述する特許法の規律内容は、その改正の動きを反映させたものである。

なお、以下で参照する条文は、特に断らない限り、特許法の条文とする。

2. 発明を保護する制度

インドネシアには、発明²を保護する制度として、次が存在する（第2条）。

- a. 特許（Paten）³
- b. 小特許（Paten Sederhana）

3. 発明

（1）発明に当たらないもの

次は、発明には該当しないとされている（第4条）。

- a. 美的創造物（同条a）
- b. 図式（同条b）
- c. 次の活動を行うためのルール及び手法（同条c）
 - 1. 精神活動を伴う活動
 - 2. ゲーム
 - 3. ビジネス
- d. コンピュータ・プログラムを内容として含んでいるだけのルール及び手法（同条d）
- e. 何等かの情報に関するプレゼンテーション（同条e）

² 「発明」は、「技術分野での特定の問題解決活動に注がれた発明者のアイディアをいい、物若しくは方法又は物若しくは方法の改善及び改良の形態が存する」と定義されている（第1条2）。

³ 「特許」は、「国家が発明者に技術分野でのその発明の成果に対して付与する一定の期間その発明を自ら実施し又は他者に対してその実施の許諾を付与する独占排他的な権利」と定義されている（第1条1）。

- f. 次の発見（同条 f）
 - 1. 既存の及び／又は既知の物の新たな用途
 - 2. 既存化合物の新たな形で、有意な効能の向上を産み出さず、化合物の既知の関連化学構造との差異が認められないもの

（2）特許を付与することができる発明

ア 総論

特許は、新規の、進歩性を含む、産業上利用可能な発明に対して付与される（第3条第1項）。

イ 新規性要件

（ア）新規性が肯定される場合

発明が、出願日において、それ以前に開示された技術、すなわち次よりも前にインドネシア又はインドネシア以外で筆記により、口頭説明により、実演を通じて又は専門家がその発明を実施することを可能とするその他の方法により公にされた技術と同一ではない場合、その発明は新規と考えられ、新規性が肯定される（第5条第1項及び第2項）。

- a. 出願日
- b. 出願をパリ条約による優先権の主張を伴い提出する場合は優先日

（イ）新規性喪失の例外

この第5条第2項の適用例外として、次の場合は、発明が出願日以前に公になっていたとしても、新規性を喪失しない。

- a. 出願日前の6か月間に、発明を、インドネシア国内又は国外のいずれかで開催された公式の展示会で又は公式の展示会と認められる展示会⁴で展示した場合（第6条第1項a）。
- b. 出願日前の6か月間に、発明を、その発明者が、研究開発目的の

⁴ この「公式の展示会」とは、政府が開催する展示会をいい、「公式の展示会と認められる展示会」とは、公衆が政府の承認の下で又は政府の承認を得て開催する展示会をいう（第6条第1項a注解）。

- 試験の枠組みにおいてインドネシア国内で又は国外で使用した場合（同条第1項b）。
- c. 出願日前の6か月間に、発明を、その発明者が、次において公にした場合（同条第1項c）。
 - 1. 卒業論文、修士論文、博士論文、その他の学術論文の審査及び／又は審査段階の形態の学術会議
 - 2. 教育機関又は研究機関における研究成果の議論の枠組みでのその他の学術フォーラム
 - d. 出願日前の12か月の期間内に発明をその機密保持義務に反する方法で公にした他者が存する場合（同条第2項）。

ウ 進歩性要件

発明が、技術分野の特定の専門性を有する者において事前に想定することができない事項⁵に当たる場合、その発明は、進歩性を含んでいるといえる（第7条第1項）。

この「事前に想定することができない事項に当たる」との認定は、次の時点において認められる専門性に留意して行うとされている（同条第2項）。

- a. 出願の提出時
- b. 出願を優先権の主張を伴い提出する場合はその第一出願の提出時

エ 産業上の利用可能性要件

発明を産業の中で出願における詳細な説明のとおりに実施することができる場合、その発明は、産業上利用可能といえる（第8条）。

（3）特許を付与することができない発明

特許を付与することができない発明には、次が存する。

- | | |
|----|--------------------------------------------|
| a. | その公表、使用、実施が法令、宗教又は公序良俗に反することとなる方法又は物（第9条a） |
|----|--------------------------------------------|

⁵ この「事前に想定することができない事項」とは、いわゆる非自明性（Non Obviousness）のことであり、その事例として、第7条第1項注解は、歯ブラシのヘッド部分を着脱して髭剃りのヘッド部分を取り付けることのできる歯ブラシを挙げている。

b.	人間及び／又は動物に対して適用される検査、診療、治療及び／又は手術の手法（第9条b） ※ 検査、診療、治療及び／又は手術において医療機器を使用する場合、本規定が適用されるのは手法の発明のみであり、その医療機器（器具、材料、薬剤等を含む。）には本規定は適用されない（同条a注解）。
c.	科学及び数学の分野の理論及び手法（第9条c）
d.	微生物を除く生物（第9条d） ※ この「生物」には、人間、動物又は植物が含まれる（第9条d注解）。 ※ この「微生物」とは、たとえば、アメーバ、酵母、ウイルス、バクテリアのように、非常にサイズが小さく、肉眼で見ることのできない顕微鏡の助けを必要とするものをいう（同条d注解）。
e.	植物又は動物の生産に不可欠な生物学的方法。ただし、非生物学的方法又は微生物学的方法についてはこの限りでない（第9条e） ※ この「植物又は動物の生産に不可欠な生物学的方法」とは、たとえば、自然的な性質の挿し木、接ぎ木、受粉技術を用いる場合のように、昔ながらの又は自然的な性質の交雑育種の手法をいう（同条e注解）。 ※ この「非生物学的方法又は微生物学的方法」とは、通常はトランスジェニックの／遺伝子工学的な性質を持つ植物又は動物の生産方法で、化学的プロセス、物理的プロセス、微生物を使用するプロセス、その他の遺伝子工学の形態のプロセスを伴わせて行うものをいう（同条e注解）。

(4) 小特許を付与することができる発明

小特許は、新規の、既存の物又は方法の改良である、産業上利用可能な各発明に対して付与される（第3条第2項）。

この「既存の物又は方法」には、次が含まれる（同条第3項）。

- a. 単純な物
- b. 単純な方法
- c. 単純な手法

また、小特許を付与することができる物の発明は、単にその技術的な特徴が従前の発明と異なるだけではなく、より実用的な機能／有用性をその形、形状、構造又は構成要素に起因するものとして有していなければならないとされている（同条第2項注解）。

4. 特許の主体

(1) 特許を受ける権利を有する者

特許を受ける権利を有する者は、次とされている（第10条第1項、同項注解）。

- a. 発明者
- b. その発明者の権利を更に取得した人（例・相続の場合の特許権者の子）

仮に発明を複数の人が共同で生み出した場合、その発明者らは、発明に対する権利を共有する（同条第2項）。

(2) 発明者の推定規定

最初に出願において発明者であることを表示した1名の人又は複数の人は、発明者と考えられる。ただし、異なる証明がなされた場合はこの限りでない（第11条）。

(3) 職務発明

ア 雇用関係の中で生み出された発明に対する特許権者

雇用関係にある発明者が生み出した発明に対する特許権者は、業務を与えた者とされている。ただし、契約で異なる合意をすることも認められている（第12条第1項）。

イ 業務で提供されるデータを使用する従業員等が生み出した発明に対する特許権者

業務の中で利用可能なデータ及び／又は設備を使用した従業員又は就業者のいずれかが生み出した発明に対する特許権者は、業務を与えた者とされている。ただし、契約で異なる合意をすることも認められている（第12条第2項）。

ウ 発明者に対する相当な対価の交付

前述した第12条1項及び第2項所定の発明者は、次のいずれかの形態の対価を、雇用者側と発明者が締結した契約に基づき、その発明より得られる経済的利益に留意して取得する権利を有する（第12条第3項及び第4項）。

- a. 特定の総額による一時金
- b. 割合（パーセント）
- c. 特定の総額による一時金と景品又は賞与の組み合わせ
- d. 当事者らが合意したその他の形態

この対価の金額の計算及び決定の方法につき合意が成立しない場合、当事者らは、訴訟を商務裁判所に提起することができる（同条第5項）。

(4) 先使用権

ア 先使用権者として保護されるための要件

発明をそれと同一の発明のための出願が提出された時点で実施している者は、次の場合、その同一の発明に対して事後に特許が付与されたとしても、引き続きその発明を実施する権利を有する（第14条第1項及び第2項）。

- a. 申請を提出して先使用権者としての承認を受けた（第15条第1項）
- b. その発明が、自身が善意で行った活動の成果に当たり、特許出願がなされた発明の詳細な説明、図面、実施例、特許請求の範囲を基礎としたその発明に関する知見を使用したものではない（第14条第3項、同項注解）

イ 先使用権者としての承認

先使用権者としての承認は、第14条第1項所定の発明の実施者が次を行うことで、法務人権大臣が先使用権者証明書の形式により付与するとされている（第15条第1項及び第2項）。

- a. 同一発明に対して特許が付与された後に先使用権者としての承認申請を法務人権大臣に提出する（第15条第1項）
- b. 費用の支払いを行う（第15条第2項）

ウ 先使用権による保護の終了時

先使用権は、その同一発明に対する特許の終了時に終了する（第15条第3項）。

エ 先使用権者の権利の内容

先使用権者は、発明を実施する権利のみを行使することができ、次を行う権利を持たない（第16条）。

- a. 先使用権者としての権利を他者にライセンスし、譲渡し又は移転する（ただし、相続の場合を除く）
- b. 他者の発明の実施を禁止する

仮に先使用権者がこの第16条第1項の規定に違反した場合、法務人権大臣は、先使用権者証明書を失効させることができる（第17条）。

5. 特許権者の権利及び義務

（1）特許権者の権利

ア 特許権者の権利の内容

特許権者は、自身が保有する特許を実施し、その許諾なく他者が次を行うことを禁止する独占排他的な権利を有している（第19条第1項）。

特許の種類	行為の内容
物の特許	特許が付与された物を販売し、貸与し又は引き渡すためにそれを製造し、使用し、販売し、輸入し、貸与し、引渡し又は提供する（第19条第1項a）
方法の特許	特許が付与された生産方法を物品の製造又は前述した第19条第1項a所定のその他の行為のために使用する（第19条第1項b）

イ 特許権者の権利の適用例外

教育、研究、試験又は分析の利益のためである場合は、次の要件を充足している限りにおいて、前述した第19条第1項及び第2項所定の禁止を例外的に適用しないことができる（第19条第3項）。

- a. 特許権者の相当な利益を毀損しない
- b. 営利的な性質を有していない

（2）特許権者の義務

ア 特許実施義務

特許権者は、特許を、インドネシアで次のとおり実施する義務を負う（第20条第1項）。

特許の種類	義務付けられる特許の実施形態
物の特許	特許が付与された物を製造し、輸入し、そのライセンスを付与する（第20条第2項a）
方法の特許	特許が付与された方法より産出される物を製造し、そのライセンスを付与し、輸入する（第20条第2項b）
手法、システム、用途の特許	特許が付与された手法、システム、用途より産出される物を製造し、輸入し、そのライセンスを付与する（第20条第2項c）

イ 年金支払義務

特許権者又は特許のライセンシーは、それぞれ年金⁶を支払う義務を負う（第21条）。

6. 特許及び小特許の保護期間

（1）特許の保護期間

特許の保護期間⁷は出願日から20年とされ（第22条第1項）、延長することはで

⁶ この年金は、特許権者が毎年定期的に支払わなければならない費用であり、他国では、維持費（maintenance fee）等の名称が用いられることがある（第21条注解）。

きない（同条第2項）。

（2）小特許の保護期間

小特許の保護期間は出願日から10年とされ（第23条第1項）、延長することはできない（同条第2項）。

7. 特許出願

（1）特許出願の提出方法

特許は出願を基礎として付与されるところ、その出願は、出願人又はその代理人が、法務人権大臣に対して、費用の支払いを伴いインドネシア語の書面により電子的に又は非電子的に提出する（第24条第1項、第2項及び第4項）。

各出願は、次の発明のために提出することができるとされている（同条第3項）。

a.	1つの発明；又は、
b.	相互に関連を有する単一の発明に当たる複数の発明 ※ 「単一の発明」とは、複数の新規の発明で、進歩性につき密接な関連性を有しているものをいう（同条第3項注解）。 ※ 「単一の発明」の例として、同条第3項注解は、新規のインクを伴う新規の筆記具の発明を挙げている。すなわち、インクは筆記具のために使用されるものであることから单一性が認められるることは明白であり、それらは新規の発明であることから、この発明は「単一の発明」として1つの出願により提出することができる。

出願をインドネシア共和国単一国家領域に居住場所を有していない又は定常的に所在していない出願人が提出する場合は、そのインドネシアにおける代理人を通じて提出する必要がある（第28条）。

（2）特許出願の記載事項

⁷ 特許の保護期間の開始日及び終了日は、特許総目録に登録され、電子メディア及び／又は非電子メディアを通じて公告される（第22条第3項）。

特許出願の必要的記載事項は、次とされている（第25条第1項及び第27条）。

- a. 出願書の日付、月及び年
- b. 発明者の氏名、完全な住所及び国籍
- c. 出願人が法人ではない場合は、出願人の氏名、完全な住所及び国籍
- d. 出願人が法人である場合は、出願人の名称及び完全な住所
- e. 出願を代理人を通じて提出する場合は、代理人の氏名及び完全な住所
※この場合は、代理人の住所が出願人の法定住所となる。
- f. 出願をパリ条約による優先権の主張を伴い提出する場合は、初回出願の国名及び出願日

（3）特許出願の添付文書

特許出願には、次を添付しなければならない（第25条第2項）。

a.	発明のタイトル
b.	<p>発明の明細書</p> <p>※ この「明細書」とは、発明の分野の専門家が理解することができるよう作成される発明の実施方法に関する書面による説明をいう（第34条第3項注解）。</p> <p>※ 発明の明細書では、どのようにすればその発明をその分野の専門家において実施することができるかについて、明確に漏れなく開示しなければならない（第25条第3項）。</p> <p>※ 発明が遺伝資源及び／又は伝統的知識との関連を有している場合及び／又はそれらに由来する場合は、その遺伝資源及び／又は伝統的知識の出所を明細書中に明確にかつ正しく表示しなければならない。これは、その遺伝資源及び／又は伝統的知識を他国が承認することのないようにすると共に、アクセスと利益分配（Access Benefit Sharing (ABS)）を支える枠組みにおいて行われる（第26条第1項、同項注解）。</p> <p>※ 発明の明細書が外国語で書かれている場合は、明細書のインドネシア語訳を完備し、出願日から30日以内に提出しなければならず、明細書のインドネシア語訳を当該期限までに完備しない場合、その出願は取り下げたものとみなされる（第34条第3項及び第4項）。</p>
c.	発明の請求項又は複数の請求項

	ければならず、明細書により補強される（第25条第4項）。
d.	発明の要約 ※ 発明の要約とは、発明の本質を記述した明細書の要旨をいう（第25条第2項d注解）
e.	出願に図面を添付する場合は、明細書で言及した発明の明確化に必要な図面
f.	出願を代理人を通じて提出する場合は、委任状
g.	発明者による発明の所有表明書
h.	出願を発明者ではない出願人が提出する場合は、発明の所有に関する権利の移転書面
i.	出願が微生物に関わるものである場合は、微生物保存証明書

(4) パリ条約による優先権の主張を伴う出願の要件

パリ条約による優先権の主張を伴う出願は、前述した第25条の規定を充足しなければならないことに加えて、次の要件を充足していかなければならない（第30条第1項ないし第3項）。

- a. 出願を優先日から12か月以内に提出しなければならない（第30条第1項）。
- b. 該当国の権限を有する官吏が認証した優先文書⁸を、法務人権大臣に対して、優先日から16か月以内に提出しなければならない（同条第2項及び第3項）。

上記a及びb所定の要件を充足していない場合、その出願は、優先権の主張を伴わずに出したものとみなされる（同条第4項）。

(5) 特許協力条約（PCT）に基づく出願

出願は、特許協力条約（PCT）に基づき提出することができ、その出願に対しては、第24条ないし第28条の規定が準用される（第33条第1項及び第2項）。

⁸ 「優先文書」とは、パリ条約又はWTOの加盟国において最初に提出した出願文書で、その2つの協定のいずれかの加盟国である目的国への出願に対して優先日を主張するために使用し、かつその最初に提出した特許出願地の特許庁の権限を有する官吏により認証されたものをいう（第33条第2項注解）。

(6) 出願に対する方式審査

ア 出願の登録

出願が次の最低限度の要件を充足している場合、法務人権大臣は、その出願に出願日を付して登録する（第34条第1項及び第2項）。

- a. 第25条第1項所定の出願データ
- b. 第25条第2項aないしe所定の出願データ
- c. 出願費用支払いの証拠

発明に出願日が付された場合、出願人はその発明品を生産することはできるものの、法的に保護されるのは、特許の付与後となる（第34条第1項注解）。

イ 出願の補完

(ア) 出願の要件及び添付文書の補完通知及び補完期間

第25条所定の出願の要件及び添付文書を完備していない場合、法務人権大臣は、出願人に対して、通知送付書の日付から3か月以内にその出願の要件及び添付文書を補完するよう書面により通知する（第35条第1項）。

(イ) 補完期間の延長及び再延長の可否

前述した3か月の補完期間は、最長で2か月間延長することができ、その後の補完期間は、最長で1か月間、費用の賦課を伴い再び延長することができる（第35条第2項及び第3項）。

(ウ) 不可抗力を理由とする補完期間延長の可否

出願人は、不可抗力を理由とする補完期間の延長申請を、法務人権大臣に対して、その裏付証拠を伴い書面により提出することができる（第35条第5項）。

この延長申請を受けた法務人権大臣は、補完期間の延長を、第35条第3項所定の再延长期間の終了から最長で6か月間付与することができる（同条第6項）。

(エ) 出願人が出願の要件及び添付文書を補完しない場合の取扱い

出願人が、出願の要件及び添付文書を、前述した補完期間及び延長後の補完期間内に完備しない場合、法務人権大臣は、出願人に対して、出願を取り下げたとみなすことを書面により通知する（第36条）。

ウ 同一の発明に対して複数の出願が提出された場合の取扱い

1つの同一発明に対して異なる出願人による複数の出願が提出された場合、特許の付与を検討する出願は、次の基準により決定される（第37条第1項）。

出願日	特許の付与を検討する出願の決定基準
競合する出願の出願日 が異なっている場合	より早い出願日が付された出願を特許の付与を検討する出願とする（第37条第2項、先願主義）。
競合する出願の出願日 が同一である場合	<ul style="list-style-type: none">- 法務人権大臣は、出願人らに対して、特許付与を検討する出願を決定するための協議を行うよう、書面による通知により命じる（第37条第3項）。- その通知を受けた出願人らは、通知書の日付から6か月以内に協議を行い、その決議結果を法務人権大臣に提出する義務を負う（同条第4項）。- 出願人らがその義務を履行しない場合、法務人権大臣はその出願人らの出願を拒絶し、その拒絶を出願人らに対して書面により通知する（同条第5項）。

(7) 出願の変更及び分割

ア 総論

出願に対しては、変更又は分割を、出願に対する特許承認裁決の付与前に、出願人のイニシアティブの下で及び／又は法務人権大臣の助言の下で行うことができる（第38条第1項及び第2項）。

イ 出願の変更

出願については、次の出願データに対する変更を行うことができる（第39条第1項）。

- a. 発明者の氏名、完全な住所、国籍（第25条第1項b）
- b. 代理人の氏名及び完全な住所（同条第1項e）
- c. 初回出願の国名及び出願日（同条第1項f）
- d. 発明のタイトル（同条第2項a）
- e. 発明の明細書（同条第2項b）
- f. 発明の特許請求の範囲⁹（同条第2項c）
- g. 発明の要約（同条第2項d）
- h. 発明の明確化に必要な図面（同条第2項e）

また、上記出願データの変更に加えて、出願を特許から小特許に又はその逆に変更することもでき（第40条第1項）、この変更出願が第25条所定の要件を充足している場合は、当初の出願日と同一の日付において出願を提出したものとみなされる（第40条第2項）。

発明の明細書及び／又は特許請求の範囲に対する変更は、その変更が原出願で提出した発明の範囲を拡張しないことを条件として行うことができる（第39条第2項）。

ウ 出願の分割

（ア）出願の分割の要件

出願人は、分割出願を、次の要件の下で、1又は複数の出願により個別に提出することができる。

- a. 原出願が単一の発明ではない複数の発明により構成されている（第41条第1項）
- b. 分割出願において出願する発明の保護範囲が、原出願で提出した

⁹ 変更を原出願の請求項の数を追加して行い10を超える請求項となった場合は、その請求項の超過分に対して費用が賦課され、その費用を支払わない場合は、その請求項の超過分は取り下げたものとみなされる（第39条第3項及び第4項）。

発明の保護範囲を拡張するものではない（同条第2項）

(イ) 分割出願の出願日

分割出願は、第25条所定の要件を充足している場合、当初の出願日と同一の日付において提出したものとみなされる（第41条第3項）。

(ウ) 出願の分割を行わない場合の実体審査の対象

出願の分割が出願に対する裁決の付与前までに行われない場合、出願に対する実体審査は、単一の発明に当たる発明に対してのみ行われる（第41条第4項）。

(8) 出願の取下げ

出願人は、法務人権大臣が承認裁決又は拒絶裁決を付与する前に限り、法務人権大臣に対して書面による申請を提出して出願を取り下げることができる（第43条第1項及び第2項）。

(9) 出願文書の機密性

ア 出願文書に関する機密保持義務

出願文書全体は、出願日から出願の公開日まで機密的な性質を有しており、何人も、出願文書全体の機密性を保持する義務を負う（第45条第1項及び第2項）。

イ 出願文書に関する機密保持義務の適用例外

出願人として行動しない発明者は、出願文書の機密保持義務に関する第45条第1項の規定の適用を受けず、出願文書全体の謄本を、費用の賦課を伴い、自身が発明者であることの十分な証拠を完備した表明を添付して請求することができる（同条第3項及び第4項）。

8. 出願の公開及び実体審査

(1) 出願の公開

ア 出願公開が行われる出願

法務人権大臣は、出願が第25条の規定を充足している場合、その出願を公開する（第46条第1項）。

イ 出願公開の実施時期

出願公開は、次から18か月が経過した後、7日以内に行う（第46条第2項）。

- a. 出願日
- b. 出願がパリ条約による優先権の主張を伴い提出された場合は優先日

ただし、出願公開は、法令の規定に応じた特定の場合、出願人の理由を添付した費用の賦課を伴う要請を受けて、出願日から最短6か月で行うことができる（同条第3項）。

ウ 出願公開の方法

出願公開は、全ての人が閲覧し、アクセスすることができるインターネットサイト等の電子メディア及び／又は非電子メディア¹⁰を通じて行う（第47条第1項及び第3項）。

エ 出願公開の期間

公開は、出願公開日から6か月間継続して行う（第48条第1項、同項注解）。

オ 出願公開において公開される事項

¹⁰ この「非電子メディア」は、法務人権大臣が定期的に発行する特許公報への掲載、知的財産総局が発行する定期刊行物及び／又は法務人権大臣のオフィスの掲示板等の公衆が容易にかつ明確に閲覧することができる特別なメディアへの掲載の形態によるとされている（第47条第1項注解）。

出願公開は、次を表示して行う（第48条第2項）。

- a. 発明者の氏名及び国籍（同項 a）
- b. 出願人及び出願を代理人を通じて提出した場合は代理人の氏名及び完全な住所（同項 b）
- c. 発明のタイトル（同項 c）
- d. 出願日、又は出願をパリ条約による優先権の主張を伴い提出した場合は初回に提出した出願の優先日、出願番号及び出願地国（同項 d）
- e. 発明の要約（同項 e）
- f. 発明の分類¹¹（同項 f）
- g. 出願に図面を添付した場合は図面（同項 g）
- h. 公開番号（同項 h）
- i. 出願番号（同項 i）

カ 公開された出願に対する意見／異議の提出

（ア）出願に対する意見／異議の提出の可否

各人は、公開された出願に対する意見及び／又は異議¹²を、法務人権大臣に対して、公開期間内に法務人権大臣が受領するよう、その理由とともに書面により提出することができる（第49条第1項及び第2項）。

（イ）提出された意見／異議の取扱い

法務人権大臣は、提出された意見／異議を、出願人に対して、その意見及び／又は異議の受領日から7日以内に通知する（第49条第3項）。

法務人権大臣は、この意見／異議を、実体審査段階での追加の判断材料として用いる（同条第5項）。

¹¹ この発明の分類は、出願中の発明を関係技術分野に応じてグループ分けすることを目的とするものであり、これにより、出願への実体審査の枠組みにおいて必要とされる同種発明への調査作業をより容易にかつ迅速に行うことが可能となる。インドネシアは、いまだ国際特許分類（international patent classification）を批准していないものの、実務上は、インドネシアも、様々な国家が多くの場合に適用している国際特許分類を使用している（同項 f 注解）。

¹² この「意見」は、何らの要請も伴わずに提出する情報であるのに対して、「異議」は、公開された発明に特許又は小特許を付与しないよう求める要請を伴い提出する情報に当たる（第49条第1項注解）。

(ウ) 意見／異議に対する出願人の説明／反論

出願人は、提出された意見及び／又は異議に対する説明及び／又は反論を、法務人権大臣に対して、前述した通知書の日付から30日以内に書面により提出することができる（第49条第4項）。

法務人権大臣は、この説明及び／又は反論を、実体審査段階での追加の判断材料として用いる（同条第5項）。

キ 非公開とされる発明

発明が国家の防衛安全保障の利益との関連を有している場合、法務人権大臣は、その発明に対する出願を非公開とすることを、国家の防衛安全保障分野の行政事務を所管する機関との協議を行った上で決定し、それを出願人又はその代理人に対して書面により通知する（第50条第1項及び第2項）。

非公開とすることを検討する発明の出願文書は、政府機関との協議を行う必要から第45条第1項所定の機密性規定の適用を受けない一方で、その政府機関は、協議を行った発明及び出願文書の機密性を保持する義務を負う（第50条第3項及び第4項）。

(2) 出願に対する実体審査

ア 実体審査申請の提出

(ア) 実体審査申請の提出方法及び提出時期

実体審査申請は、法務人権大臣に対して、出願日から36か月以内に、費用の賦課を伴い書面により提出する（第51条第1項及び第2項）。

ただし、出願の分割又は特許から小特許への若しくはその逆の出願の変更に対する実体審査申請は、その分割又は変更の申請と同時に提出しなければならない（同条第7項）。

(イ) 実体審査申請の不提出又は審査費用の不払いの効果

次の場合、その出願は取り下げたものとみなされ、それが出願人又はその代理人に対して書面により通知される（第51条第3項及び第4項）。

- a. 実体審査申請を出願日から 3 か月以内に提出しない
- b. 実体審査申請のための費用を支払わない

出願の分割又は特許から小特許への若しくはその逆の出願の変更に対する実体審査申請をその分割又は変更の申請と同時に提出しない場合、その分割又は変更は、取り下げたものとみなされる（同条第 8 項）。

イ 実体審査の実施時期

公開された出願に対する実体審査は、実体審査申請の提出時期に応じて、次のとおり行われる（第 51 条第 5 項及び第 6 項）。

実体審査申請の提出時期	左記申請に対する実体審査の実施時期
公開期間の終了前	公開期間の終了後
公開期間の終了後	実体審査申請書の受領日以降

前述した第 50 条により非公開とされた出願に対する実体審査は、その出願を非公開とすることに関する法務人権大臣の決定日から 6 か月以内に行われる（第 52 条）。

ウ 実体審査を行う者

実体審査は、審査官が行う（第 53 条第 1 項）。

また、法務人権大臣は、実体審査の必要のために専門家の支援を要請し及び／又は他の機関からの必要な便宜を利用することができ、その専門家が行った審査の結果は、法務人権大臣の承認を取得した場合、審査官が行った審査の結果に等しいものとみなされる（同条第 2 項ないし第 4 項）。

エ 実体審査における参照規定

実体審査は、第 3 条第 1 項、第 4 条、第 5 条、第 7 条、第 8 条、第 9 条、第 25 条第 3 項及び第 4 項、第 26 条、第 39 条第 2 項、第 40 条並びに第 41 条の規定を参照し、それらに基づき行われる（第 54 条）。

オ パリ条約による優先権の主張を伴う出願に対する実体審査

パリ条約による優先権の主張を伴う出願に対して実体審査を行う場合、法務人権大臣は、次の文書の完備を、出願人及び／又は優先権の第一国若しくはその他の国の特許庁に対して要請することができる（第55条第1項）。

- a. 国外での初回特許出願に対して行われた実体審査の結果に関する書面の認証謄本（同項a）
- b. 国外での初回特許出願との関係において交付された特許文書の認証謄本（同項b）
- c. その特許出願が拒絶されている場合は、国外での初回特許出願に対する拒絶裁決の認証謄本（同項c）
- d. その特許が取り消されている場合は、国外で発行された特許の取消裁決の認証謄本（同項d）
- e. 必要なその他の文書（同項e）

(3) 出願に対する承認又は拒絶

ア 承認裁決又は拒絶裁決の付与期限

法務人権大臣は、出願を承認し又は拒絶するための裁決を、次を期限として付与する（第57条）。

実体審査申請の提出時期	左記出願に対する裁決の付与期限
公開期間の終了前	公開期間の終了時から30か月以内
公開期間の終了後	実体審査申請書の受領日から30か月以内

イ 承認裁決

(ア) 出願が承認される場合

実体審査の結果に照らして特許出願がなされた発明が前述した第54条の規定を充足している場合、法務人権大臣は、出願を承認する（第58条第1項）。

(イ) 特許付与の通知

出願を承認した場合、法務人権大臣は、その出願に特許を付与したこと を出願人又はその代理人に対して書面により通知する（第58条第2項）。

(ウ) 特許証明書の発行

法務人権大臣は、特許付与通知書の日付から2か月以内に特許証明書を 発行する。なお、出願人は、その2か月の期間において出願の取下げ又は 明細書及び特許請求の範囲の補正を行うことはできない（第58条第3項 及び第4項）。

この特許証明書は特許の証拠に当たり、その特許権の保護範囲は、特許 請求の範囲に詳述されている発明に基づき特定される（第59条第1項及 び第2項）。

特許の保護は、特許証明書の発行により証明され、出願日に遡及して適 用される（第60条）。

(エ) 特許の登録及び公告

付与された特許は、それが国家の防衛安全保障の利益に関わる特許であ る場合を除いて登録され、公告される（第58条第5項）。

(オ) 特許文書の抄本又は謄本の取得の可否

法務人権大臣は、特許文書の抄本又は謄本を、それを必要とする者に対 して費用の賦課を伴い交付することができる（第58条第6項）。

(カ) 特許証明書等の更正

特許証明書及び／又は特許証明書と一体を成すその別紙の中のデータに 誤りが認められる場合、特許権者又はその代理人は、更正申請を、次の帰 責性の有無に応じた基準により費用の賦課を受けて又は費用の賦課を受け

ることなく、法務人権大臣に対して書面により提出することができる（第61条第1項ないし第3項、同条第1項注解）。

出願人の帰責性の有無	費用賦課の有無
データの誤りが出願人の過誤に当たる場合	更正申請には費用を賦課する
データの誤りが出願人の過誤に当たらない場合	更正申請には費用を賦課しない

更正申請を提出するデータの変更が特許権者の名称及び／又は住所の変更である場合は、法務人権大臣により登録され、公告される（第58条第5項）。

ウ 拒絶裁決

(ア) 出願人への補正要請

審査官より特許出願がなされた発明が前述した第54条の規定を充足していないとの報告を受けた場合、法務人権大臣は、出願人又はその代理人に対して、その規定を充足するよう、次を記載した書面により通知する（第62条第1項及び第2項）。

- a. 充足しなければならない規定
- b. 理由及び実体審査で用いたレファレンス

(イ) 補正期間

出願人は、前述した通知書の日付から3か月以内に、通知書に表示されているとおりに答弁を提出し及び／又は規定を充足しなければならない（第62条第3項）。

この3か月の補正期間は、最長で2か月間延長することができ、その後の補正期間は、最長で1か月間、費用の賦課を伴い再び延長することができる（同条第4項及び第5項）。

また、出願人は、不可抗力を理由とした補正期間の延長申請を、法務人権大臣に対して、裏付証拠を伴い書面により提出することができる（同条第7項）。その延長申請を受けた法務人権大臣は、補正期間の延長を、前述した再延長期間の終了から最長で6か月間付与することができる（同条第8項）。

(ウ) 出願を拒絶する場合

出願人が前述した補正期間内に通知書に表示されているとおりに答弁を提出したもの、規定を充足していない場合、法務人権大臣は、出願を拒絶したことを、出願人に対して、2か月以内に書面により通知する（第62条第9項）。

(エ) 出願を取り下げたとみなす場合

出願人が前述した補正期間内に通知書に表示されているとおりに答弁を提出しない場合、法務人権大臣は、出願を取り下げたとみなすことを、出願人に対して、2か月以内に書面により通知する（第62条第10項）。

9. 審判請求

(1) 審判請求の提出事由及び提出手順

ア 審判請求の提出事由

審判請求は、次に対して提出することができる（第67条第1項）。

- a. 出願の拒絶
- b. 特許付与後の明細書、特許請求の範囲、図面の訂正
- c. 特許付与裁決

イ 審判請求の提出手順

審判請求は、申立人又はその代理人が、特許審判委員会に対して、法務人権大臣宛の副本と共に、費用の賦課を伴い書面により提出する（第67条第2項）。

(2) 「出願の拒絶」に対する審判請求について

ア 審判請求の提出期限

出願の拒絶に対する審判請求は、出願拒絶通知書の送付日から 3 か月以内に提出する必要がある（第 68 条第 1 項）。

イ 審判請求での主張事項

出願の拒絶に対する審判請求では、出願の拒絶に対する異議及びその理由を漏れなく詳述しなければならない。ただし、その理由は、発明の範囲を拡張する新たな理由又は説明に該当するものであってはならない（第 68 条第 4 項及び第 5 項）。

ウ 審判請求に対する審理の開始期限

特許審判委員会は、審判請求に関する審理を、審判請求の受領日から 1 か月以内に開始する（第 68 条第 3 項）。

エ 審判請求に対する裁決の決定期限

特許審判委員会は、裁決を、審理の開始日から 9 か月以内に決定する（第 68 条第 6 項）。

オ 裁決の通知書の送付

特許審判委員会は、その裁決の通知書を、認容裁決又は棄却裁決の日付から 1 4 日以内に送付する義務を負う（第 71 条）。

カ 審判請求が認容された場合の対応

特許審判委員会が審判請求を認容する裁決を発した場合、法務人権大臣は、次を行う（第 68 条第 7 項及び第 8 項）。

- a. 特許証明書を発行する
- b. それを登録し、電子メディア及び／又は非電子メディアを通じて公告する

(3) 「特許付与後の明細書、特許請求の範囲、図面の訂正」に対する審判請求について

ア 審判請求の提出期限

特許付与後の明細書、特許請求の範囲、図面の訂正を求める審判請求は、特許付与通知書の送付日から 3 か月の期間内に提出する必要がある（第 69 条第 1 項）。

イ 行うことができる訂正の範囲／要件

明細書、特許請求の範囲、図面の訂正は、次の事項に限定される（第 69 条第 4 項）。

- a. 特許請求の範囲の限縮
- b. 明細書の翻訳における誤りの訂正
- c. 不明確な又は曖昧な明細書の内容に対する明確化

この訂正是、発明の保護範囲を最初に提出した発明の保護範囲から拡張するものであってはならない（同条第 5 項）。

ウ 審判請求に対する審理の開始期限

特許審判委員会は、審判請求に関する審理の実行を、審判請求の受領日から 1 か月以内に開始する（第 69 条第 3 項）。

エ 審判請求に対する裁決の決定期限

特許審判委員会は、裁決を、審理の開始日から 6 か月以内に決定する（第 69 条第 6 項）。

オ 裁決の通知書の送付

特許審判委員会は、その裁決の通知書を、認容裁決又は棄却裁決の日付から 1 4 日以内に送付する義務を負う（第 71 条）。

カ 審判請求が認容された場合の対応

特許審判委員会が審判請求を認容する裁決を発した場合、法務人権大臣は、次を行う（第 69 条第 7 項及び第 8 項）。

- a. 特許証明書の別紙を変更する
- b. それを登録し、電子メディア及び／又は非電子メディアを通じて公告する

(4) 「特許付与裁決」に対する審判請求について

ア 審判請求の提出方法

特許付与裁決に対する審判請求は、利害関係者又はその代理人が、特許審判委員会に対して、法務人権大臣に交付される副本と共に、費用の賦課を伴い書面により提出する（第70条第1項）。

イ 審判請求の提出期限

特許付与裁決に対する審判請求は、特許付与の通知日から9か月以内に提出する必要がある（第70条第2項）。

ウ 審判請求に対する審理の開始期限

特許審判委員会は、審判請求に関する審理の実行を、審判請求の受領日から1か月以内に開始する（第70条第4項）。

エ 審判請求での主張事項

特許付与裁決に対する審判請求では、異議及びその理由を、強力な裏付証拠を完備して漏れなく詳述しなければならない（第70条第5項）。

オ 審判請求に対する裁決の決定期限

特許審判委員会は、裁決を、審理の開始日から9か月以内に決定する（第70条第6項）。

カ 裁決の通知書の送付

特許審判委員会は、その裁決の通知書を、認容裁決又は棄却裁決の日付から14日以内に送付する義務を負う（第71条）。

キ 審判請求が認容された場合の対応

特許審判委員会が審判請求を認容する裁決を発した場合、法務人権大臣は、次を行う（第69条第7項ないし第9項）。

- a. 一部認容の場合は、特許証明書の別紙を変更する
- b. 全部認容の場合は、特許証明書を失効させる
- c. それを登録し、電子メディア及び／又は非電子メディアを通じて公告する

(5) 特許審判委員会の棄却裁決に対する不服申立

ア 不服申立の手段及び手順

次に対する特許審判委員会の棄却裁決に対して、申立人又はその代理人は、商務裁判所への訴訟を、棄却通知書の送付日から3か月以内に提起することができる（第72条第1項及び第2項）。

- a. 出願の拒絶
- b. 明細書、特許請求の範囲、図面の訂正
- c. 特許付与裁決

イ 商務裁判所の判決に対する不服申立の手段

前述した商務裁判所の判決に対して不服がある場合は、最高裁判所への上告申立を提出することができる（第72条第3項）。

(6) 特許審判委員会

ア 特許審判委員会の職務

特許審判委員会は、次を受領し、審理し、決議することを職務とする（第64条第1項）。

- a. 出願の拒絶に対する審判請求
- b. 特許付与後の明細書、特許請求の範囲、図面の訂正に対する審判請求
- c. 特許付与裁決に対する審判請求

イ 合議体の設置

特許審判委員会は、審判請求を審理するために、次の要件を充たす合議体を設置する（第65条）。

- a. 人数は3名以上5名以下の奇数名
- b. 1名を委員長と定める
- c. 合議体の構成員は特許審判委員会の構成員を出自とし、その構成員の中の1名は、役職が中等審査官以上である出願への実体審査を行っていない審査官とする
- d. 合議体の人数を3名超とする場合は、前述した審査官の人数を、審査官以外の合議体構成員よりも少数とする

10. 特許権の移転

(1) 特許権の移転／譲渡可能事由

特許権は、その全体又は一部のいずれであるかを問わず、次により移転し又は譲渡することができる（第74条第1項）。

- a. 相続
- b. 贈与
- c. 遺言
- d. 寄進
- e. 書面契約
- f. 法令の規定に基づき認められるその他の原因¹³

ただし、この「移転し又は譲渡することができる」のは経済的権利のみであり、人格的権利は、移転／譲渡後も引き続き発明者自身に帰属する（同項注解）。

(2) 特許権の移転／譲渡時の義務

特許権の移転／譲渡では、次が義務付けられる。

- a. 特許権の移転は、特許及び特許に関連するその他の権利の原本文書を伴わなければならない（第74条第2項）
- b. 特許に対する権利の移転は、公正証書により行わなければならない（同条

¹³ この「その他の原因」の例として、特許権者であった法人の解散に起因する特許の所有が挙げられている（第74条第1項注解）。

第 1 項注解)

- c. 特許権移転のあらゆる形態は、費用の賦課を伴い登録し、公告しなければならない（同条第 3 項）

(3) 不適法な特許権の移転の効果

特許権の移転が第 74 条第 1 項ないし第 3 項の規定に適合していない場合、特許権者のあらゆる権利及び義務は、引き続き特許権者に帰属する（第 74 条第 4 項）。

(4) 特許権が移転した場合の発明者的人格権の取扱い

特許権が移転したとしても、氏名及び ID が特許権利証中に掲載されたままとされる発明者の権利（人格権）は消滅しない（第 75 条、同条注解）。

11. 特許権のライセンス

(1) 特許権のライセンスの可否

特許権者は、第 19 条所定の行為の全部又は一部を行うためのライセンスを、他者に対して、独占排他的な又は非独占排他的なライセンス契約に基づき付与する権利を有する（第 76 条第 1 項及び第 2 項）。

(2) ライセンサーである特許権者が自ら特許権を行使することの可否

他者にライセンスを付与した特許権者は、異なる契約をした場合を除き、その特許を自ら実施する権利を有する（第 77 条）。

(3) ライセンス契約の有効期間

特許権のライセンス契約は、ライセンスの付与期間にわたって適用される（第 76 条第 3 項）。

(4) ライセンス契約の地理的な適用範囲

特許権のライセンス契約は、インドネシア共和国単一国家領域内で適用される（第76条第3項）。

(5) ライセンス契約への記載が禁止される事項

ライセンス契約には、次を記載することを禁止される（第78条）。

- a. インドネシアの国益を毀損する可能性がある規定
- b. 技術の移転、修得、開発を行う上でインドネシア国民の能力を阻害する制限

法務人権大臣は、これらが記載されているライセンス契約の登録申請を棄却する（第79条第3項）。

(6) ライセンス契約の登録及び公告義務

ライセンス契約は、費用の賦課を受けて登録し、公告しなければならない（第79条第1項）。

仮にライセンス契約の登録及び公告を行わない場合、そのライセンス契約は、第三者に対して法律効果を持たない（同条第2項）。

12. 特許権の強制ライセンス

(1) 強制ライセンスとは

強制ライセンスとは、次の理由による申請を受けて法務人権大臣が発する裁決に基づき付与される特許を実施するための非独占排他的な性質のライセンスに当たる（第81条、第82条第1項）。

- a. 特許が、特許の付与から36か月間、第20条のとおりにインドネシアで実施されていない（第82条第1項a）
- b. 特許権者又はライセンサーが、その特許を公衆の利益を毀損する形で及び方法により実施した（同項b）
- c. 過去に付与された特許の改良特許を、依然として保護の途上にある他者の特許を使用せずに実施することができない（同項c）

(2) 強制ライセンス申請の提出

ア 強制ライセンス申請を提出することができる場合

強制ライセンス申請は、前述した申請可能事由に応じて、次の場合に提出することができる。

申請可能事由	左記事由に基づき申請を提出することができる場合
特許が、特許の付与から36か月間、第20条のとおりにインドネシアで実施されていない	左記事由による強制ライセンスの申請は、特許の付与日から36か月の期間が経過した後に提出することができる（第83条第1項）
特許権者又はライセンシーがその特許を公衆の利益を毀損する形で及び方法により実施した	左記事由による強制ライセンスの申請は、特許の付与後に隨時提出することができる（同条第2項）
過去に付与された特許の改良特許を、依然として保護の途上にある他者の特許を使用せずに実施することができない	左記事由による強制ライセンスの申請は、特許の付与後に隨時、実施予定の特許が既存の特許よりも進んだ新規の要素を含んでいる場合に限り提出することができる（同条第2項及び第3項）

イ 強制ライセンス申請を改良特許の実施のために提出する場合の規律

強制ライセンス申請を第82条第1項c所定の改良特許を実施するために提出する場合は、次の規定が適用される（第85条）。

a.	特許権者は、他者の特許を適正な要件に基づき使用するために、相互にライセンスを付与し合う権利を有する（第85条a） ※ この「相互にライセンスを付与し合う」とは、発明Aの特許権者が、発明A+1に対する特許を所有しているライセンシーに対してライセンスを付与し、そのライセンシーが、発明Aの特許権者に対して、発明A+1に対する特許を使用するためのライセンスを付
----	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	与することをいう（同条 a 注解）。
b.	ライセンサーによる改良特許の使用は移転することはできない。ただし、他の特許と共に移転する場合はこの限りでない（同条 b）

(3) 強制ライセンス申請に対する審理

ア 専門家チームによる審理

強制ライセンス申請に対する審理は、強制ライセンス申請が提出された特許の分野に応じて法務人権大臣が設置するアドホックな性質の専門家チームが行う（第 86 条第 1 項）。

イ 特許権者の意見聴取

審理を行うに当たり、専門家チームは、意見を聴取するために特許権者を呼び出すものとし、特許権者は、その通知日から 30 日以内に意見を提出する義務を負う（第 86 条第 2 項及び第 3 項）。

仮に特許権者がその期間内に意見を提出しない場合、特許権者は、強制ライセンスの付与に同意したものとみなされる（同条第 4 項）。

(4) 強制ライセンス申請に対する裁決の種類及びその通知手順

ア 裁決の種類

法務人権大臣が強制ライセンス申請に対して付与する裁決の種類は、次のとおりである（第 87 条第 1 項）。

- a. 認容
- b. 留保
- c. 廃却

イ 特許の実施に 36 か月超の期間を要する場合の裁決の種類

専門家チームの提言及び特許権者の説明に照らし、強制ライセンス申請の対象特許をインドネシアで商業的に実施するために 36 か月よりも長期の期間を必要とする場合、法務人権大臣は、強制ライセンスの付与を留保し又は廃却することができる（第 90 条第 1 項）。

この強制ライセンス付与が留保される期間は、強制ライセンス付与留保通知の日付から最長で12か月間とされる（第91条第1項）。

強制ライセンスの付与を留保した場合、法務人権大臣は、その留保期間が終了した日付から14日以内に、強制ライセンス申請を認容し又は棄却する裁決を決定する（同条第2項）。

ウ 裁決の通知手順

法務人権大臣は、強制ライセンス申請を認容し、留保し又は棄却する裁決の通知を、次に対して、裁決の決定日から7日以内に行う（第87条第1項及び第2項）。

- a. 申請者又はその代理人
- b. 特許権者又はその代理人

（5）強制ライセンス申請を認容する場合

ア 強制ライセンスの付与を認容するための要件

法務人権大臣は、強制ライセンスの付与を、次の場合に限り認容することができる（第84条）。

- a. 申請者又はその代理人が、その特許を自ら完全に実施する能力を有しており、かつその特許を可及的速やかに実施するための施設を保有していることの証拠¹⁴を提出することができる（同条第1項a）
- b. 申請者又はその代理人が、特許権者から適正な要件及び条件の下でライセンスを受けるための措置を講じるべく12か月まで努力したものの、成果が得られなかった（同項b）
- c. 法務人権大臣が、その特許をインドネシアにおいて相当な経済規模により実施することができ、かつその特許が公衆に対して便益を与えることができるとの意見を有している（同項c）

¹⁴ この証拠には、申請者又はその代理人の要請に基づき交付された権能を有する機関からの説明を完備しなければならない（第84条第2項）。

また、法務人権大臣は、薬剤製品に関する強制ライセンスを、次の場合に付与することができる（第93条）。

- a. インドネシアで特許を付与された薬剤製品（材料又は疾病を診断するための器具等）を人間の疾病的治療目的で生産するためである場合（同条第1項、同項注解）
- b. インドネシアで特許を付与されたものの、未だインドネシアで生産することのできない薬剤製品を調達するための輸入を人間の疾病的治療目的で行うためである場合（同条第2項）
- c. 発展途上国又は低開発国からの要請に基づき、インドネシアで特許を付与されかつインドネシアで生産される薬剤製品を人間の疾病的治療目的で輸出するためである場合（同条第3項）

イ 強制ライセンス付与裁決の決定

強制ライセンス申請を認容する場合、法務人権大臣は、申請者又はその代理人に対する強制ライセンスの付与に関する法務人権大臣裁決を、強制ライセンス申請の提出日から90日（留保通知の日付から最長で12か月間の留保期間は含まない。）以内に、対価の金額及びその支払方法を含めて決定する（第88条第1項ないし第3項）。

ウ 強制ライセンス付与裁決の記載事項

強制ライセンス付与裁決には、次を記載する（第88条第4項）。

- a. 強制ライセンスが非独占排他的な性質を有すること
- b. 強制ライセンス付与の理由
- c. 強制ライセンス付与の根拠である情報又は説明を含む証拠
- d. 強制ライセンスの期間
- e. 強制ライセンスのライセンシーが特許権者に支払わなければならぬ対価の金額及びその支払方法
- f. 強制ライセンスの終了要件及び解除可能事由
- g. 強制ライセンスの申請がなされた特許の全体又は一部である強制ライセンスの範囲
- h. 当事者らの利益を公平に確保する上で必要なその他の事項

エ 強制ライセンス付与裁決の謄本の交付

法務人権大臣は、強制ライセンス付与裁決の謄本を、次に対して、強制ライセンス付与裁決の決定日から 30 日以内に交付する（第 95 条）。

- a. 強制ライセンス申請者又はその代理人
- b. 特許権者又はその代理人

オ 強制ライセンス付与裁決の抄本申請

各人は、強制ライセンス付与裁決の抄本申請を、知的財産総局に対して、費用の賦課を伴い書面により提出することができる（第 96 条）。

カ 強制ライセンス付与裁決に対する不服申立手段

強制ライセンスの付与に関する法務人権大臣の裁決に対して不服がある場合は、商務裁判所に訴訟を提起することができる（第 89 条）。

(6) 強制ライセンスの登録及び公告

法務人権大臣は、強制ライセンス付与裁決を決定した日付から 30 日以内に、強制ライセンスの付与を特許総目録に登録し、電子メディア及び／又は非電子メディアを通じて公告する義務を負う（第 94 条）。

(7) 強制ライセンスの実施に関する規律

ア 強制ライセンスの期間

強制ライセンスの期間は、強制ライセンスが申請された特許の保護期間を超えないものとして設定される（第 97 条）。

イ 強制ライセンスの実施が特許の実施とみなされること

強制ライセンスのライセンサーによる強制ライセンスの実施は、強制ライセンスが申請された特許の実施とみなされる（第 98 条）。

ウ 強制ライセンスと特許権者の年金支払義務の関係

強制ライセンスが付与されたとしても、特許権者の年金支払義務は免除されない（第99条）。

エ ライセンシーの対価支払義務

強制ライセンスのライセンシーは、金銭又は当事者らが合意したその他の形態による対価を特許権者に支払わなければならず、その金額及び支払方法は、法務人権大臣令で規律される（第92条、同条第1項注解）。

オ 半導体技術との関わりを有する強制ライセンスの実施に対する制限

強制ライセンスが半導体技術との関わりを有するものである場合、強制ライセンスのライセンシーは、その強制ライセンスを、次のためにのみ使用することができる（第100条）。

- a. 非営利的な性質の公益のため
- b. その特許の実施が独占又は不公正な事業競争行為に該当することを判定した裁判所の判決又は関係機関の裁決に基づき決定された措置を実行するため

（8）強制ライセンスの移転

ア 強制ライセンスの移転の可否

強制ライセンスは、相続による場合を除き、移転することはできない（第102条第1項）。

イ 相続により移転した強制ライセンスの取扱い

強制ライセンスが相続により移転した場合、その相続人は、次の規定の適用を受ける（第102条第2項ないし第5項）。

- a. 強制ライセンスの付与に関する法務人権大臣裁決が引き続き適用される
- b. 強制ライセンスの付与要件及びとりわけ強制ライセンス付与裁決中に規律されている期間等に関するその他の規定に拘束される
- c. 相続による移転の登録及び公告のために法務人権大臣に報告する義務を負い、その義務を履行しない場合は、強制ライセンスの付与に関する

る法務人権大臣裁決の適用を受けることはできない

(9) 強制ライセンスの終了

ア 強制ライセンスの終了事由

強制ライセンスは、次の場合に終了する（第103条第1項及び第2項）。

- a. 強制ライセンス付与裁決の中で定められた期間が終了した場合
- b. 強制ライセンスの付与に関する法務人権大臣裁決を取り消す確定済みの商務裁判所判決が存する場合
- c. 法務人権大臣の強制ライセンス付与裁決を取り消す裁決が存する場合

イ 強制ライセンス終了の効果

強制ライセンスが終了した場合は、強制ライセンスの終了を特許総目録に登録した日付以降、特許権者はその特許に対する権利を回復する（第106条）。

ウ 強制ライセンス終了の登録及び公告

法務人権大臣は、強制ライセンスの終了日から14日以内に、強制ライセンスの終了を特許総目録に登録し、電子メディア及び／又は非電子メディアを通じて公告する義務を負う（第105条）。

13. 特許権への担保設定

特許権は、信託担保の客体とすることができます（第108条）。

14. 小特許

(1) 小特許を付与することができる発明

小特許は、新規の、既存の物又は方法の改良である、産業上利用可能な1つの発明¹⁵のためにのみ付与される（第3条第2項、第122条第1項）。

（2）小特許に対する実体審査申請

小特許に対する実体審査申請は、小特許出願の提出と同時に費用の賦課を伴い行う（第122条第2項）。

なお、次の場合、小特許出願は、取り下げたものとみなされる（同条第3項）。

- a. 実体審査申請を前述した期限までに行わない場合
- b. 小特許に対する実体審査の費用を支払わない場合

（3）小特許の出願公開

小特許出願の公開は、小特許出願の出願日から14日以内に、その期間を公開日から14営業日として行われる（第123条第1項及び第2項）。

（4）小特許出願に対する実体審査

小特許出願に対する実体審査は、公開期間の終了後に行われる（第123条第3項）。出願公開に伴い提出された異議は、実体審査の段階において、直ちに追加の判断材料として用いられる（同条第4項）。

（5）小特許出願に対する承認裁決又は拒絶裁決の付与期限

法務人権大臣は、小特許出願を承認し又は拒絶するための裁決を、小特許出願の出願日から6か月以内に付与する義務を負う（第124条第1項）。

（6）小特許の登録及び公告並びに小特許証明書の交付

付与された小特許は登録され、電子メディア及び／又は非電子メディアを通じて公告される（第124条第2項）。また、法務人権大臣は、小特許証明書を、小特許権者に対して権利の証拠として交付する（同条第3項）。

¹⁵ この「1つの発明」とは、小特許の出願を1つの独立した請求項のみのために提出する場合をいう。ただし、複数の従属する請求項を含むことは否定されない（第122条第1項注解）。

(7) 特許に関する規定の小特許への準用

特許法中の全ての規定は、第3条第1項及び第7条の規定並びに第IX章の異なる定めがなされている規定を除き、小特許に対して準用される（第121条）。

15. 費用

(1) 年金支払義務

特許権者又は特許のライセンシーは、年金を支払う義務を負う（第21条）。

(2) 年金の支払方法

年金の支払いは、特許権者又はその代理人である知的財産コンサルタントが行う（第127条第1項、同項注解）。

ただし、特許権者がインドネシア共和国単一国家領域に居住場所を有していない場合又は定常的に所在していない場合、年金の支払いは、そのインドネシアにおける代理人を通じて行うことが義務付けられる（同条第2項）。

その代理人は、年金の金額を特許権者に通知し、その支払いを特許権者の名義により行うこととなる（同条第3項）。

(3) 年金の支払期限及び金額

ア 初回の年金の支払期限及び金額

特許及び小特許のための初回の年金の支払いは、次のとおり行う（第126条第1項、第2項及び第4項）。

支払期限	特許証明書の発行日（すなわち特許の付与日）から6か月以内
支払金額	出願日から特許が付与された年までを初年度とし、その初年度のために支払う年金にその翌年の年金を加算した金額（ただし、政令で例外が定められる可能性あり。）。

イ 2回目以降の年金の支払期限

2回目以降の年金の支払いは、遅くとも、翌年の保護期間における出願日と同一の日付の1か月前までに行う（第126条第3項）。

ウ 事例検討

(ア) はじめに

年金の支払期限及び金額に関する上記説明はやや分かりにくいため、第126条第3項注解には、具体的な事例を踏まえた説明が記載されている。以下、その説明を紹介する。

(イ) 事例

出願が2010年4月1日に提出され、その出願に対する特許が2013年1月5日に付与された。また、各年の年金の金額は下表のとおりであった。

年	期間	年金の金額
1年目	2010年4月1日～2011年3月31日	A
2年目	2011年4月1日～2012年3月31日	B
3年目	2012年4月1日～2013年3月31日	C
4年目	2013年4月1日～2014年3月31日	D
5年目	2014年4月1日～2015年3月31日	E
6年目	2015年4月1日～2016年3月31日	F

(ウ) 上記事例における初回の年金の支払期限

上記事例における初回の年金の支払期限は、特許の付与日から6か月以内、すなわち2013年7月4日となる。

(エ) 上記事例における初回の年金の金額

初回の年金の金額は、次の算式により計算される。

(出願年から特許付与年までの年金の合計) + (特許付与の翌年の年金)

したがって、上記事例における初回の年金の金額は、 $(A+B+C)+D=A+B+C+D$ となる。

(才) 上記事例における 2 回目の年金の支払期限及び支払金額

上記事例における 2 回目の年金の支払期限は、翌年の保護期間における出願日と同一の日付の 1 か月前、すなわち 2014 年 3 月 2 日となり、支払義務を負う金額は、5 年目の金額、すなわち E となる。

(4) 年金不払の効果

年金を所定の期限までに支払わない場合、特許は取り消したものとされる（第 128 条第 1 項）。

(5) 年金の支払いの猶予

ア 年金支払猶予申請の提出

特許権者は、年金支払猶予申請書を、法務人権大臣に対して、年金支払期限日の 7 日前までに提出することができる（第 128 条第 2 項及び第 3 項）。

イ 年金支払猶予申請を出した特許権者による年金の支払方法

年金支払猶予申請書を出した特許権者は、年金の支払いを、特許の年金支払期限の満了日から最長で 12 か月の猶予期間において行う（第 128 条第 4 項）。

ただし、その年金の支払いに対しては、追加費用が、その金額を年金の支払総額の 100 % として賦課される（同条第 5 項）。

ウ 特許権者が猶予期間内に年金を支払わない場合の効果

特許権者が年金の支払いを前述した猶予期間内に行わない場合は、次の規定が適用される（第 128 条第 6 項）。

- a. 特許権者は、第三者による第19条所定の行為の実行を禁止すること
ができず、かつ特許を第三者にライセンスし又は譲渡することはでき
ない
- b. 第三者は、第19条所定の行為を行うことはできない
- c. 特許権者は、民事訴訟又は刑事訴追を行うことはできない

16. 特許の取消し

(1) 総論

ア 特許の取消事由

特許は、次によりその一部又は全体が取り消される（第130条）。

- a. 法務人権大臣が特許権者自身の取消申立を認容した
- b. 特許を取り消す裁判所の判決が確定した
- c. 特許審判委員会が特許取消裁決を発行した
- d. 特許権者が年金支払義務を履行しない

イ 特許取消の通知並びに登録及び公告

上記事由により特許が取り消された場合、法務人権大臣は、その取消しを、
次に対して、電子的又は非電子的な書面により通知する（第135条第1項）。

- a. 特許権者又はその代理人
- b. ライセンサー又はその代理人

また、取り消された特許については登録及び公告を行う（同条第2項）。

ウ 特許取消の効果

特許の取消しは、特許及びその特許に由来するその他の事項に関わるあらゆ
る法律効果を喪失させる（第137条）。

消滅した特許の特許権者又はライセンサーは、年金の支払義務を負わない（第
136条）。

取り消された特許は、商務裁判所の判決に基づく場合を除き、回復させることはできない（第141条）。

（2）特許権者自身の特許取消申立の認容を理由とする特許の取消しについて

ア 特許権者自身による特許取消申立の提出

特許権者自身の特許取消申立の認容を理由とする特許の取消しは、特許権者が特許請求の範囲の全体又は一部につき法務人権大臣に対して提出する書面による特許取消申立を基礎として行う（第131条第1項）。

ただし、取消しを申し立てる特許がライセンスの客体となっている場合、特許権者は、そのライセンサーの同意書を特許取消申立に添付しない限り、その特許の取消申立を提出することはできない（同条第3項）。

イ 特許権者が提出した特許取消申立に対する裁決

法務人権大臣は、特許権者の特許取消申立に対する裁決を、次に対して書面により通知する（第131条第4項）。

- a. 特許権者又はその代理人
- b. ライセンサー又はその代理人

また、法務人権大臣はその裁決を登録し、電子メディア及び／又は非電子メディアを通じて公告する（同条第5項）。

ウ 特許の消滅日

特許の取消しは、特許の取消しに関する法務人権大臣裁決の決定日より消滅する（第131条第6項）。

（3）商務裁判所の取消判決による特許の取消しについて

ア 特許取消訴訟の形態

特許の取消訴訟には、次の形態が存する（第132条）。

（ア）特許に対して利害関係を有する第三者が原告となる取消訴訟

次を理由とする特許の取消訴訟は、取消しを求める特許に対して利害関係を有する第三者が、特許権者に対して、商務裁判所を通じて提起する（第132条第2項、同項注解）。

- a. 第3条、第4条又は第9条の規定に照らし、特許が本来は付与されるべきではなかった（第132条1項a）
- b. 遺伝資源及び／又は伝統的知識に由来する特許が第26条の規定を充足していない（第132条第1項b）

（イ）特許権者又はライセンシーが原告となる取消訴訟

特許が、同一の発明のために他者に対して付与された他の特許と同一であることを理由とする取消訴訟は、特許権者又はライセンシーが、その特許と同一の他の特許を取り消すために、商務裁判所に提起する（第132条第3項）。

（ウ）検察官等の国益代表者が原告となる取消訴訟

次を理由とする取消訴訟は、検察官又は国益を代表する他者が、特許権者又は強制ライセンスのライセンシーに対して、商務裁判所に提起する（第132条第4項）。

- a. 強制ライセンスを付与した後、その付与日から2年の期間又は仮に複数の強制ライセンスを付与した場合は最初の強制ライセンスの付与日から2年の期間が経過しても、公衆の利益を毀損する形及び方法による特許の実施の継続を防ぐことができなかった（同条第1項d）
- b. 特許権者が第20条の特許実施義務を履行していない（第132条第1項e）。

イ 特許取消訴訟の対象

特許の取消訴訟が1若しくは複数の請求項又は請求項の一部のみに関するものである場合は、取消しを、取消しを訴求する1若しくは複数の請求項又は請求項の一部に対してのみ行う（第133条）。

ウ 特許取消訴訟の訴訟手続

特許の取消訴訟に関する第132条及び第133条の規定には、後述する特許法第XIII章所定の訴訟手続に関する規定が準用される（第147条）。

エ 取消訴訟判決の登録及び公告

商務裁判所は、既に確定した特許の取消しに関する判決の謄本を、知的財産総局に対して、判決の言渡しから14日以内に交付する義務を負い、法務人権大臣は、その判決謄本を商務裁判所から受領した後、その判決の主文を登録し、公告する（第146条第4項及び第5項）。

オ 特許の消滅日

特許は、商務裁判所の判決で異なる定めをした場合を除き、その取消判決が確定した日付にその全体又は一部が消滅する（第138条第1項）。

（4）特許審判委員会の特許取消裁決の発行による特許の取消しについて

ア 取り消された特許のライセンサーの保護

特許審判委員会の特許取消裁決の発行により取り消された特許のライセンサーは、自身が保有しているライセンスを、取り消されていない他の特許に対するライセンスとして、ライセンス契約で定めた期間が終了するまで引き続き実施する権利を有する（第139条第1項、同項注解）。

イ 取り消された特許に関するライセンスのライセンス料の取扱い

特許審判委員会の特許取消裁決の発行により取り消された特許のライセンサーは、特許の取消しを受けた特許権者に対してはライセンス料の支払義務を負わない（第139条第2項）。

仮に、特許の取消しを受けた特許権者が、ライセンス料をライセンサーから既に一括で受領している場合、その特許の取消しを受けた特許権者は、ライセンスの残存使用期間に応じたライセンス料総額を、権利を有する特許権者に交付する義務を負う（同条第3項）。

（5）年金支払義務の不履行による特許の取消しについて

特許権者が年金支払義務を第126条又は第128条第1項所定の期間内に履行しない場合は、その特許を取り消すことができる（第134条第1項）。その場合、法務人権大臣は、特許権者への通知¹⁶を、その特許の消滅を表明する前の30日の期間内に行う義務を負う（同条第2項）。

17. 紛争解決

（1）紛争の類型及びその解決手段

ア 冒認出願等

特許が特許を受ける権利を有する者以外の者に対して付与された場合、第10条、第11条、第12条及び第13条所定の特許を受ける権利を有する者は、商務裁判所に訴訟を提起することができる（第142条）。

イ 特許権者の権利侵害

特許権者又はライセンシーは、第19条第1項所定の行為を故意にかつ無権利で行った各人にに対して、商務裁判所に損害賠償請求訴訟を提起する権利を有する（第143条第1項）。

その損害賠償請求は、その物又は方法が特許発明を用いて作成されたものであることが証明された場合に限り、認容することができる（同条第2項）。

また、特許権者又はライセンシーは、その紛争を、仲裁又は裁判外紛争解決手続（交渉、斡旋、調停、当事者らが選択したその他の方法）を通じて解決することもできる（第153条、同条第1項注解）。

ウ 特許又は小特許の侵害に対する刑事訴追

特許又は小特許の侵害に対して刑事訴追が生じた場合、当事者らは、まず、斡旋の手段を通じて解決しなければならない（第154条）。

¹⁶ 仮に特許権者がこの通知を受領しなかったとしても、特許の取消しには影響を与えない（第134条第3項）。

(2) 訴訟による紛争解決の手続

ア 管轄裁判所

前述した訴訟の管轄裁判所は、原則として、被告の居住場所又は法定住所を管轄する商務裁判所とされる（第144条第1項）。

ただし、当事者のいずれかがインドネシア領外に居住場所を有している場合は、中央ジャカルタ商務裁判所が管轄裁判所となる（同条第2項）。

イ 審理開始前の事務手続

商務裁判所の所長は、期日を、訴訟の登録日から14暦日¹⁷以内に決定する（第144条第3項、同項注解）。

また、訴訟に対する審理の期日は、訴訟の登録日から60暦日以内に開始される（同条第4項、同項注解）。

ウ 判決

(ア) 判決の言渡期限及び言渡方法

訴訟に対する判決は、訴訟の登録日から180暦日以内に、公開期日において言い渡さなければならない（第146条第1項及び第2項、同条第1項注解）。

(イ) 当事者への判決謄本の交付

商務裁判所は、判決謄本を、欠席した当事者らに対して、判決を公開期日において言い渡してから14暦日以内に交付する義務を負う（第146条第3項、同項注解）。

(ウ) 取消訴訟判決の登録及び公告

¹⁷ この14日は、第144条第3項の注解に暦日であるとの注記が付されているため、その点を明記した。以下、法令又はその注解において暦日であることが明確にされている場合は、同様に暦日であることを明記している。

商務裁判所は、既に確定した特許の取消しに関する判決の謄本を、知的財産総局に対して、判決の言渡しから 14 曆日以内に交付する義務を負い、法務人権大臣は、その判決謄本を商務裁判所から受領した後に、その判決の主文を登録し、公告する（第 146 条第 4 項及び第 5 項、同条第 4 項注解）。

(3) 不服申立

ア 不服申立の手段

第 146 条第 1 項所定の商務裁判所の判決に対して不服がある場合は、最高裁判所への上告申立を提出することができる（第 148 条）。

イ 上告申立／上告理由書／上告理由反論書の提出手順

(ア) 上告申立の提出

上告申立は、上告を申し立てる判決の言渡日又は受領日から 14 曆日以内に、第一審の判決を行った商務裁判所に登録する（第 149 条第 1 項、同項注解）。

その上告申立を受領した商務裁判所は、書記官が登録の受領日と同一の日付において署名をした受領証を交付する（同条第 2 項）。

(イ) 上告理由書の提出

上告人は、上告理由書を、書記官に対して、上告申立の登録日から 14 曆日以内に提出する義務を負う（第 150 条第 1 項、同項注解）。

書記官は、上告申立及び上告理由書を、被上告人側に対して、上告理由書の受領から 2 曆日以内に通知する義務を負う（同条第 2 項、同項注解）。

(ウ) 上告理由反論書の提出

被上告人は、上告理由反論書を、書記官に対して、被上告人が上告理由書を受領した日付から 14 曆日以内に提出することができる（第 150 条第 3 項、同項注解）。

また、書記官は、上告理由反論書を、上告人に対して、上告理由反論書の受領から 7 曆日以内に交付する義務を負う（同条第 4 項、同項注解）。

ウ 審理開始前の裁判所による事務手続

書記官は、上告事件の記録（上告申立、上告理由書、上告理由反論書、その他の文書）を、最高裁判所に対して、第 150 条第 3 項所定の期間の経過から 7 曆日以内に送付する義務を負う（第 151 条第 1 項、同項注解）。

また、最高裁判所は、期日を、上告事件の記録の受領日から 7 曆日以内に決定し（同条第 2 項、同項注解）、上告事件記録に対する審理の期日を、上告事件の記録の受領日から 60 曆日以内に開始する（同条第 3 項、同項注解）。

エ 判決

(ア) 判決の言渡期限及び言渡方法

上告審判決は、上告事件記録を最高裁判所が受領した日付から 180 曆日以内に、公開期日において言い渡される（第 152 条第 1 項及び第 2 項、同項注解）。

(イ) 判決謄本の商務裁判所及び当事者への交付

最高裁判所の書記官は、上告審判決の謄本を、第一審の裁判を行った商務裁判所の書記官に対して、上告審判決の言渡日から 7 曆日以内に交付する義務を負う（第 152 条第 3 項、同項注解）。

その商務裁判所は、その上告審判決の謄本の受領から 7 曆日以内に、それを、次に対して、執行官を通じて交付する義務を負う（同条第 4 項、同項注解）。

- a. 上告人（同項 a）
- b. 被上告人（同項 b）
- c. 法務人権大臣（特許取消訴訟の場合）（同項 c）

(ウ) 判決の登録及び公告

法務人権大臣は、判決謄本を商務裁判所から受領した後、既に確定した判決の主文を登録し、公告する（第 152 条第 5 項）。

18. 裁判所の仮の決定

(1) 仮の決定書の発行目的

商務裁判所は、特許の実施により損害を被る者の請求を受けて、次のために、仮の決定書を発行することができる（第155条）。

- a. 特許及び／又は特許に関連する権利を侵害するものと推測される物品の流入を防ぐ
- b. 証拠物を侵害者による滅失から保全し、それを防ぐ
- c. より大きな損害を防ぐために侵害を停止させる

(2) 仮の決定申立の提出

ア 仮の決定申立の提出者及び管轄裁判所

仮の決定申立は、特許の実施により損害を被る者が、特許侵害の発生地を管轄する商務裁判所に提出する（第155条及び第156条）。

イ 仮の決定申立の提出要件

仮の決定申立は、次の要件を伴い書面により提出する（第156条）。

- a. 特許の所有に関する証拠を添付する
- b. 特許侵害発生の強力な端緒が存することの証拠を添付する
- c. 立証の必要のために請求、探索、収集及び保全をした物品及び／又は文書に関する明確な説明を添付する
- d. 担保として、仮の決定を受ける物品の評価額と同等の現金及び／又は銀行保証を差し入れる

(3) 仮の決定申立の審理の準備

仮の決定申立が前述した第156条所定の要件を充足している場合、商務裁判所の書記官は、仮の決定申立を登録し、その申立を、商務裁判所の所長に対して、 1×24 時間¹⁸以内に引き継ぐ義務を負う（第157条第1項）。

商務裁判所の所長は、仮の決定申立の受領日から2暦日以内に、仮の決定申立を審理する裁判官を指名する（同条第2項、同項注解）。

(4) 仮の決定申立に対する決定

前述した指名日から2暦日以内に、裁判官は、仮の決定申立を認容し又は棄却することを決定しなければならない（第157条第3項、同項注解）。

(5) 仮の決定に対する後続措置

ア 仮の決定を課される者の呼び出し

商務裁判所が仮の決定書を発行した場合、商務裁判所は、仮の決定を課した者を、説明を求めるために、仮の決定書の発行日から7暦日以内に呼び出す（第158条第1項、同項注解）。

仮の決定を課された者は、特許に関する説明及び証拠を、呼出状の受領日から7暦日以内に提出することができる（同条第2項、同項注解）。

イ 仮の決定の追認又は取消しの決定

商務裁判所の裁判官は、仮の決定書の発行日から30暦日以内に、仮の決定を追認し又は取り消すことを決定しなければならない（第158条第3項、同項注解）。

ウ 仮の決定を追認した場合の対応

¹⁸ この「 1×24 時間」との表記は、法令（原文）の”1x24 jam”をそのまま和訳したものである。このように表記する意味をインドネシア人弁護士に確認したところ、単に「 24 時間」と表記する場合と特段の違いではなく、このように表記する理由は、その分野の慣例だと思われるとのことであった。もっとも、このような「数字 $\times 24$ 時間」という表記形態は他の法令にもしばしば登場するものであり、筆者が確認したインドネシア人弁護士が把握していない意味が存在している可能性を完全に否定することはできないため、本稿では、原文をそのまま和訳した形により表記している。

商務裁判所の裁判官が仮の決定を追認した場合は、次が適用される（特許法158条4項）。

- a. 申立人が差し入れた担保金は、申立人に返還される
- b. 申立人は、特許侵害に対する損害賠償訴訟を提起することができる
- c. 申立人は、特許侵害を、インドネシア共和国国家警察捜査官又は一般公務員捜査官に報告することができる

エ 仮の決定を取り消した場合の対応

商務裁判所の裁判官が仮の決定を取り消した場合は、申立人が差し入れた担保金を、仮の決定を課された者に対して、その仮の決定に起因する損害の賠償として速やかに交付しなければならない（第158条第5項）。

19. 禁止行為

全ての人は、特許権者の許諾を得ていない場合、次を禁止される。

特許の種類	禁止行為
物の特許	特許が付与された物を販売し、貸与し又は引き渡すためにそれを製造し、使用し、販売し、輸入し、貸与し、引渡し又は提供する（第160条a）
方法の特許	特許が付与された生産方法を、物品の製造又は物の特許に関する前述したその他の行為のために使用する（第160条b）

20. 刑事規定

(1) 犯罪及び刑罰

条文	犯罪行為	刑罰	親告罪該当性
第161条	何人も、故意にかつ無権利で、特許との関係において第160条所定の行為を行った場合	4年以下の懲役刑及び／又は10億ルピア以下の罰金	親告罪 (第161条)
第162条	何人も、故意にかつ無権利で、小特許との関係において第160条所定の行為を行った場合	2年以下の懲役刑及び／又は5億ルピア以下の罰金	親告罪 (第161条)
第163条 第1項	何人も、第161条及び／又は第162条の規定に違反し、それが健康及び／又は環境への障害を引き起こした場合	7年以下の懲役刑及び／又は20億ルピア以下の罰金	—
第163条 第2項	何人も、第161条及び／又は第162条の規定に違反し、それが人の死亡を引き起こした場合	10年以下の懲役刑及び／又は35億ルピア以下の罰金	—
第164条	何人も、故意にかつ無権利で、第45条第1項所定の機密的な性質を有する出願文書を漏洩させた場合	2年以下の懲役刑	親告罪 (第161条)

(2) 付加刑

特許侵害の存在が証明された場合、裁判官は、その特許の侵害品である物品を国家において廃棄するために差し押さえるよう命じることができる（第166条）。

21. その他

次に対しては、特許法第 XVII 章所定の刑事規定及び民事訴訟規定は例外的に適用されない（第 167 条）。

- a. インドネシアで特許により保護されているいざれかの国で適法に販売された薬剤製品を、法令の規定に則り輸入するとの条件の下で並行輸入する場合
- b. インドネシアで特許により保護されている薬剤製品を、その特許の保護が終了する前の 5 年間において、その特許の保護の終了後に販売を行うための許認可プロセスを目的として生産する場合

第3 商標法制

1. 法令

インドネシアの商標に関する法律関係を規律する現行法令は、「商標及び地理的表示に関するインドネシア共和国法律 2016 年第 20 号」（以下「商標法」という。）であり、「商標及び地理的表示に関するインドネシア共和国法律 2001 年第 15 号」を全面改正する形で 2016 年 11 月 25 日に公布され、全 20 章、109 条により構成されている。

この商標法の条項の一部は、オムニバス法及び 2022 年法律代用政令の施行に伴い変更されており、以下で詳述する商標法の規律内容は、その改正の動きを反映させたものである。

また、商標法は、商標に加えて地理的表示や原産地表示に関する法律関係も規律しているが、本報告書では、商標に関する法律関係に絞って説明を行う。

なお、以下で参照する条文は、特に断らない限り、商標法の条文とする。

2. 商標とは

商標法において、商標は、「人又は法人が物品及び／又は役務の商業活動の中で生産する物品及び／又は役務を区別するための、2 次元及び／又は 3 次元形式の図画、ロゴ、名称、語句、文字、数字、色の構成、音声、ホログラム又はこれらの要素を複数組み合

わせたものの形態によりグラフィカルに表示することができる標章」と定義されており（第1条1）、次を含むとされている。

- a. 商品商標¹⁹
- b. 役務商標²⁰

3. 商標登録

(1) 商標登録の効果

商標権は、その商標の登録後に取得される（第3条）。

(2) 登録することができない商標

商標は、次の場合、登録することができない（第20条）。

a.	国家のイデオロギー、法令、道徳、宗教、公序良俗に反している場合 ※ 「公序良俗に反している」とは、地域社会又は集団の感情を害する場合、地域社会の礼節又は一般倫理を害する場合、地域社会又は集団の平穏を害する場合のように、地域社会に存在している総合的な性質の規則に沿っていないことをいう（第20条a注解）。
b.	登録を出願した物品及び／又は役務と同一である場合、それとの関連を有している場合、それを呼称しているに過ぎない場合
c.	登録を出願した物品及び／又は役務の出所、品質、種類、大きさ、品種、使用目的につき公衆を誤解させる可能性のある要素を含んでいる場合、又は同種の物品及び／又は役務のために保護されている植物品種の名称に当たる場合 ※ 「誤解させる可能性のある要素を含んでいる」商標の例として、次が挙げられている（第20条c注解）。 例1 - 「No.1 ケチャップ」（理由：物品の品質につき公衆を誤解させる）

¹⁹ 商品商標は、「1名の人が、複数の人が共同で又は法人が商取引を行う物品において、他の同種物品との区別のために使用される商標をいう」と定義されている（第1条2）

²⁰ 役務商標は、「1名の人が、複数の人が共同で又は法人が商取引を行う役務において、他の同種役務との区別のために使用される商標をいう」（第1条3）

	例 2 - 「NET 100g」（理由：物品の大きさにつき公衆を誤解させる）
d.	<p>生産する物品及び／又は役務の品質、便益又は効能に適合していない情報を含んでいる場合</p> <p>※ 「生産する物品及び／又は役務の品質、便益又は効能に適合していない情報を含んでいる」商標の例として、次が挙げられている（第 20 条 d 注解）。</p> <p>例 1 - 「1001 の病気を治すことができる薬」</p> <p>例 2 - 「健康にとって安全なたばこ」等</p>
e.	<p>識別力を有していない場合</p> <p>※ 標章があまりに簡潔である場合（例 - ダッシュ、ピリオド）やあまりに複雑で不明確である場合は、識別力を有していないものとみなされる（第 20 条 e 注解）。</p> <p>※ 事後に普通名称となった登録商標については、その普通名称に他の語句を付加したものを用いた商標出願を、識別要素が認められる限りにおいて提出することができる（第 22 条）。</p>
f.	<p>一般名称及び／又は公有物である標識記号に当たる場合</p> <p>※ 「一般名称」の例として、レストランのための「食堂（rumah makan）」という商標、カフェのための「コーヒー屋台（warung kopi）」との商標等が挙げられている（第 20 条 f 注解）。</p> <p>※ 「公有物である標識記号」の例としては、危険物のための「髑髏マーク（lambang tengkorak）」、化学物質のための「有毒性マーク（tanda racun）」、レストラン役務のための「スプーンとフォークの記号（lambang sendok dan garpu）」が挙げられている（同条 f 注解）。</p>

(3) 商標登録出願の拒絶事由

ア 他の商標／著名商標／地理的表示との同一性を理由とする拒絶

商標が、その要部又は全体において次との同一性を有している場合、その出願は拒絶される。

- a. 同種の物品及び／又は役務のために他者が所有している登録商標又は他者が先行して出願した商標²¹（第 21 条第 1 項 a）

²¹ 「先行して出願した商標」とは、既に登録することが承認された商標の登録出願をいう

- b. 同種の物品及び／又は役務のために他者が所有している著名商標（同項 b）
- c. 特定の要件を充足している同種ではない物品及び／又は役務のために他者が所有している著名商標（同項 c）
- d. 登録地理的表示（同項 d）

イ 著名人／国家／公的機関等の名称等への該当性又は類似性を理由とする拒絶

商標が次に当たる場合、その出願は拒絶される。

a.	<p>著名人の氏名又は愛称、写真、他者が所有している法人の名称に該当する又はそれらに類似している場合（第21条第2項 a）</p> <p>※ ただし、権利者から書面による許諾を受けた場合はこの限りでない（同項 a）。</p> <p>※ この「法人の名称」とは、商標として使用され、かつ登録されている法人の名称をいう（同項 a 注解）。</p>
b.	<p>国家の又は国内機関若しくは国際機関の名称、略称、旗、象徴、シンボル、エンブレムの模倣に該当する又はそれらに類似している場合（第21条第2項 b）</p> <p>※ ただし、権限を有する者から書面による許諾を受けた場合はこの限りでない（同項 b）。</p> <p>※ この「国内機関」には、地域社会団体又は政治社会団体が含まれる（同項 b 注解）。</p>
c.	<p>国家又は政府機関が使用する公式の標章、印章、スタンプの模倣に該当する又はそれらに類似している場合（第21条第2項 c）</p> <p>※ ただし、権限を有する者から書面による許諾を受けた場合はこの限りでない（同項 c）。</p>

ウ 悪意の出願であることを理由とする拒絶

出願が悪意の出願人により提出されたものである場合、その出願は拒絶される（第21条第3項）。

(第21条第1項 a 注解)。

この「悪意の出願人」とは、その商標の登録に当たってその事業上の利益のために他者の商標を模倣し、盗用し、若しくは真似し、不公正な事業競争状態を生じさせ、又は消費者を欺き若しくは誤解させる意図を有していると疑うのが相当な出願人をいうとされている（同項注解）。

4. 商標登録出願

(1) 商標登録出願の提出

ア 商標登録出願の提出手順

商標登録出願は、出願人又はその代理人が、法務人権大臣に対して、第4条、第5条、第6条、第7条、第9条及び第10条所定の商標登録要件の全てを完備した上で、インドネシア語により電子的に又は非電子的に提出する（第4条第1項、第11条第1項）。

複数の物品区分及び／又は役務区分のための出願は、登録を出願する区分に含まれる物品及び／又は役務の種類を示すことを条件として²²、1つの出願により提出することができる（第6条、同条第1項注解）。

イ 商標登録出願の表示事項

商標登録出願では、次を表示しなければならない（第4条第2項）。

- a. 出願の日付、月、年
- b. 出願人の完全な氏名、国籍、住所
- c. 出願を代理人を通じて提出する場合は、代理人の完全な氏名及び住所
- d. 登録を出願する商標が色の要素を使用している場合は、色
- e. 出願をパリ条約による優先権の主張を伴い提出する場合は、初回の商標申請の国名及び日付
- f. 物品及び／又は役務の区分並びに物品及び／又は役務の種類の詳細な説明

²² この種類の表示は、原則として大統領裁決1997年第17号により批准された商標法条約（trademark law treaty）の規定に応じて行う（第6条第1項注解）。

ウ 商標登録出願の添付文書

商標登録出願には、次を添付する。

a.	商標ラベル（第4条第4項） ※ この「商標ラベル」は、商標登録出願に添付される商標のサンプル又はエチケットをいう（同条第4項注解）。 ※ 商標が3次元の形式である場合は、商標ラベルをその商標の特徴、すなわち前、横、上及び下から見ることのできる図面／絵の形により添付する（同条第6項、同項注解）。 ※ 商標が音声である場合は、商標ラベルを記譜法及び音声録音の形態により添付する（同条第7項）。
b.	費用支払いの証拠（第4条第4項）
c.	登録を出願する商標の所有表明書（第4条第8項）

エ 商標登録出願の費用

商標登録出願の費用は物品及び／又は役務の区分毎に定められ、詳細は政令で規律される（第4条第5項及び第9条）。

オ 出願人が複数名である場合の特則

商標登録出願をその商標への権利を共有している複数の出願人が提出する場合は、次の規律が適用される。

- a. 全ての出願人の氏名を、いずれか1名の住所を出願人の住所として選択して表示する（第5条第1項）。
- b. 商標登録出願には、その商標に対して権利を有する出願人のいずれか1名が、同人を代表者として指名した他の出願人らの同意書を添付して署名する（同条第2項）。
- c. 出願人の1名又は複数名が国外に法的住所を有する外国国籍者及び外国法人である場合、出願は、代理人を通じて提出しなければならない（同条第

3 項）。

- d. 商標登録出願を代理人を通じて提出する場合、そのための委任状には、その商標に対して権利を有する全員が署名する（同条第4項）。

カ 出願人が国外居住者等である場合の特則

出願及び商標管理事務に関わる事項をインドネシア共和国単一国家領域外に居住場所を有している又は定常的に所在している出願人が提出する場合、その出願人は、次の義務を負う。

a.	<p>出願を代理人を通じて提出する（第7条第1項）。</p> <p>※ この規定は、パリ条約による優先権の主張を伴う出願に対しても適用される（同項注解）。</p>
b.	<p>代理人の住所をインドネシアでの法定住所とすることを表明し、選択する（第7条第2項）。</p> <p>※ 代理人の住所は、出願人への書面によるやり取り（出願に関わる書面及び裁判所の呼出状の双方）における住所として使用される（同項注解）。</p>

キ パリ条約の優先権の主張を伴う出願の場合の特則

(ア) パリ条約の優先権の主張を伴う出願の提出期限

パリ条約の優先権の主張を伴う出願は、工業所有権の保護に関するパリ条約の加盟国又は世界貿易機関設立協定の加盟国である他国で最初に受理された商標登録出願の出願日から6か月以内に提出しなければならない（第9条）。

(イ) パリ条約の優先権の主張を伴う出願における義務

パリ条約の優先権の主張を伴う出願では、第4条ないし第7条の規定を充足しなければならないことに加えて、その優先権を生じさせた初回の商

標登録出願の受理の証拠を、宣誓翻訳者によりインドネシア語に翻訳して添付する義務を負う（第10条第1項及び第2項、同条第2項注解）。

その義務を提出期限の満了から3か月以内に履行しない場合、その出願は、優先権の主張を伴わない出願として処理が進められることとなる（同条第3項）。

(2) 出願日

次の最低限度の要件を充足している出願には、出願日（filing date）が付される（第13条第1項及び第2項）。

- a. 漏れなく記入した出願フォーム
- b. 商標ラベル
- c. 費用支払いの証拠

出願がこの最低限度の要件をその提出時に既に完備している場合は、出願の提出時が出願日となるのに対して、最低限度の要件を出願の提出日以降に完備した場合は、その出願の提出日以降の日付が出願日となる（同条第1項注解）。

(3) 商標登録要件の完備の審査

ア 商標登録出願に不備が認められる場合の補完要請

出願に次の不備が認められる場合は、出願日から30日以内に、出願人に対して、その要件の補完を要件補完履行通知書の受領日から次の期間内に履行するよう通知がなされる（第11条第2項及び第3項）。

不備の内容	左記不備の補完期限
第4条、第5条、第6条及び／又は第7条所定の要件の完備に関する不備	通知書の受領日から2か月以内（第11条第2項）

第10条所定の要件の完備に関する不備	パリ条約による優先権の主張を伴う出願の提出期限の満了から3か月以内(第11条第3項)
--------------------	--------------------------------------------

その不備を自然災害又は不可抗力の存在により補完することができない場合、出願人又はその代理人は、その不備の補完期限の延長申請を書面により提出することができる（第11条第4項）。

イ 不備が補完されない場合の出願の取扱い

出願人が不備の補完を前述した第11条第2項所定の期限までに提出しない場合、法務人権大臣は、出願人又はその代理人に対して、その出願を取り下げたとみなすことを書面により通知する（第12条）。

(4) 商標登録出願の公開

ア 出願公開の実施時期及び実施方法

商標登録出願は、出願日から15日以内に公開される（第14条第1項）。この商標登録出願の公開は、法務人権大臣が、電子的及び／又は非電子的な手段により定期的に発行する商標公報において、次を表示して行う（第14条第1項及び第3項、第15条）。

- a. 出願人の氏名及び住所。ただし、出願を代理人を通じて提出した場合は、その代理人の氏名及び住所を含む
- b. 物品及び／又は役務の区分及び種類
- c. 出願日
- d. 出願をパリ条約による優先権の主張を伴い提出した場合は、初回出願の国名及び出願日
- e. 商標ラベル²³（色に関する説明を含む。）

²³ 商標ラベルが外国語、ラテン文字以外の文字、インドネシア語で一般に使用されない数字を使用している場合は、インドネシア語、ラテン文字、インドネシア語で一般に使用される数字への翻訳及びそのラテン綴りによる発音を添付する（第15条e）。

イ 出願公開の実施期間

商標登録出願の公開は、2か月間継続して行う（第14条第2項）。

ウ 公開された出願に対する異議申立

(ア) 異議の提出手順

商標登録出願の公開期間中は、何人も²⁴、その出願に対する異議を、法務人権大臣に対して、費用の賦課を伴い書面により提出することができる（第16条第1項）。

この異議は、出願商標が商標法所定の登録をすることができない商標又は拒絶される商標であることの証拠を伴う十分な理由が存する場合に提出することができる（同条第2項）。

(イ) 出願人への異議の通知

異議が提出された場合は、異議の受領日から14日以内に、その異議を内容とする書面の写しが出願人又はその代理人に送付される（第16条第3項）。

(ウ) 出願人による反論の提出手順

出願人又はその代理人は、異議に対する反論を、法務人権大臣に対して、前述した異議を内容とする書面の写しの送付日から2か月以内に提出する権利を有する（第17条）。

(エ) 提出された異議／反論の取扱い

²⁴ この「何人も」とは、出願人及びその代理人以外の者を指す（第16条第1項注解）。

提出された異議及び／又は反論は、実体審査での考慮事項となる（第23条第2項）。

(オ) 異議を提出した者に対する審査結果の通知

法務人権大臣は、商標登録出願に対する審査結果としての登録又は拒絶を通知する書面の副本を、異議を提出した者に対して交付する（第24条第8項）。

(5) 商標登録出願の補正及び取下げ

ア 商標登録出願の補正の可否

商標登録出願に対する補正是、出願人又はその代理人の氏名及び／又は住所の記載に対してのみ認められる（第18条）。

イ 商標登録出願の取下げの可否

出願人又はその代理人は、その出願を、法務人権大臣が商標証明書又は拒絶書を発行するまでの間、取り下げることができる（第19条第1項）。

仮に取下げを代理人が行う場合、その取下げは、そのための特別な委任状に基づき行う必要がある（同条第2項）。

(6) 商標登録出願に対する実体審査

ア 実体審査とは

実体審査とは、審査官が商標登録出願に対して行う審査をいう（第23条第1項）。

イ 実体審査の実施時期

実体審査は、商標登録出願に対する異議の有無に応じて、次の時期に行う。

商標登録出願に対する異議の有無	実体審査の実施時期
異議が存在しない場合	公開の終了日から 30 日以内(第 23 条第 3 項)
異議が存在する場合	出願人による反論提出期限の満了日から 30 日以内 (第 23 条第 4 項)

ウ 実体審査の実施期間

実体審査は、その処理を 150 日以内に完了する（第 23 条第 5 項）。

エ 審査官が出願を登録可能と決定した場合の法務人権大臣による対応

審査官が出願を登録可能と決定した場合、法務人権大臣は、次を行う（第 24 条第 1 項）。

- a. その商標を登録する
- b. その商標の登録を出願人又はその代理人に通知する
- c. 商標証明書を発行する
- d. その商標登録を商標公報で公告する

オ 審査官が出願を登録不可／拒絶と決定した場合

(ア) 法務人権大臣から出願人への通知及び出願人による答弁の提出

審査官が出願を登録することができない又は拒絶するとの決定を行った場合、法務人権大臣は、出願人又はその代理人に対して、その理由を示して書面により通知する（第 24 条第 2 項）。

出願人又はその代理人は、その通知書の送付日から 30 日以内に、理由を示した答弁を書面により提出することができる（同条第 3 項）。

(イ) 出願人が答弁を提出しない場合

出願人又はその代理人が前述した答弁を提出しない場合、法務人権大臣は、その出願を拒絶する（第24条第4項）。

その出願の拒絶は、出願人又はその代理人に対して、その理由を示して書面により通知される（同条第7項）。

(ウ) 出願人の答弁の内容を審査官が受諾した場合

出願人又はその代理人が答弁を出し、審査官がその答弁の内容を受諾することができるとの決定を行った場合、法務人権大臣は、商標の登録を含めて、前述した第24条第1項に規定されている対応を行う（第24条第5項）。

(エ) 出願人の答弁の内容を審査官が受諾しない場合

出願人又はその代理人が答弁を出し、審査官がその答弁の内容を受諾することができないとの決定を行った場合、法務人権大臣は、その出願を拒絶する（第24条第6項）。

その出願の拒絶は、出願人又はその代理人に対して、その理由を示して書面により通知される（同条第7項）。

(7) 商標証明書

ア 商標証明書の発行

法務人権大臣は、次を記載した商標証明書を、その商標の登録以降に発行する（第25条第1項及び第2項）。

- a. 登録された商標の所有者の名称及び完全な住所
- b. 代理人を通じた出願の場合は、代理人の氏名及び完全な住所
- c. 出願日

- d. 出願をパリ条約による優先権の主張を伴い提出した場合は、初回出願の国名及び出願日
- e. 登録された商標ラベル²⁵（商標が色の要素を使用している場合は色の種類に関する説明を含む。）
- f. 登録の番号及び日付
- g. 商標が登録された物品及び／又は役務の区分及び種類
- h. 商標登録の適用期間

イ 商標証明書の不受領の効果

商標の所有者又はその代理人が発行された商標証明書をその発行日から 18 か月以内に受け取らない場合、登録された商標は取り下げたものとみなして抹消される（第 25 条第 3 項）。

ウ 商標証明書の抄本取得の可否

全ての人が、登録された商標証明書の公式抄本を取得するための申請を、費用の支払いを伴い提出することができる（第 26 条）。

エ 商標証明書の更正の手順

登録商標の所有者又はその代理人は、商標証明書に誤りが認められる場合、その更正申請を、法務人権大臣に対して、その誤りが出願人の過誤に起因するものである場合を除き、費用の賦課を伴わずに書面により提出することができる（第 27 条第 1 項及び第 2 項）。

(8) 国際商標登録出願

ア 国際商標登録出願の形態

²⁵ 商標が外国語、ラテン文字以外の文字、インドネシア語で一般に使用されない数字を使用している場合は、インドネシア語、ラテン文字、インドネシア語で一般に使用される数字への翻訳及びそのラテン綴りによる発音を添付する（第 25 条第 2 項 e）。

国際商標登録出願は、次の形態によることができる（第52条第1項）。

- a. 法務人権大臣を経由して国際事務局に向けられるインドネシア由来の出願
- b. 法務人権大臣が国際事務局から受理するインドネシアに向けた出願

イ 国際商標登録出願の出願人となることができる者

上記 a 所定の国際商標登録出願は、次ののみが行うことができる（第52条第2項）。

- a. インドネシア国籍を有する出願人
- b. インドネシア共和国単一国家領域に法定住所又は法的所在地を有している出願人
- c. インドネシア共和国単一国家領域において実際に工業事業活動又は営利事業活動²⁶を有している出願人

国際商標登録出願を行う出願人は、国際商標登録出願を行うまでの基礎として、インドネシアで既に商標登録出願を提出し又は商標登録を保有していなければならない（同条第3項）。

5. 審判請求

(1) 審判請求の提出事由

審判請求は、次の理由に基づく出願の拒絶に対して提出することができる²⁷（第28条第1項）。

- a. 第20条所定の登録をすることができない商標に該当する
- b. 第21条所定の出願拒絶理由に該当する

²⁶ この工業事業活動又は営利事業活動は、インドネシア共和国単一国家領域に真に存在している具体的で有効な事業活動でなければならない（第52条第2項c注解）。

²⁷ 審判請求は、形式的な瑕疵等に基づき提出することは認められず、実質的な性質の理由又は判断を基礎として提出する必要がある（第28条第1項注解）。

(2) 審判請求の提出手順

出願人又はその代理人は、審判請求を、商標審判委員会に対して、法務人権大臣宛の副本と共に、費用の賦課を伴い書面により提出する（第28条第2項）。

この審判請求を提出する際、出願人又はその代理人は、出願の拒絶に対する異議及びその理由を漏れなく詳述する必要がある（同条3項）。ただし、その理由は、拒絶に対する異議のより詳細な理由でなければならず、拒絶された出願に対する補正又は補完に当たるものであってはならない²⁸（同条第4項）。

(3) 審判請求の提出期限

出願の拒絶に対する審判請求は、出願拒絶通知書の送付日から90日以内に提出する必要がある（第29条第1項）。

仮に出願の拒絶に対して審判請求を提出しない場合、出願人は、その出願の拒絶を受け入れたものとみなされる（同条第2項）。

(4) 審判請求に対する裁決

ア 審判請求に対する裁決の付与期限

商標審判委員会の裁決は、審判請求の受領日から3か月以内に付与する必要がある（第30条第1項）。

イ 商標審判委員会が審判請求を認容した場合の対応

商標審判委員会が審判請求を認容した場合、法務人権大臣は、商標証明書を、出願人又はその代理人に対して発行する（第30条第2項）

²⁸ この規定は、出願時の要件の不備を補完する機会は既にそれ以前の段階で与えられていることを踏まえて、審判が、出願時の要件の不備を補完する手段として使用されることを防ぐために設けられている（第28条第4項注解）。

ウ 商標審判委員会が審判請求を棄却した場合の不服申立手段

商標審判委員会が審判請求を棄却した場合、出願人又はその代理人は、審判請求の棄却裁決に対する訴訟を、商務裁判所に対して、その棄却裁決の受領日から3か月以内に提起することができる（第30条第3項）。

この商務裁判所の判決に対しても不服がある場合は、最高裁判所への上告申立を提出することができる（同条第4項）。

（5）商標審判委員会

ア 商標審判委員会の構成員

商標審判委員会の構成員は、最多で15名のシニア審査官及び15名の商標分野の専門家より成る30名であり、次により構成される（第33条第1項及び第2項）。

- a. 1名の構成員兼委員長
- b. 1名の構成員兼副委員長
- c. 構成員である商標分野の専門家²⁹
- d. 構成員であるシニア審査官³⁰

商標審判委員会の構成員は、法務人権大臣がその任期を3年として選任し、解任を行うのに対して（同条第2項）、商標審判委員会の委員長及び副委員長は、商標審判委員会の構成員の中からその構成員が選考する（同条第3項）。

イ 商標審判委員会による合議体の設置

²⁹ この「専門家」は、政府又は民間のいずれの出身であるかを問わず、様々な分野の出身者により構成することができる（第33条第1項c注解）。

³⁰ この「シニア審査官」は、出願に対する審査を行った経験を有しており、かつ少なくとも中等専門家である商標審査官としての専門職に就いている審査官をいう（第33条第1項d注解）。

審判請求を審理するために、商標審判委員会は、合議体を、その人数を少なくとも3名の奇数とし、その中の1名を出願に対する実体審査を行っていない1名のシニア審査官として設置する（第33条第4項）。

ウ 商標審判委員会による登録商標抹消提言の提出

登録商標が国家のイデオロギー、法令、道徳、宗教、公序良俗に反している場合、商標審判委員会は、法務人権大臣に対して抹消を行うよう提言を提出する（第31条）。

6. 登録商標の保護期間

(1) 登録商標の保護期間

登録商標は、出願日から10年間法的に保護される（第35条第1項）。

(2) 保護期間の延長

ア 保護期間の延長の可否

登録商標の保護期間は、同一の期間のために延長することができる（第35条第2項）。

イ 保護期間の延長申請

(ア) 保護期間終了前の延長申請の提出手順

商標の所有者又はその代理人は、登録商標の保護期間の延長申請を、その登録商標の保護期間終了前の6か月の期間内に、費用の賦課を伴い、インドネシア語で電子的に又は非電子的に提出する（第35条第3項）。

(イ) 保護期間終了後の延長申請提出の可否

登録商標の保護期間の延長申請は、その保護期間が終了してから 6 か月までの期間であれば、依然として、費用及びそれと同額の罰金の賦課を伴い提出することができる（第 35 条第 4 項）。

(ウ) 保護期間の延長申請の提出が不要とされる登録商標の種類

会社又は法人のロゴ又は社章の形態の登録商標の延長では、その商標の延長に対する紛争が生じていない限りにおいて、登録商標の延長費用の支払いを登録商標の保護期間終了前の 6 か月の期間内に行えば足り、第 35 条ないし第 37 条所定の延長申請の提出手続は不要とされる（第 38 条第 1 項）。

仮にその商標の延長に対して紛争が生じている場合、登録商標の保護期間の延長は、その紛争に関する確定判決を得た後に決定される（同条第 2 項）。

ウ 延長申請が承認される場合

登録商標の保護期間の延長申請は、次の場合に承認される（第 36 条）。

- a. その商標を、その商標証明書中に表示されているとおりの物品又は役務において依然として使用している；及び、
- b. a 所定の物品又は役務を依然として生産している及び／又はその商取引を行っている

エ 延長申請が棄却される場合

(ア) 延長申請の棄却事由

登録商標の保護期間の延長申請がこの第 36 条の規定を充足していない場合、その延長申請は棄却される（第 37 条第 1 項）。

(イ) 延長申請の棄却の商標権者への通知

登録商標の保護期間の延長申請の棄却は、商標の所有者又はその代理人に対して、その理由を示して書面により通知される（第37条第2項）。

（ウ）延長申請の棄却に対する異議申立

登録商標の保護期間の延長申請の棄却に対して異議を有する場合は、審判請求を、商標審判委員会に対して提出することができる（第37条第3項）。

オ 登録商標の保護期間の延長の登録及び公告並びに通知

登録商標の保護期間の延長は登録され、商標公報で公告される（第39条第1項）。

また、登録商標の保護期間の延長は、商標の所有者又はその代理人に対して書面により通知される（同条第2項）。

7. 商標権の移転

（1）登録商標権の移転／譲渡の可否

登録商標権は、次により移転し又は譲渡することができる³¹（第41条第1項）。

- a. 相続
- b. 遺言
- c. 寄進
- d. 贈与
- e. 契約
- f. 法令により認められるその他の原因³²

³¹ この商標権の移転は、商標登録の出願プロセス時に行うこともできる（第41条第8項）。

³² この「その他の原因」の例として、法令に反しない限りでの法人の解散、再編、M&Aによる商標の所有に関する変更が挙げられている（第41条第1項f注解）

ただし、要部又は全体において同一性を有する複数の登録商標を同種の物品及び／又は役務のために所有している商標所有者による登録商標権の譲渡は、その全ての登録商標を同一人物に譲渡する場合に限り、行うことができる（同条第2項）。

(2) 登録商標権の移転／譲渡の登録及び公告

登録商標権を移転する場合は、その登録を、法務人権大臣に対して、費用の賦課を伴い、裏付文書（例 - 商標証明書、権利の所有を裏付けるその他の証拠）を添付して申請する必要がある（第41条第3項、第4項及び第7項、同条第4項注解）。

この移転登録を行わない場合、その登録商標権の移転は、第三者に対して法律効果を持たないものとされる（同条第6項）。

登録された登録商標権の移転は、商標公報で公告される（同条第5項）。

8. 商標権のライセンス

(1) 商標権のライセンスの可否

登録商標の所有者は、その商標を物品及び／又は役務の種類の一部又は全体のために使用するためのライセンスを、他者に対して付与することができる（第42条第1項）。

(2) 商標権のライセンス契約

ア ライセンス契約の地理的な適用範囲

商標権のライセンス契約は、異なる契約をした場合を除き、インドネシア共和国単一国家領域全体において適用される（第42条第2項）。

イ ライセンス契約の登録義務

商標権のライセンス契約は、その登録を、法務人権大臣に対して、費用の賦課を伴い申請する義務を負う（第42条第3項）。

登録が申請された商標権のライセンス契約は、法務人権大臣により登録され、商標公報において公告される（同条第4項）。

仮に商標権のライセンス契約を登録しない場合、そのライセンス契約は、第三者に対して法律効果を持たないものとされる（同条第5項）。

ウ ライセンス契約への記載が禁止される事項

ライセンス契約には、次を記載することを禁止される（第42条第6項）。

- a. インドネシア経済を毀損する結果をもたらす規定
- b. 技術の修得及び開発においてインドネシア国民の能力を阻害する制限

(3) ライセンサーである登録商標権者自身による商標の使用の可否

他者にライセンスを付与した登録商標の所有者は、異なる契約をした場合を除き、引き続きその商標を自ら使用し又は第三者に対してその商標を使用するためのライセンスを付与することができる（第43条）。

(4) ライセンシーの登録商標の使用が登録商標権者の商標の使用と同視されること

仮に登録商標の所有者がその商標をインドネシア共和国単一国家領域での物品及び／又は役務の商業において自ら使用していないとしても、ライセンシーが登録商標をインドネシア共和国単一国家領域で使用している場合は、それが商標の所有者によるその商標のインドネシア共和国単一国家領域での使用と同視される³³（第44条、同条注解）。

9. 団体商標

(1) 団体商標とは

³³ この規定は、3年間の不使用を理由とする商標登録の抹消の可能性に関する規定との関係で意味を有する（第44条注解）。

団体商標とは、物品又は役務の性質、共通する特徴、及び品質、並びにその監督に関し同一の特性を有する物品及び／又は役務の内、複数の人又は法人が共同で商取引を行うものにおいて、他の同種物品及び／又は役務との区別のために使用する商標をいう（第1条4）。

(2) 団体商標の登録出願における義務

商標の団体商標としての登録出願では、次を義務付けられる。

- a. 出願時にその商標を団体商標として使用することを明確に表明する（第46条第1項）
- b. その商標の団体商標としての使用規定の写しを添付する（同条第2項）

この団体商標の使用規定には、少なくとも次に関する規律を記載する（第46条第3項）。

- a. 生産及び商取引を行う物品又は役務の性質、共通する特徴、品質
- b. 団体商標の使用に対する監督
- c. 団体商標の使用規定への違反に対する罰則

(3) 団体商標の登録出願要件の完備に関する審査

団体商標の登録出願に対しては、次の要件の完備に関する審査を行う（第47条）。

- a. 商標登録出願の要件及び手順に関する第4条ないし第7条所定の要件
- b. 団体商標の登録出願における義務としての第46条所定の要件

(4) 団体商標の登録出願に対する実体審査

団体商標の登録出願に対する実体審査は、一般的な商標の場合と同様、第23条及び第24条の規定に則り行う（第48条）。

(5) 登録団体商標権の移転の登録及び公告

登録された団体商標権を移転する場合は、その登録を、法務人権大臣に対して、

費用の賦課を伴い申請する義務を負う（第49条第1項）。

登録申請を受けた法務人権大臣は、その権利移転を登録し、商標公報で公告する（同条第2項）。

(6) 登録団体商標のライセンスの可否

登録された団体商標は、その団体商標のコミュニティにおいて使用する必要があり、他者へのライセンスは認められていない（第50条）。

10. 商標登録の抹消／取消し

(1) 商標登録の抹消

ア 商標の所有者自身の抹消申請による抹消

登録商標の所有者は、その商標の抹消申請を、法務人権大臣に対して、自ら又は代理人を通じて、物品及び／又は役務の種類の一部又は全体のいずれのためであるかを問わず提出することができる（第72条第1項及び第2項）。

商標がライセンス契約に拘束されている場合、その抹消は、ライセンシーが書面により承諾した場合のみ行うことができる。ただし、ライセンス契約中でライセンシーがその承諾を不要とすることに明確に同意している場合、その承諾は不要とされる（同条第3項及び第4項）。

商標登録の抹消は登録され、商標公報で公告される（同条第5項）。

イ 法務人権大臣のイニシアティブによる抹消

(ア) 抹消の手順及び理由

法務人権大臣は、次の場合、商標審判委員会からの提言³⁴を受けた後、そ

³⁴ 商標審判委員会は、この提言を、法務人権大臣の要請に基づき交付する（第72条第9項）。

のイニシアティブで登録商標を抹消することができる（第72条第6項及び第7項）。

- a. その要部及び／又は全体において地理的表示との同一性を有している
- b. 国家のイデオロギー、法令、道徳、宗教、公序良俗に反している
- c. その全体において伝統的文化表現、無形文化遺産、由緒ある伝統としての名称又はロゴとの一致を有している

(イ) 抹消に対する異議申立

商標の所有者が法務人権大臣のイニシアティブによる登録商標抹消裁決に対して異議を有する場合は、訴訟を、行政裁判所を通じて提起することができる（第73条第1項）。

この行政裁判所の判決に対して異議を有する場合は、最高裁判所への上告申立を提出することができる（同条第2項）。

ウ 商標の不使用を理由とする抹消

利害関係を有する第三者は、登録商標の抹消請求訴訟を、商務裁判所に対して、その商標が物品及び／又は役務の商業の中で登録日から又は最終使用日から続けて3年間使用されていないとの理由により提起することができる³⁵（第74条第1項）。

ただし、次が存在している場合は、商標を使用していないとの理由は適用されず、商標の不使用を理由とする登録商標の抹消請求訴訟を提起することはできない（同条第2項）。

- a. 輸入の禁止
- b. その商標を用いた物品を流通させるための許可に関わる禁止等
- c. 政令により定められるその他の同種の禁止

この商標の不使用を理由とする登録商標の抹消は登録され、商標公報において

³⁵ 商標の不使用を理由とする登録商標の抹消に関する第74条は、登録団体商標の抹消に対して準用される（第75条）。

て公告される（同条第3項）。

（2）商標登録の取消し

ア 商標登録の取消訴訟を提起することができる場合

利害関係者³⁶は、次の理由に基づき、商標登録の取消訴訟を、登録商標の所有者を相手方として、商務裁判所に提起することができる（第76条第1項及び第3項）³⁷。

- a. 第20条所定の登録不能事由が存する
- b. 第21条所定の登録出願の拒絶事由が存する

この取消訴訟の原告が未登録商標の所有者（例・善意の登録されていない商標の所有者、登録されていない著名商標の所有者）である場合は、商標登録出願を提出した後に限り、訴訟を提起することができる（第76条第2項、同項注解）。

イ 商標登録の取消訴訟の出訴期限

商標登録の取消訴訟は、商標登録の日付から5年以内に限り、提起することができる（第77条第1項）。

ただし、次の場合、商標登録の取消訴訟は、無期限に提起することができる（同条第2項）。

- a. 悪意の要素が認められる場合
- b. 該当商標が国家のイデオロギー、法令、道徳、宗教、公序良俗に反している場合

ウ 商務裁判所の判決に対する不服申立手段

³⁶ この「利害関係者」とは、登録商標の所有者、検察官、消費者分野の財団／機関、宗教に関する評議会／団体等をいう（第76条第1項注解）。

³⁷ この第76条の取消訴訟の提起可能事由に関する規定は、登録団体商標に対して準用される（第79条）。

商務裁判所の判決に対して不服がある場合は、最高裁判所への上告申立を提出することができる（第78条第1項）。

（3）取消し／抹消の執行

ア 商標登録の取消しの執行時期

法務人権大臣は、裁判所の判決に基づく取消しの執行を、既に確定した判決の公式謄本の受領後に行い、商標公報で公告する（第91条第1項）。

イ 商標登録の取消し／抹消の執行方法

法務人権大臣は、登録商標の取消し又は抹消を、その取消し又は抹消の理由及び日付に関する記録を付してその商標を削除することにより行う（第92条第1項）。また、この商標の削除は、商標公報で公告される（同条第3項）。

この登録商標の取消し又は抹消は、商標の所有者又はその代理人に対して、次を示して書面により通知される（同条第2項）。

- a. 取消し又は抹消の理由
- b. 削除日以降はその商標証明書がもはや適用されないこと

11. 紛争解決

（1）商標侵害の解決手段

ア 裁判所での民事手続による解決

登録商標の所有者及び／又は登録商標のライセンシーは、要部又は全体において同一性を有する商標を同種の物品又は役務のために無権利で使用している他者に対して、次の形態の訴訟を商務裁判所に提起することができる³⁸（第83

³⁸ この訴訟は、著名商標の所有者が裁判所の判決を基礎として提起することもできる。こ

条第1項及び第3項)。

- a. 損害賠償請求
- b. その商標の使用に関わる全ての行為の差止め

また、この訴訟の審理の係属中に損害が拡大することを防止するために、原告である商標の所有者及び／又はライセンシーは、その商標を無権利で使用している物品及び／又は役務の生産、流通、商業活動を停止させるための申立を、裁判官に対して提出することができる（第84条第1項）。

この訴訟において、被告に対して商標を無権利で使用している物品の引渡請求がなされた場合、裁判官は、その物品自体又は物品の評価額の引渡しを、裁判所判決の確定後に履行するよう命じることができる（同条第2項）。

イ 裁判外紛争解決手続による解決

前述した訴訟による解決に加えて、当事者らは、紛争を、仲裁又は裁判外紛争解決手続（例・交渉、斡旋、調停、当事者らが選択したその他の方法）を通じて解決することができる（第93条、同条注解）。

(2) 商務裁判所での訴訟手続

ア 管轄裁判所

以下の訴訟は、被告の居住場所又は法定住所を管轄する商務裁判所に提起する（第85条第1項）。

- a. 商標審判委員会が審判請求を棄却した場合の不服申立としての訴訟（第30条第3項）
- b. 地理的表示の登録から2年が経過した後の商標登録の取消し及び削除に対する不服申立としての訴訟（第68条）
- c. 商標の不使用を理由とする登録商標の抹消請求訴訟（第74条）
- d. 商標登録の取消訴訟（第76条）

ただし、当事者のいずれかがインドネシア共和国単一国家領域外に居住場所

これは、未登録の著名商標の所有者に対して法的保護を与える趣旨である（第83条第2項、同条注解）。

を有している場合、その訴訟は中央ジャカルタ商務裁判所に提起する必要がある（第85条第2項）。

イ 審理開始前の事務手続

書記官は、訴訟をその訴訟の提起日において登録し、かつ原告に対して、書記官が訴訟の登録日と同一の日付により署名した受領証書面を交付する（第85条第3項）。

書記官は、訴訟を、商務裁判所の所長に対して、訴訟の登録から2暦日以内に通知する（同条第4項、同項注解）。

書記官の通知を受けた商務裁判所の所長は、その通知日から3暦日以内に訴訟を精査し、期日を決定するために裁判体を指名する（同条第5項、同項注解）。

執行官は、当事者らの呼出しを、訴訟の登録から7暦日以内に行う（同条第6項、同項注解）。

ウ 判決

(ア) 判決の言渡期限

指名された裁判体は、判決の言渡しまでの事件の処理を、事件の配点を受けてから90暦日以内に完了しなければならない（第85条第7項、同項注解）。

ただし、この90暦日の期間は、最高裁判所長官の承認の下で、最長で30暦日の期間延長することができる（同項、同項注解）。

(イ) 判決の言渡方法及び当事者への通知

判決は、その判決の基礎たる法的判断を漏れなく含み、公開期日で言い渡さなければならない（第85条第8項）。

執行官は、商務裁判所の判決の内容を、当事者らに対して、判決の言渡しから14暦日以内に通知する義務を負う（同条第9項、同項注解）。

(3) 不服申立

ア 不服申立の手段

前述した商務裁判所の判決に不服がある場合は、最高裁判所への上告申立を提出することができる（第87条）。

また、既に確定した商務裁判所の判決に対しては、最高裁判所への再審申立を提出することができる（第89条）。

イ 上告申立／上告理由書／上告理由反論書の提出手順

(ア) 上告申立の提出

上告申立は、上告を申し立てる判決の言渡日又は当事者らへの通知日から14暦日以内に、第一審を行った商務裁判所の書記官に登録して提出する（第88条第1項、同項注解）。

その商務裁判所の書記官は、上告申立をその申立の提出日において登録し、かつ上告人に対して、書記官が登録の受領日と同一の日付により署名をした受領証書面を交付する（同条第2項）。

また、書記官は、上告申立を、被上告人側に対して、上告申立の登録から7暦日以内に通知する義務を負う（同条第3項、同項注解）。

(イ) 上告理由書の提出

上告人は、上告理由書を、書記官に対して、上告申立の登録日から14暦日以内に提出しなければならない（第88条第4項、同項注解）。

その書記官は、上告理由書を、被上告人に対して、上告理由書を受領してから2暦日以内に交付する義務を負う（同条第5項、同項注解）。

(ウ) 上告理由反論書の提出

被上告人は、上告理由反論書を、書記官に対して、被上告人が上告理由書を受領した日付から14暦日以内に提出することができ、書記官は、上

告理由反論書を、上告人に対して、上告理由反論書を書記官が受領してから 7 曆日以内に交付する義務を負う（第 88 条第 6 項、同項注解）。

ウ 審理開始前の事務手続

書記官は、上告事件の記録（上告申立、上告理由書、上告理由反論書、その他の文書）を、最高裁判所に対して、第 88 条第 6 項所定の期間の経過から 7 曆日以内に交付する義務を負う（第 88 条第 7 項、同項注解）。

エ 判決

(ア) 判決の言渡期限

上告申立の審理及び判決の期日は、上告申立を上告審の裁判体が受領した日付から 90 曆日以内に処理を完了しなければならない（第 88 条第 8 項、同項注解）。

(イ) 判決の言渡方法及び当事者への通知

判決は、その判決の基礎たる法的判断を漏れなく含み、公開期日において言い渡さなければならない（第 88 条第 9 項）。

執行官は、上告審判決の内容を、上告人及び被上告人に対して、上告審判決の受領から 2 曆日以内に通知する義務を負う（同条第 11 項、同項注解）。

(ウ) 判決の商務裁判所への交付

最高裁判所の書記官は、上告審判決の内容を、商務裁判所の書記官に対して、上告申立に対する判決の言渡日から 7 曆日以内に交付する義務を負う（第 88 条第 10 項、同項注解）。

12. 裁判所の仮の決定

(1) 仮の決定書の発行目的

権利の毀損を受ける登録商標の所有者は、十分な初期証拠を基礎として、商務裁判所の裁判官に対して、次に関する仮の決定書を発行するよう求めることができる（第94条）。

- a. 商標権侵害の結果であると推測される物品が通商路に流入することを防ぐ
- b. 商標権侵害との関連を有する証拠方法を保存する
- c. 証拠物を侵害者による滅失から保全し、それを防ぐ
- d. より大きな損害を防ぐために侵害を停止させる

（2）仮の決定申立の提出

ア 仮の決定申立の提出者及び管轄裁判所

仮の決定申立は、権利の毀損を受ける登録商標の所有者が、商標権侵害の発生地を管轄する商務裁判所に提出する（第94条及び第95条）。

イ 仮の決定申立の提出要件

仮の決定申立は、次の要件を伴い書面により提出する（第95条、同条a注解、同条c注解）。

- a. 商標の所有に関する証拠、すなわち商標証明書を添付する
- b. 商標侵害発生の強力な端緒が存することの証拠を添付する
- c. 立証の必要のために請求、探索、収集、保全をした物品及び／又は文書に関する明確な説明を、商標を侵害する製品であることが疑われる物品及び／又は役務の種類の詳細な説明の形態により添付する
- d. 担保として、仮の決定を受ける物品の評価額と同等の現金及び／又は銀行保証を差し入れる

（3）仮の決定申立の審理の準備

仮の決定申立が第95条所定の要件を充足している場合、商務裁判所の書記官は、仮の決定申立を登録し、その申立を、商務裁判所の所長に対して、 1×24 時間以内に引き継ぐ義務を負う（第96条第1項）。

その商務裁判所の所長は、仮の決定申立の受領日から2日以内に、仮の決定申立を審理するために商務裁判所の裁判官を指名する（同条第2項）。

(4) 仮の決定申立に対する決定

前述した指名日から 2 日以内に、商務裁判所の裁判官は、仮の決定申立を認容し又は棄却することを決定しなければならない（第 9 6 条第 3 項）。

仮の決定申立を認容する場合、商務裁判所の裁判官は、裁判所の仮の決定書を発行し、それを仮の決定の処分を課す者に対して 1 × 2 4 時間以内に通知する（同条第 4 項及び第 5 項）。

他方、仮の決定申立を棄却する場合、商務裁判所の裁判官は、その棄却を、仮の決定の申立人に対してその理由を伴い通知する（同条第 6 項）。

(5) 仮の決定に対する後続措置

ア 仮の決定を課される者の呼出し

商務裁判所が仮の決定書を発行した場合、商務裁判所は、仮の決定を課した者を、説明を求めるために、仮の決定書の発行日から 7 日以内に呼び出す（第 9 7 条第 1 項）。

仮の決定を課された者は、商標に関する説明及び証拠を、呼出状の受領日から 7 日以内に提出することができる（同条第 2 項）。

イ 仮の決定の追認又は取消しの決定

商務裁判所の裁判官は、仮の決定書の発行日から 3 0 日以内に、裁判所の仮の決定を追認し又は取り消すことを決定しなければならない（第 9 7 条第 3 項）。

ウ 仮の決定を追認した場合の対応

商務裁判所の裁判官が仮の決定を追認した場合は、次が適用される（第 9 7 条第 4 項）。

- a. 申立人が差し入れた担保金は、申立人に返還される
- b. 申立人は、商標侵害に対する損害賠償訴訟を提起することができる
- c. 申立人は、商標侵害を、インドネシア共和国国家警察捜査官又は一般公

務員検査官に報告することができる

エ 仮の決定を取り消した場合の対応

商務裁判所の裁判官が仮の決定を取り消した場合は、申立人が差し入れた担保金を、仮の決定を課された者に対して、その仮の決定に起因する損害の賠償として速やかに交付しなければならない（第97条第5項）。

13. 刑事規定

条文	犯罪行為	刑罰
第100条第1項	何人も、無権利で、他者が所有する登録商標と全体において同一の商標を、生産及び／又は商取引を行っている同種の物品及び／又は役務のために使用した場合	5年以下の懲役刑及び／又は20億ルピア以下の罰金刑
第100条第2項	何人も、無権利で、他者が所有する登録商標と要部において同一の商標を、生産及び／又は商取引を行っている同種の物品及び／又は役務のために使用した場合	4年以下の懲役刑及び／又は20億ルピア以下の罰金刑
第100条第3項	何人も、第100条第1項及び第2項の規定に違反し、その物品の種類が健康障害、環境への障害及び／又は人の死亡を引き起こした場合	10年以下の懲役刑及び／又は50億ルピア以下の罰金刑
第101条第1項	何人も、無権利で、全体において他者が所有している地理的表示との同一性を有する標章を、登録されている物品及び／又は製品と同一の又は同種の物品及び／又は製品のために使用した場合	4年以下の懲役刑及び／又は20億ルピア以下の罰金刑

第101条第2項	何人も、無権利で、要部において他人が所有している地理的表示との同一性を有する標章を、登録されている物品及び／又は製品と同一の又は同種の物品及び／又は製品のために使用した場合	4年以下の懲役刑及び／又は20億ルピア以下の罰金刑
第102条	何人も、物品及び／又は役務及び／又は製品のうち、その物品及び／又は役務及び／又は製品が第100条及び第101条所定の犯罪の成果物に当たることを認識しているもの又は認識していると推測するのが相当であるものの商取引を行った場合	1年以下の禁固刑又は2億ルピア以下の罰金刑

第3 著作権法制

1. 法令

インドネシアの著作権に関する法律関係を規律する法令は、「著作権に関するインドネシア共和国法律2014年第28号」（以下「著作権法」という。）であり、「著作権に関するインドネシア共和国法律2002年第19号」を全面改正する形で2014年10月16日に公布され、全19章、126条により構成されている。

この著作権法は、次に対して適用される（著作権法第2条）。

- a. インドネシア国籍者、インドネシア居住者、インドネシア法人の全ての著作物及び隣接権産物
- b. 非インドネシア国籍者、非インドネシア居住者、非インドネシア法人の全ての著作物及び隣接権産物のうち、最初にインドネシアで公表が行われたもの
- c. 非インドネシア国籍者、非インドネシア居住者、非インドネシア法人の、次の条

件の下での全ての著作物及び／又は隣接権産物並びにその著作物及び／又は隣接権産物の使用者

1. その国家が、著作権及び隣接権の保護に関するインドネシア共和国との二国間協定を有している
2. その国家とインドネシア共和国が、著作権及び隣接権の保護に関する同一の多国間協定の当事者又は加盟国である

なお、以下で参照する条文は、特に断らない限り、著作権法の条文とする。

2. 著作権

(1) 著作権とは

著作権³⁹とは、著作物が有形的に具現化された後に、宣言主義を基礎として自動的に法令の規定に応じた制限を減縮することなく発生する著作者の独占排他的な権利をいい、次により構成される（第1条1及び第4条）。

- a. 人格的権利
- b. 経済的権利

(2) 人格的権利

ア 人格的権利の内容

人格的権利とは、著作者自身⁴⁰に永久に帰属する次の権利をいう（第5条第1項）。

- a. その氏名をその著作物の公然使用との関係において複製物に表示したままとする権利又は表示しない権利
- b. その通称又は仮名を使用する権利
- c. その著作物を社会的相当性に応じて変更する権利

³⁹ 著作権は、無体動産に当たるとされている（第16条第1項）。

⁴⁰ 著作者ではない著作権者は、経済的権利は有しているものの、人格的権利は有していない（第4条注解）

- d. 著作物のタイトル及びサブタイトルを変更する権利
- e. 著作物の歪曲、著作物の切除、著作物の改変又は自身の名誉若しくは評判を毀損する性質の事象が発生した場合にその権利を守る権利

故意に、無権利で、著作者の許諾無く人格的権利を侵害した者に対して著作者又はその相続人が訴求する権利は、たとえその著作物全体に対する経済的権利が他者に移転したとしても、減縮されるものではない（第98条第1項）。

イ 人格的権利の移転の可否

人格的権利の移転の可否は、次のように整理される（第5条第2項）。

移転の時期	左記の時期における移転の可否
著作者の生存中	移転することはできない
著作者の死後	遺言又は法令の規定に応じたその他の原因により移転することができる

人格的権利の移転が生じた場合、その人格的権利の譲受人は、その権利行使の放棄又は拒否を書面で表明することにより、その権利の行使を放棄し又は拒否することができる（同条第3項）。

(3) 経済的権利

ア 経済的権利の内容

経済的権利は、著作者又は著作権者が著作物に対する経済的な利益を享受する独占排他的な権利に当たり、著作者又は著作権者は、その経済的権利の行使として次を行うことができる（第8条及び第9条第1項）。

- a. 著作物の発行
- b. 著作物のあらゆる形態による複製⁴¹

⁴¹ この「複製」には、映画館やライブ会場でのビデオカメラ（カムコーダー）を用いた録

- c. 著作物の翻訳
- d. 著作物の翻案、編曲、変形
- e. 著作物又はその複製物の譲渡⁴²
- f. 著作物の実演
- g. 著作物の公表
- h. 著作物の伝達
- i. 著作物の貸与⁴³

イ 経済的権利の移転／譲渡

(ア) 経済的権利の移転／譲渡可能事由

著作権は、その全体又は一部のいずれであるかを問わず、次により移転し又は譲渡することができる⁴⁴（第16条第2項）。

- a. 相続
- b. 贈与
- c. 寄進
- d. 遺言
- e. 書面契約
- f. 法令の規定に則り認められるその他の原因⁴⁵

音録画が含まれる（第9条第1項b注解）。

⁴² この譲渡権は、何人かに対して既に販売されたもの又は著作物の所有が移転されたものに対しては適用されない（第11条第1項、権利の消尽）。

⁴³ この貸与権は、コンピュータ・プログラムが貸与の本質的な客体ではない場合、そのコンピュータ・プログラムに対しては適用されない（第11条第2項）。同項の注解は、この「コンピュータ・プログラムが貸与の本質的な客体」となっている場合の例として、コンピュータソフトウェアがレンタル契約の主たる客体である場合を挙げている。

⁴⁴ 「移転し又は譲渡することができる」のは経済的権利のみであり、人格的権利は、引き続き著作者自身に帰属したままとされる（第16条第2項注解）。

⁴⁵ この「その他の原因」の例として、既に確定した裁判所判決、会社資産の統合又は分離が生じる会社又は法人のM&A又は解散に起因する移転／譲渡が挙げられている（第16条第2項f注解）。

この著作権の移転／譲渡は書面により行う必要はあるものの、ノタリス証書によることまでは義務付けられていない（第16条第2項注解）。

（イ）経済的権利の二重譲渡の不許

著作者又は著作権者が経済的権利の全体又は一部を譲渡した場合、その著作者又は著作権者は、2度目の譲渡を行うことはできない（第17条第2項）。

（ウ）著作権の相続／遺贈

公表、譲渡、伝達をいまだ行っていない、既に行った又は行わない著作者が所有している著作権は、その権利が違法に取得されたものでない限り、その著作者の死後、その相続人又は受遺者の所有となる（第19条第1項及び第2項）。

（エ）譲渡した著作権の著作者への回復

次の著作物を売切契約⁴⁶及び／又は無期限の譲渡契約の中で譲渡した場合、その著作権は、その契約から25年の期間が経過した時点で著作者に再び移転する（第18条）。

- a. 書籍及び／又はその他の全ての著述作品⁴⁷
- b. 歌詞を伴う又は伴わない歌及び／又は楽曲

ウ 著作権への担保設定の可否

⁴⁶ この「売切契約」とは、著作者に対して買主による全額の支払いを経てその著作物を引き渡すことを義務付け、それによりその著作物に対する著作権の経済的権利全体が期限の定めなく買主に移転する契約をいい、実務では"sold flat"の用語で知られている（第18条注解）。

⁴⁷ この「その他の全ての著述作品」の例として、詩集の原稿、一般的な辞典、日刊新聞が挙げられている（第18条注解）。

著作権には、信託担保を設定することができる（第16条第3項）。

3. 隣接権

(1) 隣接権とは

隣接権とは、著作権との関連を有する権利で、実演家⁴⁸、レコード製作者⁴⁹、放送機関⁵⁰のための独占排他的な権利に当たるものという（第1条5）。

(2) 隣接権の種類

著作権法は、隣接権として、次の権利を規定している（第20条）。

- a. 実演家の人格的権利
- b. 実演家の経済的権利
- c. レコード製作者の経済的権利
- d. 放送機関の経済的権利

(3) 実演家の人格的権利

ア 実演家の人格的権利の性質

実演家の人格的権利は実演家に帰属する権利であり、その経済的権利の譲渡等、いかなる理由によっても消滅しない（第21条）。

また、故意に、無権利で、実演家の許諾無くその人格的権利を侵害した者に

⁴⁸ 実演家は、「著作物を単独で又は共同で披露し、実演する1名の人又は複数の人をいう」と定義されている（第1条6）。

⁴⁹ レコード製作者は、「声又は音を、実演の録音又はその他の音声の録音のいずれであるかを問わず最初に録音し、かつその録音を実行する責任を有している人又は法人をいう」と定義されている（第1条7）。

⁵⁰ 放送機関は、「公共放送機関、民間放送機関、コミュニティ放送機関、有料放送機関のいずれかであるかを問わない放送事業者で、その職務、職分及び責任の遂行が法令の規定に適合しているものをいう」と定義されている（第1条8）。

対してその実演家又はその相続人が訴求する権利は、たとえその実演家の経済的権利が他者に移転したとしても、減縮されるものではない（第98条第2項）。

イ 実演家の人格的権利の内容

実演家の人格的権利には、次の権利が含まれる（第22条）。

- a. その氏名が反対の合意をした場合を除いて実演家として表示される権利
- b. 著作物の歪曲、著作物の切除、著作物の改変、その名誉又は評判を毀損する性質の事項が、反対の合意をした場合を除いて行われない権利

（4）経済的権利

ア 実演家の経済的権利

（ア）実演家の経済的権利の内容

実演家は経済的権利を有するところ、その経済的権利には、次を自ら行い、次を行うための許可を付与し、他者が次を行うことを禁止する権利が含まれる（第23条第1項及び第2項）。

a.	実演家の実演の放送又は伝達 ※ ただし、この「放送又は伝達」の権利は、次に対しても適用されない（第23条第3項）。 1. 実演家が許可を与えた実演の固定 ⁵¹ の成果物 2. 最初に実演の許可を取得した放送機関が許可を与えた再放送又は再伝達
b.	未だ固定していない実演の固定
c.	実演の固定のあらゆる方法又は形態による複製
d.	実演の固定又はその複製物の譲渡 ※ この譲渡権は、既に固定し、販売し又は譲渡した実演作品に対し

⁵¹ この「固定」とは、「何等かの装置により視聴し、複製し、伝達することができる聴取可能な音声の記録、画像の記録又はその双方をいう」と定義されている（第1条13）。

	ては適用されない（第23条第4項、権利の消尽）。
e.	実演の固定又はその複製物の公衆への貸与
f.	公衆によるアクセスが可能な実演の固定の提供

(イ) 実演実行時の著作物利用の方法

実演の中での著作物の商用利用は、著作者への対価を集合的管理団体経由で支払うことにより、著作者に事前の許可を求めることなく行うことができる（第23条第5項）。この「著作者への対価」はライセンス料であり、その金額は、集合的管理団体が決定する（同項注解）。

イ レコード製作者の経済的権利

レコード製作者は経済的権利を有するところ、その経済的権利には、次を自ら行い、次を行うための許可を付与し、他者が次を行うことを禁止する権利が含まれる（第24条第1項及び第2項）。

a.	<p>レコードのあらゆる方法又は形態による複製</p> <p>※ この「あらゆる方法又は形態」には、次が含まれる（第24条第2項a注解）。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 録音録画を物理的な形式（compact disc / video compact disc / digital video disc）からデジタル形式（Mp3、WAV、Mp4）に変更すること - 書籍をオーディオブックに変更すること
b.	<p>レコードの原盤又はそのコピーの譲渡</p> <p>※ この譲渡権は、実演の固定のコピーのうち、レコード製作者が既に他人に販売したもの又はその所有を移転したものに対しては適用されない（同条第3項、権利の消尽）。</p>
c.	レコードのコピーの公衆への貸与
d.	公衆によるアクセスが可能なレコードの有線又は無線での提供

このレコード製作者の経済的権利行使する全ての人は、レコード製作者の

許可を取得する義務を負う（同条第4項）。

ウ 放送機関の経済的権利

放送機関は経済的権利を有するところ、その経済的権利には、次を自ら行い、次を行うための許可を付与し、他者が次を行うことを禁止する権利が含まれる（第25条第1項及び第2項）。

- a. 放送事項を繰り返し放送する
- b. 放送事項の伝達
- c. 放送事項の固定
- d. 放送事項の固定の複製

全ての人は、放送機関の放送作品コンテンツの営利目的での流布⁵²を無許可で行うことを禁止される（同条第3項）。

エ 実演家、レコード製作者、放送機関の経済的権利の制限

実演家、レコード製作者、放送機関の経済的権利に関する第23条、第24条及び第25条の規定は、次に対しては適用されない（第26条）。

- a. 著作物及び／又は隣接権産物の簡潔な引用の、時事情報の提供の必要なみを目的とした、時事の事件の報告のための使用
- b. 著作物及び／又は隣接権産物の、科学研究の利益のみのための複製
- c. 著作物及び／又は隣接権産物の、教授の必要なみのための複製⁵³
- d. 著作物及び／又は隣接権産物を実演家、レコード製作者又は放送機関の許可なく使用することを可能とする教育及び科学の発展の利益のための使用

オ レコードに関する特則

⁵² この「流布」とは、商用利用を目的として公共放送機関、民間放送機関、有料放送機関のいずれに由来するものであるかを問わずに行われる放送作品の利用をいう（第25条第3項注解）。

⁵³ ただし、教材として既に公表が行われた実演及びレコードを除く（第26条cただし書）。

(ア) レコード使用の営利性に関する規定

公衆がアクセスするために有線又は無線で提供されたレコードは、公表が商業上の利益のために行われたレコードと考えられる⁵⁴（第27条第1項）。

(イ) レコード使用の対価に関する規定

次の場合、レコードの使用者は、相当な対価を、実演家及びレコード製作者に対して支払わなければならない（第27条第2項）。

- a. レコードの公表を商業的に行った場合
- b. レコードの複製を放送及び／又は伝達の必要のために直接使用した場合

この実演家及びレコード製作者が相当な対価⁵⁵を受領する権利は、公表日から50年間適用される（同条第3項）。

(ウ) レコード製作者から実演家への収益の分配義務

レコード製作者は、異なる契約をした場合を除き、実演家に対してその収益の二分の一の金額を支払わなければならない（第28条）。

カ 著作権の経済的権利の移転に関する規定の隣接権への準用

著作権の経済的権利の移転に関する第16条、第17条及び第19条の規定は、隣接権の経済的権利の移転に対して準用される（第29条）。

⁵⁴ この規定は、条項中に反証の可能性への言及がないため、みなし規定の可能性が高いものの、推定規定の可能性を否定する明確な根拠もないため、みなし規定と推定規定の区別が問題となるケースでは、現地の専門家に確認を行うのが望ましいといえる。

⁵⁵ この「相当な対価」とは、集合的管理団体が定めた一般規範に応じて決定される対価をいう（第27条第3項注解）。

キ 謙譲した隣接権の実演家への回復

実演家の作品としての歌及び／又は楽曲の経済的権利を謙譲した場合及び／又は販売した場合、その経済的権利の所有は、25年の期間が経過した後に再び実演家に移転する（第30条）。

4. 著作権及び隣接権に関する禁止事項

(1) 著作者又は著作権者の許可を得ない著作物の複製等の禁止

全ての人は、著作者又は著作権者の許可を得ていない場合、著作物の複製及び／又は商用利用を行うことを禁止される（第9条第3項）。

(2) 商業地の管理者が著作権侵害品の販売等を放置することの禁止

商業地の管理者は、自身が管理する商業地での著作権及び／又は隣接権侵害品の販売及び／又は複製を放置することを禁止される（第10条）。

(3) 被撮影者の許諾のない肖像写真の商用利用等の禁止

ア 禁止事項

全ての人は、営利的な宣伝又は広告の利益⁵⁶のために作成された肖像写真の商用利用、複製、公表、謙譲及び／又は伝達を、肖像写真に含まれている全ての被撮影者又はその相続人の書面による許諾なく行うことを禁止される（第12条第1項及び第2項）。

イ 禁止の適用例外

⁵⁶ この「宣伝又は広告の利益」とは、とりわけ商用利用される広告、バナー、広告板、カレンダー、パンフレット等への肖像写真の掲載をいう（第12条第1項注解）。

(ア) 実演家の公演を撮影した肖像写真の公表等

1名又は複数名の実演家の公演における肖像写真の公表、譲渡、伝達は、その実演家又は実演に対する権利者が実演の開催前又は開催時に異なる表明をした場合等を除き、著作権侵害とはみなさない（第13条）。

(イ) 公益等を目的とした肖像写真の公表等

安全保障の利益、公益、刑事司法プロセスの必要のためである場合、権限を有する機関⁵⁷は、肖像写真の公表、譲渡又は伝達を、肖像写真中に存する1名又は複数名の人の許諾を得ずに行うことができる（第14条）。

(4) 技術的コントロール手段の破壊等の禁止

全ての人は、著作物又は隣接権産物の保護手段及び著作権又は隣接権の保全手段として使用されている技術的コントロール手段⁵⁸を破壊し、破棄し、喪失させ又は機能不全とすることを禁止される（第52条）。

ただし、この禁止は、国家の防衛安全保障の利益及び法令の規定に応じたその他の原因のためである場合又は異なる契約をした場合、適用されない（同条）。

(5) 道徳、宗教、公序良俗等に反する著作物の公表等の禁止

全ての人は、道徳、宗教、公序良俗、国家の防衛安全保障に反する著作物の公表、譲渡、伝達を行うことを禁止される（第50条）。

5. 著作権及び隣接権に関する義務

⁵⁷ この「権限を有する機関」とは、とりわけ通信情報分野の行政事務を所管する省、汚職撲滅委員会、その他の法執行機関等をいう（第14条注解）。

⁵⁸ この「技術的コントロール手段」とは、著作者、著作権者、隣接権者が許可を与えていない行為及び／又は法令により禁止されている行為を防止し又は制限するために設計された各技術、装置、部品をいう（第52条注解）。

(1) 経済的権利を行使する者が著作者等の許可を取得する義務

第9条第1項所定の経済的権利を行使する者は、著作者又は著作権者の許可を取得する義務を負う（第9条第2項）。

(2) ITベースの生産設備等を使用した著作物等に関するルールを充足する義務

著作物又は隣接権産物が情報技術及び／又は高度技術をベースとした生産設備及び／又はデータ保存設備⁵⁹を使用するものである場合は、権限を有する機関が定めた生産の許認可及び要件のルールを充足する義務を負う（第53条）。

6. 著作者

(1) 著作者の一般的な推定規定

次は、反証がなされた場合を除き、著作者と推定される（第31条）。

- a. その氏名が著作物中に表示されている人
- b. その氏名が著作物において著作者として表明された人
- c. その氏名が著作物登録書中に表示されている人
- d. その氏名が著作物総目録中に著作者として表示されている人

(2) 講演の著作物の著作者推定規定

書面による資料を使用せずに講演の著作者が誰であるかを通知することなく講演を行った人は、反証がなされた場合を除き、著作者と推定される（第32条）。

(3) 法人が公表等をした著作物の著作者推定規定

⁵⁹ この「情報技術及び／又は高度技術をベースとした生産設備及び／又はデータ保存設備」とは、光ディスク、サーバー、クラウドコンピューティング、暗証番号、パスワード、バーコード、シリアルナンバー、暗号解読技術、著作物を保護するために使用される暗号化技術等をいう（第53条第1項注解）。

法人が、その法人由来の著作物の公表、譲渡、伝達を何人が著作者であるかを表示せずにいた場合、著作者と推定されるのは、反証がなされた場合を除き、法人とする（第37条）。

（4）結合著作物の著作者

著作物が2名以上の人人が創作した独立した複数の部分で構成されている場合、その著作物全体の著作者と考えられるのは、著作物全体の完成を指揮監督した人とする（第33条第1項）。

仮にその著作物全体の完成を指揮監督した人が存在していない場合、著作者と考えられるのは、著作物を集めた人とされる（同条第2項）。

なお、その著作物の各部分に対するそれぞれの著作権は減縮されない（同項）。

（5）著作物をデザインした人物と具現化した人物が異なる場合の著作者

著作物を何人かがデザインし、そのデザインを行った人の指揮監督下で別の人人が具現化する作業を行った場合、著作者と考えられるのは、著作物をデザインした人とする（第34条）。

（6）雇用関係の中で又は注文に基づき作成された著作物の著作者

雇用関係の中で又は注文に基づき⁶⁰作成された著作物に対する著作者及び著作権者は、異なる契約をした場合を除き、著作物を作成した者とする（第36条）。

7. 著作権者

（1）伝統的文化表現の著作権者

伝統的文化表現に対する著作権は、国家が保有する（第38条第1項）。この「伝

⁶⁰ 「雇用関係の中で又は注文に基づき」とは、著作物が民間機関における雇用関係を基礎として又は他者の注文を基礎として作成される場合をいう（第36条注解）。

統的文化表現」には、次の表現形式のいずれか1つ又はこれらを組み合せたものが含まれる（同項注解）。

- a. 様々なテーマ及びメッセージを内容として含むコンテンツによる散文又は詩の形態の、口頭によるものであるか書かれたものであるかを問わない、文学作品又は説明文の形態のテキストによる言語表現
- b. とりわけ声楽、器楽、それらを組み合わせたものを含む音楽の表現
- c. とりわけ舞踏を含む行動の表現
- d. とりわけワヤンの実演及び民族劇を含む演劇の表現
- e. 2次元形式であるか3次元形式であるかを問わない皮、木材、竹、金属、石、セラミック、紙、繊維等、それらを組み合わせたもの等の様々な材料より制作された美術の表現
- f. 伝統的な儀式の表現

国家は、この伝統的文化表現を目録化し、守り、維持管理する義務を負う（第38条第2項）。また、伝統的文化表現の使用では、その担い手である地域社会に息づく価値⁶¹に留意しなければならない（同条第3項）。

（2）著作者不明の著作物の著作権者

ア 著作者不明の著作物がいまだ公表されていない場合

著作物の著作者が知られておらず、かつその著作物の公表がいまだ行われていない場合、その著作物に対する著作権は、国家が著作者の利益のために⁶²保有する（第39条第1項）。

イ 著作者不明の著作物が既に公表されている場合

（ア）著作者不明の著作物の公表を行った者が判明している場合

⁶¹ この「その担い手である地域社会に息づく価値」とは、伝統的文化表現を維持し、発展させ、保存してきた慣習、慣習法規範、慣習上の規範、社会規範、現地の地域社会が崇拜しているその他の崇高な規範をいう（第38条第3項注解）。

⁶² 「著作者の利益」のために行動するのは、法務人権大臣とされている（第39条第5項）。

既に公表が行われた著作物に対する著作権は、次の場合、公表を行った者が著作者の利益のために保有する（第39条第2項）。

- a. その著作者が知られていない場合
- b. その著作者の通称又は仮名が記載されているのみである場合

（イ）著作者不明の著作物の公表を行った者が不明の場合

著作物が既に発行されているものの、その著作者及び公表を行った者が知られていない場合、その著作物に対する著作権は、国家が著作者の利益のために⁶³保有する（第39条第3項）。

ウ 上記規定の適用例外

著作者及び／又は著作物の公表を行った者が、その著作物に対する所有を証明することができる場合は、前述した第39条第1項、第2項及び第3項の規定は適用されない（第39条第4項）。

8. 著作権による保護の客体

（1）著作権により保護される作品

著作権により保護される作品には、次の科学、美術、文学分野の著作物⁶⁴が含まれる（第40条第1項）。

- | | |
|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| a. | 書籍、パンフレット、出版された著述作品の組版面、その他の全ての著述作品
※ この「著述作品の組版面」とは、一般に”typographical arrangement”として知られている創作作品、すなわち著述作品の筆記に関する配置及び形式 |
|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

⁶³ 著作者不明の著作物がいまだ公表されていない場合と同様、「著作者の利益」のために行動するのは、法務人権大臣とされている（第39条第5項）。

⁶⁴ これらの著作物は、非公表又は未公表であるとしても、既にその著作物の複製が可能な有形的な形により具現化されている場合には、著作権により保護される（第40条第3項）。

	における芸術的な側面をいい、全体として特有の形を表現しているフォーマット、装飾、配色、美しい文字の配置、レイアウト等が含まれる（第40条第1項a注解）。
b.	講演、講義、演説、それらと同種のその他の著作物
c.	教育及び科学の利益のために作成される小道具 ※ この「小道具」とは、地理学、地形学、建築学、生物学、その他の科学との関連を有する2次元形式又は3次元形式の著作物をいう（第40条第1項c注解）。
d.	歌詞を伴うか否かを問わない歌又は楽曲
e.	演劇、ミュージカル、踊り、振り付け、ワヤン、パントマイム
f.	絵画、図画、レリーフ、書道、彫刻美術、彫像、コラージュ等のあらゆる形態の美術作品 ※ この「図画」としては、モチーフ、ダイアグラム、スケッチ、ロゴ、色の要素、美しい文字の形等が挙げられている（第40条第1項f注解）。 ※ この「コラージュ」とは、スケッチ又は作品媒体の表面に貼付される様々な素材、たとえば、布、紙、木材より制作される芸術的な構成物をいう（同項f注解）。
g.	応用美術作品 ※ この「応用美術作品」とは、ある製品への図画、モチーフ、オーナメントの使用等、美術のある製品に応用して実用的なニーズを充たしつつも美的な印象を有するものとして制作した美術作品をいう（第40条第1項g注解）。
h.	建築作品 ※ この「建築作品」とは、建築物の物理的形状、建築物のレイアウト、建築物の設計図、建築物の設計図書、建築物のモデル又は模型等をいう（第40条第1項h注解）。
i.	地図 ※ この「地図」とは、地上又は地下に存在している自然的要素及び／又は人工的要素を描いたもので、デジタルメディア又は非デジタルメディアのいずれによるかを問わず、特定の縮尺により平面に描かれたものをいう（第40条第1項i注解）。
j.	バティック美術又はその他のモチーフ美術作品 ※ この「バティック美術」とは、革新的で、現代的で、非伝統的な性質の現代

	<p>のバティックモチーフをいう。この作品は、絵、模様又は配色のいずれであるかを問わず、それらとの関連において芸術的価値を有しているため保護される（第40条第1項j注解）。</p> <p>※ この「その他のモチーフ美術作品」とは、songket 美術、tenun ikat のモチーフ、tapis のモチーフ、ulos のモチーフ、その他の現代的で革新的で発展を続ける性質のモチーフ美術等、様々な地方に存在しているインドネシア国民の財産に当たるモチーフをいう（同項j注解）。</p>
k.	<p>写真作品</p> <p>※ この「写真作品」には、カメラを用いて産み出された全ての写真が含まれる（第40条第1項k注解）。</p>
l.	<p>肖像写真</p>
m.	<p>映画作品</p> <p>※ この「映画作品」とは、ドキュメンタリー映画、広告映像、ルポルタージュ、脚本を伴い制作される物語映画、アニメ映画等の動画像の形態の著作物をいう。映画作品は、セルロイドテープ、ビデオテープ、ビデオディスク、光ディスク及び／又は映画館、ワイドスクリーン、テレビ等での上映を可能とするその他のメディアにより制作することができる（第40条第1項m注解）。</p>
n.	<p>翻訳、解釈、脚色、編集著作物、データベース、翻案、編曲、改変、変形の成果物であるその他の作品</p> <p>※ これらの著作物は、原著作物に対する著作権を減縮することなく、個別の著作物として保護される（第40条第2項）。</p> <p>※ この「編集著作物」には、選択した著述作品の編集物を内容とする書籍の形態の著作物並びにカセット、光ディスク又はその他のメディアに記録された選択した歌の作品集及び選択した様々な舞踏作品の構成物が含まれる（同条第1項n注解）。</p> <p>※ この「データベース」とは、コンピュータにより読み取ることができるあらゆる形式のデータの編集物又はその他の形式の編集物で、そのデータの内容の選択又はアレンジを理由に知的創造物に該当するとされるものをいう。データベースの著作物としての保護は、そのデータベースに加えられた個々の著作物に対する著作者らの権利を減縮するものではない（同項n注解）。</p> <p>※ この「翻案」とは、著作物を別の形態に変形することをいう（例・本が映画</p>

	<p>になる場合) (同項 n 注解)。</p> <p>※ この「変形の成果物であるその他の作品」とは、著作物の形式を別の形式に変更することをいう(例 - ポップミュージックがダンドゥットミュージックになる場合) (同項 n 注解)。</p>
o.	伝統的文化表現の翻訳、翻案、編曲、変形、改変
p.	著作物又はデータのコンピュータ・プログラム又はその他の媒体のいずれかにより読み取ることのできるフォーマットによる編集物
q.	伝統的文化表現の編集物（ただし、その編集物が原作品に該当する限りとする。）
r.	ビデオゲーム
s.	コンピュータ・プログラム

(2) 著作権により保護されない作品

著作権により保護されない作品には、次が含まれる（第41条）。

- a. 未だ有形的な形により具現化されていない作品
- b. 各アイディア、手続、システム、手法、コンセプト、原理、発見、データ⁶⁵
- c. 技術的な問題の解決のみのために創作された又はその形状が機能上のニーズ⁶⁶のみを目的としているツール、物、製品

(3) 著作権が存在しない作品

次の作品には、著作権は存在しない（第42条）。

- a. 国家機関の公開会議の結果
- b. 法令
- c. 国家代表の演説又は政府官吏の演説
- d. 裁判所の判決又は裁判官の決定
- e. 聖典又は宗教シンボル

⁶⁵ 仮にこれらが著作物の中で開示され、表明され、描かれ、説明され又はその中に組み込まれていても同様とする（第41条b）。

⁶⁶ この「機能上のニーズ」とは、形状が特定の効用及び機能を有することに基づいた人間の特定のツール、物品、製品に対するニーズをいう（第41条c注解）。

9. 著作権の制限

(1) はじめに

著作権は、次の場合に制限される。

- a. 美術作品等の著作物の展示会での公表等
- b. 国章及び国歌のその本来の性質に応じた公表等
- c. 政府が又は政府の名義で行うあらゆる事項の公表等
- d. 時事のニュースの出所の表示を伴う引用
- e. 著作権コンテンツのITメディアを通じた一定の条件の下での作成及び拡散
- f. 大統領等の肖像写真の尊厳と相当性に留意した複製等
- g. 著作者等の正当な利益を毀損しない教育等のための出所を明示して行う著作物等の複製等
- h. 安全保障並びに行政、立法及び司法の運営のための出所を明示して行う著作物等の複製等
- i. 教育及び科学を目的とした講演のための出所を明示して行う著作物等の複製等
- j. 著作者等の正当な利益を毀損しない無料の実演又は公演のための出所を明示して行う著作物等の複製等
- k. 視覚障害者等のための著作物に対するアクセスの便宜の提供
- l. 建築作品の著作物の技術的な施工判断に基づく変更
- m. バックアップ等を目的としたコンピュータ・プログラムのコピー又は翻案の複製
- n. 私的使用のための複製
- o. 営利を目的としない図書館又は記録保管所による著作物の複製物の作成
- p. 出所及び著作者の氏名を表示した情報目的での著作物の複製等
- q. デジタル的な著作物の一時的な複製
- r. 放送機関によるその活動目的のための一時的な録音録画
- s. 放送機関による公式アーカイブの利益のための一時的な録音録画
- t. 道徳、宗教、公序良俗等を理由とする著作物の公表等の制限
- u. 政府による国益のための著作物の公表等

以下、それぞれの著作権の制限について概説する。

(2) 美術作品等の著作物の展示会での公表等

写真、絵画、図画、建築作品、彫像、その他の美術作品の著作物の所有者⁶⁷及び／又は保有者は、異なる契約をした場合を除き、著作者の許諾なく次を行う権利を有する（第15条第1項⁶⁸）。

- a. 著作物の公の展示会での公表
- b. 展示会用に作成するカタログ中の複製

(3) 国章及び国歌のその本来の性質に応じた公表等

国章及び国歌のその本来の性質に応じた公表、譲渡、伝達、複製は、著作権侵害とは考えられない（第43条a）。

(4) 政府が又は政府の名義で行うあらゆる事項の公表等

政府が又は政府の名義で行うあらゆる事項の公表、譲渡、伝達、複製⁶⁹は、次により保護されることが表示されている場合を除いて、著作権侵害とは考えられない（第43条b）。

- a. 法令
- b. その著作物における表明
- c. その著作物の公表、譲渡、伝達、複製を行う際の表明

(5) 時事のニュースの出所の表示を伴う引用

⁶⁷ この「所有者」とは、収集家又は著作権者等、著作物を適法に占有管理している人をいう（第15条第1項注解）。

⁶⁸ この規定は、肖像写真の被撮影者の許諾に関する第12条の規定に反していない限りにおいて、肖像写真に対しても適用される（第15条第2項）。

⁶⁹ この例として、国家の費用で行った調査の結果につき政府が又は政府の名義で行うあらゆる事項の公表、譲渡、伝達、複製が挙げられている（第43条b注解）。

通信社、放送機関、新聞、その他の同種ソースからのその出所を完全に表示した時事のニュース⁷⁰の全体又は一部のいずれであるかを問わない引用は、著作権侵害とは考えられない（第43条c）。

(6) 著作権コンテンツのITメディアを通じた一定の条件の下での作成及び拡散

著作権コンテンツの情報通信技術メディアを通じた作成及び拡散のうち、非営利の及び／又は著作者若しくは関係者を利用する性質を有するもの又はその著作者がその作成及び拡散に対して異議がないことを表明したものは、著作権侵害とは考えられない（第43条d）。

(7) 大統領等の肖像写真の尊厳と相当性に留意した複製等

大統領、副大統領、元大統領、元副大統領、国家の英雄、国家機関の指導者、省／非省政府機関の指導者及び／又は地方の首長の肖像写真の、法令の規定にのっとった尊厳と相当性に留意した複製、公表、譲渡は、著作権侵害とは考えられない（第43条e）。

(8) 著作者等の正当な利益を毀損しない教育等のための出所を明示して行う著作物等の複製等

著作者又は著作権者の正当な利益⁷¹を毀損することのない次の必要なための著作物及び／又は隣接権産物の全体的な又は本質的な部分⁷²の使用、引用、複製、変更は、その出所を完全に示し又は表示した場合、著作権侵害とは考えられない（第44条第1項a）。

⁷⁰ この「時事のニュース」とは、最初に公衆に伝達されてから72時間の期間内に公衆に公表される又は伝達されるニュースをいう（第43条c注解）。

⁷¹ この「著作者又は著作権者の正当な利益」とは、著作物に対する経済的な利益を享受する際のバランスを踏まえた利益をいう（第44条第1項a注解）。

⁷² この「本質的な部分」とは、著作物の特徴となる最も重要で特徴的な部分をいう（第44条第1項注解）。

- a. 教育
- b. 研究
- c. 学術論文の執筆
- d. 報告の作成
- e. 問題の批評又は論評の執筆

(9) 安全保障並びに行政、立法及び司法の運営のための出所を明示して行う著作物等の複製等

安全保障並びに行政、立法及び司法の運営の必要のための著作物及び／又は隣接権産物の全体的な又は本質的な部分の使用、引用、複製、変更は、その出所を完全に示し又は表示した場合、著作権侵害とは考えられない（第44条第1項b）。

(10) 教育及び科学を目的とした講演のための出所を明示して行う著作物等の複製等

教育及び科学のみを目的とした講演の必要のための著作物及び／又は隣接権産物の全体的な又は本質的な部分の使用、引用、複製、変更は、その出所を完全に示し又は表示した場合、著作権侵害とは考えられない（第44条第1項c）。

(11) 著作者等の正当な利益を毀損しない無料の実演又は公演のための出所を明示して行う著作物等の複製等

著作者の正当な利益を毀損することのない無料の実演又は公演の必要のための著作物及び／又は隣接権産物の全体的な又は本質的な部分の使用、引用、複製、変更は、その出所を完全に示し又は表示した場合、著作権侵害とは考えられない（第44条第1項d）。

(12) 視覚障害者等のための著作物に対するアクセスの便宜の提供

次のための著作物に対するアクセスの便宜の提供は、その出所を完全に示し又は表示した場合、営利的な性質を有していない限りにおいて、著作権侵害とは考えられない（第44条第2項）。

- a. 盲人である者
- b. 視覚障害者
- c. 読字に関する障害がある者
- d. 点字、オーディオブック、その他の手段の利用者

(13) 建築作品の著作物の技術的な施工判断に基づく変更

建築作品の著作物の全体的な又は本質的な部分の変更は、それが技術的な施工判断に基づき行われた場合⁷³、著作権侵害とは考えられない（第44条第3項）。

(14) バックアップ等を目的としたコンピュータ・プログラムのコピー又は翻案の複製

正当な利用者が行うコンピュータ・プログラムの1つのコピー又は翻案の複製は、それを次のために使用する場合、著作者又は著作権者の許可なく行うことができる（第45条第1項）。

- a. そのコンピュータ・プログラムの研究開発
- b. 適法に取得したコンピュータ・プログラムに対する喪失、破損、動作不良防止のためのアーカイブ又はバックアップ

ただし、そのコンピュータ・プログラムのコピー又は翻案は、コンピュータ・プログラムの使用の終了後に破棄しなければならない（同条第2項）。

(15) 私的使用のための複製

既に公表が行われた著作物の個人的な利益のための複製は、1つの複製物のみを作成する場合、次を除き、著作者又は著作権者の許可なく行うことができる（第46条第1項及び第2項）。

- a. 建築物又はその他の建造物の形態の建築作品
- b. 書籍又は楽譜の全体又は本質的部分

⁷³ この「技術的な施工判断に基づく変更の例として、不足している土地の広さの変更、非対称な場所の配置の変更、異なっている材料の材料構成の変更、自然的な要因による建築形態の変更が挙げられている（第44条第3項注解）。

- c. デジタル形式のデータベースの全体又は本質的部分
- d. コンピュータ・プログラム（ただし、第45条第1項の場合を除く。）
- e. 個人的な利益のための複製のうち、その実行が著作者又は著作権者の相当な利益に反するもの

(16) 営利を目的としない図書館又は記録保管所による著作物の複製物の作成

営利を目的としない各図書館又は記録保管所は、著作物又は著作物の一部の複製物を1つ、次の方法により、著作者又は著作権者の許可無く作成することができる。

i. 利用者への提供を目的とした複製物の作成

既に公表が行われ、要約され又は簡略化が行われた著述物を、何人かの要請を充たすために、次の条件の下で複写的に複製する（第47条a）。

- a. 図書館又は記録保管所が、その複製物が教育又は研究目的のためにのみ使用されることを保証する
- b. その複製を個別に行い、仮に繰り返し行う場合は、それらが相互に関係の無い事案に該当しなければならない
- c. 集合的管理団体が図書館又は記録保管所に対して複製する部分との関係において供与したライセンスが存在していない

ii. メンテナンス等のための複製物の作成

複製物の作成を、メンテナンス、必要な複製物の差替え、他の図書館又は記録保管所の恒久的な収蔵品から複製物が喪失／破損／滅却した場合の複製物の差替えのために、次の条件の下で行う（第47条b）。

- a. 図書館又は記録保管所において適正な状態の複製物を取得することが不可能な状況にある
- b. その複製物の作成を個別に行い、仮に繰り返し行う場合は、それらが相互に関係のない事案に該当しなければならない

iii. 図書館相互間等での情報伝達等を意図した複製物の作成

図書館相互間、記録保管所相互間、図書館と記録保管所との間で情報を伝達し又は交換する意図をもって複製物を作成する（第47条c）。

(17) 出所及び著作者の氏名を表示した情報目的での著作物の複製等

出所及び著作者の氏名を完全に表示した情報目的での著作物の複製、放送、伝達は、著作物が次の形態であることを条件として、著作権侵害とは考えられない（第48条）。

- a. 公表が印刷メディア又は電子メディアのいずれであるかを問わず既に行われた様々な分野の記事⁷⁴
- b. 時事の事件の報告又は特定の状況で閲覧若しくは聴取した著作物の簡潔な引用
- c. 公衆に提供された学術論文、演説、講演、それらと同種の著作物

(18) デジタル的な著作物の一時的な複製

著作物の一時的な複製は、その複製が次の規定を充足している場合、著作権侵害とは考えられない（第49条第1項）。

- a. デジタル伝送又は記憶媒体中のデジタル的な著作物の作成を行う際に行う；
- b. 各人が著作者の許可の下で著作物を伝送するために行う；及び、
- c. その著作物の再表示を不能とするコピー自動消去メカニズムを完備した機器を使用して行う

(19) 放送機関によるその活動目的のための一時的な録音録画

放送機関は、その活動目的のための一時的な録音録画を、自らの機器及び設備により、著作者又は著作権者の許可なく作成することができる（第49条第2項）。

ただし、放送機関は、その一時的な録音録画を、作成から6か月以内に又は著作

⁷⁴ ただし、その記事のうち、その複製物を著作者が提供しているもの又は何らかの著作物の放送若しくは伝達と関係があるものを除く（第48条a）。

者の許諾を伴うより長期の期間内に破棄する義務を負う（同条第3項）。

(20) 放送機関による公式アーカイブの利益のための一時的な録音録画

放送機関は、公式アーカイブの利益のための特定の特性を備えた一時的な録音録画のコピーを1つ、作成することができる（第49条第4項）。

(21) 道徳、宗教、公序良俗等を理由とする著作物の公表等の制限

全ての人は、道徳、宗教、公序良俗、国家の防衛安全保障に反する著作物の公表、譲渡、伝達を行うことを禁止される（第50条）。

(22) 政府による国益のための著作物の公表等

政府は、著作物のラジオ、テレビ、その他の手段を通じた公表、譲渡、伝達を、国益のために、著作権者の許可なく、対価を著作権者に交付する義務を負うとの条件の下で実施することができる（第51条第1項）。

その著作物の公表、譲渡、伝達を行う放送機関は、著作物を、その放送機関のためにのみ文書化する権利を有する。ただし、その後に放送を行う場合、その放送機関は、著作権者の許可を取得しなければならない（同条第2項）。

10. IT技術と著作権及び隣接権コンテンツ

(1) ITベースの手段による著作権等の侵害防止における政府の権限

著作権及び隣接権の侵害をITベースの手段を通じて防止するために、政府は、次を行う権限を有する（第54条）。

- a. 著作権及び隣接権を侵害するコンテンツの作成及び拡散に対する監督
- b. 著作権及び隣接権を侵害するコンテンツの作成及び拡散の防止における国内外の様々な者との連携及び調整
- c. 実演場所での著作物及び隣接権産物へのあらゆるメディアを使用した録音録画行為に対する監督

(2) 電子システム中の著作権／隣接権侵害コンテンツの閉鎖又はアクセス制限

ア 電子システムを通じた著作権及び／又は隣接権侵害の報告

全ての人は、商用利用⁷⁵のための電子システムを通じた著作権及び／又は隣接権の侵害を認識した場合、法務人権大臣に報告することができる（第55条第1項）。

イ 法務人権大臣から通信情報大臣へのコンテンツ閉鎖／アクセス制限の提言

法務人権大臣は、前述した報告の内容を検証し、その結果として十分な証拠が発見された場合は、報告者の請求の下で、通信情報大臣に対して、電子システム中の著作権を侵害するコンテンツの一部若しくは全体を閉鎖し又は電子システムサービスへのアクセスを不可とするよう提言する（第55条第2項及び第3項）。

仮にインターネットサイトの閉鎖を全面的に行う場合、法務人権大臣は、閉鎖から14日以内に裁判所の決定を求める義務を負う（同条第4項）。

ウ 通信情報大臣によるコンテンツ閉鎖／アクセス制限の実行

通信情報大臣は、前述した法務人権大臣の提言を基礎として、電子システム中の著作権及び／又は隣接権を侵害するコンテンツ及び／又は利用者のアクセス権を閉鎖し、電子システムサービスへのアクセスを不可とすることができる（第56条第1項）。

この「コンテンツ及び／又は利用者のアクセス権を閉鎖」には、次の2つの事項が含まれる（同項注解）。

- a. コンテンツ又はコンテンツサービス役務プロバイダーのサイトをブロックする

⁷⁵ この情報通信技術メディアでの「商用利用」には、直接的な（有償での）商用利用に加えて、その著作権及び／又は隣接権の使用により利益を受ける他者より経済的利益を取得する無償でのコンテンツサービスの提供が含まれる（第55条第1項注解）。

- b. 利用者による特定サイトへのアクセスを IP アドレス又はそれと同種のものをブロックすることによりブロックする

11. 著作権の保護期間

(1) 人格的権利の保護期間

著作者の人格的権利の保護期間は、次のように整理される。

権利の内容	左記権利の保護期間
✧ 氏名表示権（第 57 条第 1 項 a） ✧ 通称／仮名表示権（同項 b） ✧ 同一性の保持等に関する権利（同項 e）	無期限 (第 57 条第 1 項)
✧ 変更権（第 57 条第 1 項 c） ✧ タイトル等の変更権（同項 d）	著作物に対する保護が継続している間 (第 57 条第 2 項)

(2) 経済的権利の保護期間

ア 保護期間が著作者の生存中及び死後 70 年間である著作物

次の著作物に対する著作権の保護は、著作者が生存している間及び著作者が死亡した翌年 1 月 1 日から起算して 70 年間継続して適用される（第 58 条第 1 項）。

- a. 書籍、パンフレット、その他の全ての著述作品
- b. 講演、講義、演説、それらと同種の他の著作物
- c. 教育及び科学の利益のために作成された小道具
- d. 歌詞を伴うか否かを問わない歌又は楽曲
- e. 演劇、ミュージカル、踊り、振り付け、ワヤン、パントマイム
- f. 絵画、図画、レリーフ、書道、彫刻美術、彫像、コラージュ等のあらゆる形態の美術作品
- g. 建築作品

- h. 地図
- i. バティック美術又はその他のモチーフ美術作品

この著作物を2名以上の人で所有している場合、著作権の保護は、最後に死亡した著作者が生存している間及び同人が死亡した翌年1月1日から起算して70年間継続して適用される（同条第2項）。

イ 保護期間が初回公表から50年間である著作物

次の著作物に対する著作権の保護は、初回の公表が行われてから50年間適用される（第58条第3項、第59条第1項、第60条第2項及び第3項）。

- a. 写真作品
- b. 肖像写真
- c. 映画作品
- d. ビデオゲーム
- e. コンピュータ・プログラム
- f. 著述作品の組版面
- g. 翻訳、解釈、脚色、編集著作物、データベース、翻案、編曲、改変、変形の成果物であるその他の作品
- h. 伝統的文化表現の翻訳、翻案、編曲、変形、改変
- i. 著作物又はデータのコンピュータ・プログラム又はその他の媒体のいかにより読み取ることのできるフォーマットでの編集物
- j. 伝統的文化表現の編集物（ただし、その編集物が原作品に該当する限りとする。）
- k. 法人が所有又は保有している第58条第1項及び第2項所定の著作物
- l. 第39条第1項所定の著作者が知られておらず、いまだ公表が行われていない国家が保有する著作物
- m. 第39条第2項所定の著作者が知られていない又は著作者の通称若しくは仮名が記載されているのみの既に公表が行われた著作物
- n. 第39条第3項所定の既に発行されているものの、著作者及び公表を行った者が知られていない国家が保有する著作物

ウ 保護期間が初回公表から 25 年間である著作物

応用美術作品の形態の著作物に対する著作権の保護は、初回の公表が行われてから 25 年間適用される（第 59 条第 2 項）。

エ 保護期間が無期限である著作物

第 38 条第 1 項所定の国家が保有する伝統的文化表現に対する著作権は、無期限に適用される（第 60 条第 1 項）。

オ 逐次公表を行う著作物の著作権の保護期間

逐次公表を行う著作物に対する著作権の保護の適用期間は、最終部分の公表日より起算される（第 61 条第 1 項）。

カ 定期的に時期を違えて公表される 2 巻以上の著作物の保護期間

定期的に時期を違えて公表が行われる 2 巻以上よりなる著作物に対する著作権の保護期間の決定においては、著作物の各巻を個別の著作物と考える（第 61 条第 2 項）。

12. 隣接権の保護期間

(1) 実演家の人格的権利の保護期間

第 57 条所定の著作者の人格的権利の適用期間は、実演家の人格的権利に対して準用される（第 62 条）。

したがって、実演家の人格的権利の内容は、第 22 条より氏名表示権及び同一性の保持等に関する権利であることから、第 62 条により準用される第 57 条に基づき、無期限に保護されることになると考えられる。

(2) 隣接権の経済的権利の保護期間

隣接権の経済的権利の保護期間は、その権利の内容に応じて次のように整理される。

権利の内容	左記権利の保護期間
実演家の経済的権利	その実演のレコード又はオーディオ・ヴィジュアルへの固定から 50 年間（第 63 条第 1 項 a）
レコード製作者の経済的権利	そのレコードへの固定から 50 年間（第 63 条第 1 項 b）
放送機関の経済的権利	その放送作品の初回放送から 20 年間（第 63 条第 1 項 c）

この保護期間は、翌年の 1 月 1 日から起算される（第 63 条第 2 項）。これは、Trips 協定第 14 条第 5 項を踏まえた規定であり、たとえば、ある作品が 2014 年 10 月 30 日に固定された場合は、その時点から直ちに法的保護を受け、50 年の期間は、2015 年 1 月 1 日から起算されることとなる（第 63 条第 2 項注解）。

13. 著作物及び隣接権産物の登録

(1) 総論

ア 登録の運営者

著作物及び隣接権産物の登録及び抹消は、法務人権大臣が運営する（第 64 条第 1 項）。

イ 登録の意味／位置付け

この著作物登録書は、反証がなされた場合を除き、著作物又は隣接権産物の所有に関する初期証拠に当たる（第 69 条第 4 項）。

もっとも、著作物及び隣接権産物の著作物総目録への登録は、著作権及び隣接権の取得要件には該当せず（第64条第2項）、著作物は、その登録の有無を問わずに保護される（同項注解）。

また、著作物又は隣接権産物の著作物総目録への登録は、登録した著作物又は隣接権産物の内容、意味、意図、形に対する認証にも当たらない（第72条）。

ウ 登録することができない著作物

著作物の登録は、次の識別ロゴ又は識別マークに対して行うことはできない（第65条）。

- a. 物品／役務の商業において商標として使用されるもの
- b. 組織、事業体、法人の象徴として使用されるもの

（2）登録の手順

ア 登録申請の提出手順

著作者、著作権者、隣接権者又はその代理人は、著作物及び隣接権産物の登録申請を、法務人権大臣に対して、次の規定の下で、インドネシア語の申請文書により電子的に及び／又は非電子的に提出する（第66条）。

a.	著作物の見本、隣接権産物の見本又はその代替品を同封する（第66条第2項a） ※ この著作物又は隣接権産物の代替品とは、たとえば、大きなサイズの画像をそのミニチュア又は写真に差し替える場合のように、著作物又は隣接権産物を申請時に添付することが技術的に不可能な場合に添付されるその著作物又は隣接権産物の見本をいう（同項a注解）。
b.	著作物及び隣接権の所有表明書を添付する（第66条第2項b） ※ この「所有表明書」とは、著作物又は隣接権産物が真に著作者、著作権者、隣接権者が所有しているものであることを表明する著作権又は隣接権産物の所有に関する表明をいう（同項b注解）。
c.	費用を支払う（第66条第2項c）

d.	著作物又は隣接権産物に対する権利を共有している複数の人が申請を提出する場合は、その権利を証明する証明書を添付する（第67条第1項a）
e.	著作物又は隣接権産物に対する権利を共有している複数の人が申請を提出する場合は、1つの申請者の住所を選択して定め、申請者の氏名を全て記載しなければならない（第67条第2項）
f.	法人が申請を提出する場合は、権限を有する官吏が認証した法人設立証書の公式謄本を添付する（第67条第1項b）
g.	申請をインドネシア共和国単一国家領域外に由来するものとして申請者が提出する場合は、代理人として登録されている知的財産コンサルタントを通じて行う義務を負う（第67条第3項）

イ 登録申請に対する審査及び裁決

(ア) 登録申請に対する審査

法務人権大臣は、第66条及び第67条所定の要件を充足済みの申請に対して、申請がなされた著作物又は隣接権産物が、著作物総目録に登録されている著作物又はその他の知的財産の客体⁷⁶と本質的に同一であるか否かを把握するために審査を行う（第68条第1項及び第2項）。

この審査の結果は、法務人権大臣が申請を受諾し又は棄却する際の判断材料として用いられる（同条第3項）。

(イ) 登録申請に対する裁決

法務人権大臣は、申請を受諾する又は棄却する裁決を、第66条及び第67条所定の要件を充足した申請の受領日から9か月以内に交付する（第68条第4項）。

ウ 裁決の内容が登録申請の認容である場合

⁷⁶ この「その他の知的財産の客体」とは、商標総目録、工業意匠総目録、特許総目録中に存するものをいう（第68条第2項注解）。

(ア) 著作物登録書の発行及び著作物総目録への登録

申請を認容した場合、法務人権大臣は、著作物登録書を発行し、著作物総目録に次の事項を登録する（第69条第1項及び第2項）。

- a. 著作者及び著作権者の氏名又は隣接権産物の所有者の氏名
- b. 申請書を受領した日付
- c. 第66条及び第67条所定の要件を完備した日付
- d. 著作物又は隣接権産物の登録番号

(イ) 著作物総目録の閲覧の可否

法令上、著作物総目録は、全ての人が無償で閲覧することができるとされている（第69条第3項）。

(ウ) 著作物総目録の位置付け

著作物登録書は、反証がなされた場合を除き、著作物又は隣接権産物の所有に関する初期証拠に当たる（第69条第4項）。

(エ) 著作物総目録の公式抄本の発行

著作物総目録に登録された著作物又は隣接権産物については公式抄本を発行することができ、全ての人は、その公式抄本を、費用の賦課を伴い取得することができる（第71条）。

エ 裁決の内容が登録申請の棄却である場合

著作物及び隣接権産物の登録申請を棄却した場合、法務人権大臣は、その棄却を、申請者に対して、理由を伴い書面により通知する（第70条）。

(3) 著作物及び隣接権産物の登録の法的効力の消滅事由

著作物及び隣接権産物の登録の法的効力は、次により消滅する（第74条）。

- a. 名称が著作者、著作権者、隣接権者として登録されている人又は法人の要請
- b. 第58条、第59条、第60条第2項及び第3項並びに第61条所定の保護期間の経過
- c. 著作物又は隣接権産物の登録の取消しに関する確定済みの裁判所の判決
- d. 抹消を法務人権大臣が行う宗教規範、道徳規範、公共の秩序、国家の防衛安全保障、法令への違反

(4) 著作物及び隣接権産物の登録に対する権利の移転

著作物及び隣接権産物の登録に対する権利の移転は、その登録された権利全体を移転する場合に、両当事者又は譲受人が書面による申請を法務人権大臣に対して提出することにより行うことができる（第76条第1項及び第2項）。

この権利の移転は、著作物総目録に費用の賦課を伴い登録される（同条第3項）。

14. ライセンス

(1) ライセンスの可否

著作権者又は隣接権者は、異なる契約をした場合を除き、次の行為を行うためのライセンスを、他者に対して、書面による契約に基づき付与する権利を有する（第80条第1項）。

- a. 第9条第1項所定の著作者又は著作権者の経済的権利に含まれる行為
- b. 第23条第2項所定の実演家の経済的権利に含まれる行為
- c. 第24条第2項所定のレコード製作者の経済的権利に含まれる行為
- d. 第25条第2項所定の放送機関の経済的権利に含まれる行為

(2) ライセンス料

異なる契約をした場合を除き、ライセンシーは、ライセンス期間中に前述した行為を行うに当たり、著作権者又は隣接権者にライセンス料を交付する義務を負い（第

80条第3項)、このライセンス料の金額⁷⁷及び交付手順の決定は、著作権者又は隣接権者とライセンシーとの間でのライセンス契約を基礎として行う(同条第4項)。

(3) ライセンサーである著作権者／隣接権者自身による権利行使の可否

ライセンサーである著作権者又は隣接権者は、異なる契約をした場合を除き、次の行為を自ら行い又は第三者に対してそれらの行為を行うためのライセンスを付与することができる(第81条)。

- a. 第9条第1項所定の著作者又は著作権者の経済的権利に含まれる行為
- b. 第23条第2項所定の実演家の経済的権利に含まれる行為
- c. 第24条第2項所定のレコード製作者の経済的権利に含まれる行為
- d. 第25条第2項所定の放送機関の経済的権利に含まれる行為

(4) ライセンス契約に関する規律

ア ライセンス契約の形式及び適用期間

ライセンス契約は、書面により、著作権及び隣接権の適用期間を超過しない一定の期間のために締結される(第80条第1項及び第2項)。

イ ライセンス契約に関する禁止事項

ライセンス契約については次を禁止され、それに反するライセンス契約は、後述するライセンス契約総目録に登録することができない(第83条第2項)。

- a. インドネシア経済の損失をもたらす規定を記載すること(第82条第1項)
- b. その内容が法令の規定に反すること⁷⁸(同条第2項)
- c. ライセンス契約を著作者のその著作物に対する権利全体を喪失させ又は承

⁷⁷ ライセンス料の金額は、適用される公正の要素を充たす実務慣行に基づき決定しなければならない(第80条第5項)。

⁷⁸ この規定は、著作者、著作権者、隣接権者の保護を目的とするものであり、この「法令の規定」とは、民法典、独占の実行及び不公正な事業競争の禁止に関する規律を定めた法律等をいう(第82条第2項注解)。

継する手段として使用すること（同条第3項）

ウ ライセンス契約の登録義務

ライセンス契約は、法務人権大臣により、著作権ライセンス契約総目録中に費用の賦課を伴い登録されなければならず（第83条第1項）、その登録をしないライセンス契約は、第三者に対して法律効果を持たない（同条第3項）。

（5）強制ライセンス

ア 強制ライセンスとは

強制ライセンスとは、教育及び／又は科学並びに研究開発活動の利益のための申請を基礎とした法務人権大臣の裁決に基づき付与される、科学及び文学分野の著作物の翻訳及び／又は複製を行うためのライセンスに当たる（第84条）。

イ 強制ライセンス申請の提出手順

全ての人は、科学及び文学分野の著作物に対する強制ライセンスの申請を、教育、科学、研究開発活動の利益のために、法務人権大臣に対して提出することができます（第85条）。

ウ 強制ライセンス申請に対する法務人権大臣の対応

① 著作権者に対する翻訳及び／又は複製実行の義務付け

法務人権大臣は、著作権者に対して、著作物の翻訳及び／又は複製を、インドネシア共和国国家領域において所定の期間内に自ら行うよう義務付けることができる（第86条第1項a）。



② 著作権者に対する他者へのライセンス付与の義務付け

著作権者がその翻訳及び／又は複製義務を履行しない場合、法務人権大臣は、その著作権者に対して、著作物の翻訳及び／又は複製をインドネシア共和国国家領域において相当な対価を伴い所定の期間内に行うことを内容とするライセンスを他者に付与するよう義務付ける（第86条第1項b及び第5項）。

↓

③ 他者への強制ライセンスの付与

著作権者がその他者へのライセンス付与義務を履行しない場合、法務人権大臣は、著作物の翻訳及び／又は複製を相当な対価を伴い行うことを内容とするライセンスを他者に付与する（第86条第1項c及び第5項）。

エ 翻訳／複製の使用範囲

前述した翻訳又は複製は、インドネシア共和国単一国家領域でのみ使用される（第86条第4項）。

15. 紛争解決

(1) 総論

ア 著作権紛争の解決手段

著作権紛争⁷⁹の解決は、次を通じて行うことができる（第95条第1項）。

- a. 裁判外紛争解決手続⁸⁰

⁷⁹ 著作権に関する紛争の形態には、不法行為の形態の紛争、ライセンス契約違反行為の形態の紛争、対価又はライセンス料の徴収における料金に関する紛争等が存する（第95条第1項注解）。

- b. 仲裁
- c. 裁判所

イ 著作権紛争を民事訴訟を通じて解決する場合の適用規律

(ア) 管轄裁判所

著作権紛争の解決権限を有する裁判所は商務裁判所とし、それ以外の裁判所は、著作権紛争の解決を処理する権限を持たない（第95条第2項及び第3項）。

(イ) 著作権侵害に対する損害賠償請求訴訟

i. 損害賠償請求訴訟の提起の可否

著作者、著作権者又は隣接権者は、著作権又は隣接権産物の侵害に対する損害賠償請求訴訟を商務裁判所に提起する権利を有する（第99条第1項）。

ii. 申し立てることのできる保全判決又は中間判決

損害賠償請求訴訟に加えて、著作者、著作権者又は隣接権者は、次のための保全判決又は中間判決を商務裁判所に申し立てることができる（第99条第3項）。

- a. 公表又は複製が行われた著作物の差押え及び／又は著作権及び隣接権産物の侵害品である著作物を産出するために使用された複製ツールの差押えを請求する
- b. 著作権及び隣接権産物の侵害品である著作物の公表、譲渡、伝達、複製活動を停止させる

iii. 講演等による著作権又は隣接権侵害の場合の損害額の考え方

⁸⁰ この「裁判外紛争解決手続」とは、斡旋、交渉又は調停を通じた紛争解決プロセスをいう（第95条第1項注解）。

損害賠償請求訴訟は、著作権又は隣接権産物を侵害する講演、学会、実演、作品展示会の開催より得た所得の全体又は一部の引渡請求の形態によることができる（第99条第2項）。

iv. 民事訴訟と刑事訴追の関係

著作者及び／又は隣接権者が著作権及び／又は隣接権の侵害に対して民事訴訟を提起したことは、同人らがその侵害につき刑事訴追を求める権利を減縮するものではない（第105条）。

（ウ）著作物の登録の取消訴訟

著作物が著作物総目録に登録されている場合、利害関係を有する他者は、著作物総目録中の著作物の登録の取消訴訟を、登録された著作者及び／又は著作権者を相手方として商務裁判所に提起することができる（第97条第1項及び第2項）。

ウ 刑事事件に関する斡旋前置主義

次の場合は、海賊版作製の形態による著作権及び／又は隣接権の侵害の場合を除いて、刑事訴追の実行に先立ち、まずは斡旋を通じた紛争解決を進めなければならない（第95条第1項）。

- a. 紛争当事者らの所在が知られている
- b. 紛争当事者らがインドネシア共和国単一国家領域に存在している

（2）訴訟手続

ア 審理開始前の事務手続

商務裁判所の書記官は、著作権侵害訴訟を事件登録簿中にその訴訟が登録された日付において記録し、その登録日と同一の日付において署名をした受領証を交付する（第100条第2項及び第3項）。また、商務裁判所の書記官は、訴訟の申立を、商務裁判所の所長に対して、訴訟の登録日から2日以内に通知する（同条第4項）。

商務裁判所は、訴訟の登録から3日以内に期日を決定する（同条第5項）。

執行官は、当事者らへの通知及び呼出しを、訴訟の登録から 7 日以内に行う（同条第 6 項）。

イ 判決

(ア) 判決の言渡期限

訴訟に対する判決は、訴訟の登録から 90 日以内に言い渡さなければならず、仮にその期間を充足することができない場合は、最高裁判所長官の承認の下で、その期間を 30 日間延長することができる（第 101 条第 1 項及び第 2 項）。

(イ) 判決の言渡方法及び当事者への交付

判決は、公開期日で言い渡す必要があり（第 101 条第 3 項）、執行官は、その判決を、当事者らに対して、判決の言渡しから 14 日以内に交付しなければならない（同条第 4 項）。

(3) 不服申立

ア 不服申立手段

商務裁判所の判決に対して不服がある場合は、最高裁判所への上告申立を提出することができる（第 102 条第 1 項）。

イ 不服申立の提出手順

(ア) 上告申立

i. 上告申立の提出期限

上告申立は、商務裁判所の判決が公開期日で言い渡された日付又は当事者らに通知された日付から 14 日以内に提出する必要がある（第 102 条第 2 項）。

ii. 上告申立の登録

上告申立は、費用の賦課を伴い、第一審の判決を行った商務裁判所において登録する（第102条第3項）。

その商務裁判所の書記官は、上告申立を、その申立の提出日において登録し、かつ自身が署名した受領証を、上告人に対して、登録日と同一の日付において交付する（同条第4項）。

iii. 被上告人への通知

その商務裁判所の書記官は、上告申立を、被上告人に対して、上告申立の登録から7日以内に通知する義務を負う（第102条第5項）。

(イ) 上告理由書

上告人は、上告理由書を、商務裁判所の書記官に対して、上告申立の登録日から14日以内に提出する義務を負う（第103条第1項）。

その商務裁判所の書記官は、上告理由書を、被上告人に対して、その上告理由書の受領から7日以内に送付する義務を負う（同条第2項）。

(ウ) 上告理由反論書

被上告人は、上告理由反論書を、商務裁判所の書記官に対して、上告理由書の受領から14日以内に提出することができる（第103条第3項）。

その商務裁判所の書記官は、上告理由反論書を、上告人に対して、その上告理由反論書の受領から7日以内に交付する義務を負う（同条第4項）。

(エ) 審理開始前の事務手続

商務裁判所の書記官は、上告事件の記録を、最高裁判所に対して、第103条第3項所定の期間から14日以内に送付する義務を負う（第103条第5項）。

その最高裁判所は、上告申立を受領してから7日以内に期日を決定する（第104条第1項）。

ウ 判決

(ア) 判決の言渡期限

上告審判決は、最高裁判所が上告申立を受領した日付から90日以内に言い渡さなければならない（第104条第2項）。

(イ) 判決の商務裁判所への交付

最高裁判所の書記官は、上告審判決の謄本を、第一審の裁判を行った商務裁判所の書記官に対して、上告審判決の言渡しから7日以内に交付する義務を負う（第104条第3項）。

(ウ) 判決の当事者への交付

商務裁判所の執行官は、上告審判決の謄本を、上告人及び被上告人に対して、商務裁判所の書記官が上告審判決を受領してから7日以内に交付する義務を負う（第104条第4項）。

16. 裁判所の仮の決定

(1) 仮の決定書の発行目的

商務裁判所は、著作権又は隣接権の行使により損害を被ると考える者の請求を受けて、次のために仮の決定を発行することができる（第106条）。

- a. 著作権又は隣接権侵害の結果であると推測される物品が通商路に流入することを防ぐ
- b. その著作権又は隣接権侵害に関連する証拠方法を流通から回収し、差し押え、かつ保管する
- c. 証拠物を保全し、その侵害者による滅失を防ぐ
- d. より大きな損害を防ぐために侵害を停止させる

(2) 仮の決定申立の提出

ア 仮の決定申立の提出者及び管轄裁判所

仮の決定申立は、著作者、著作権者、隣接権者又はその代理人が、著作権又は隣接権侵害の結果に当たると推測される物品が発見された場所を管轄する商務裁判所の所長に提出する（第107条第1項及び第2項）。

イ 仮の決定申立の提出要件

仮の決定申立は、次の要件を充足して書面により提出する（第107条第1項）。

- a. 著作権又は隣接権の所有に関する証拠を添付する
- b. 著作権又は隣接権侵害発生の端緒を添付する
- c. 立証のために請求、探索、収集、保全をした物品及び／又は文書に関する明確な説明を添付する
- d. 著作権又は隣接権侵害を行ったと推測される者が証拠物を滅失させる懸念が存することの表明を添付する
- e. 仮の決定を受ける物品の評価額と同等の総額の担保を差し入れる

(3) 仮の決定申立の審理の準備

仮の決定申立が第107条所定の要件を充足している場合、商務裁判所の書記官は申立を登録し、その申立を、商務裁判所の所長に対して、 1×24 時間以内に引き継ぐ義務を負う（第108条第1項）。

その商務裁判所の所長は、仮の決定申立の受領日から2日以内に、仮の決定申立を審理するために商務裁判所の裁判官を指名する（同条第2項）。

(4) 仮の決定申立に対する決定

前述した指名日から2日以内に、商務裁判所の裁判官は、仮の決定申立を認容し又は棄却することを決定する（第108条第3項）。

仮の決定申立を認容する場合、商務裁判所の裁判官は、裁判所の仮の決定を発行し、それをその処分を課す者に対して 1×24 時間以内に通知する（同条第4項及び第5項）。

仮の決定申立を棄却する場合、商務裁判所の裁判官は、その棄却を、仮の決定の申立人に対して理由を伴い通知する（同条第6項）。

(5) 仮の決定に対する後続措置

ア 仮の決定を課される者の呼出し

商務裁判所が仮の決定を発行した場合、商務裁判所は、仮の決定を課した者を、説明を求めるために、仮の決定の発行日から 7 日以内に呼び出す（第 109 条第 1 項）。

仮の決定を課された者は、著作権に関する説明及び証拠を、呼出状の受領日から 7 日以内に提出することができる（同条第 2 項）。

イ 仮の決定の追認又は取消しの決定

商務裁判所の裁判官は、仮の決定の発行日から 30 日以内に、裁判所の仮の決定を追認し又は取り消すことを決定する（第 109 条第 3 項）。

ウ 仮の決定を追認した場合の対応

商務裁判所の裁判官が仮の決定を追認した場合は、次が適用される（第 109 条第 4 項）。

- a. 申立人が差し入れた担保金は、申立人に返還される
- b. 申立人は、著作権侵害に対する損害賠償訴訟を提起することができる
- c. 申立人は、著作権侵害を、インドネシア共和国国家警察捜査官又は一般公務員捜査官に報告することができる

エ 仮の決定を取り消した場合の対応

商務裁判所の裁判官が仮の決定を取り消した場合は、申立人が差し入れた担保金を、仮の決定を課された者に対して、その仮の決定に起因する損害の賠償として速やかに交付しなければならない（第 109 条第 5 項）。

17. 刑事規定

条文	犯罪行為 ⁸¹	刑罰
第 112 条	何人も、無権利で、第 7 条第 3 項及び／又は第 52 条所定の行為を商用利用のため	2 年以下の懲役刑及び／又は 3 億ルピア以下の罰

⁸¹ この表に記載のある犯罪は、全て親告罪である（第 120 条）

	に行った場合	金刑
第113条 第1項	何人も、無権利で、第9条第1項i所定の経済的権利の侵害を商用利用のために行った場合	1年以下の懲役刑及び／又は1億ルピア以下の罰金刑
第113条 第2項	何人も、無権利で及び／又は著作者若しくは著作権者の許可なく、第9条第1項c、d、f及び／又はh所定の著作者の経済的権利の侵害を商用利用のために行った場合	3年以下の懲役刑及び／又は5億ルピア以下の罰金刑
第113条 第3項	何人も、無権利で及び／又は著作者若しくは著作権者の許可なく、第9条第1項a、b、e及び／又はg所定の著作者の経済的権利の侵害を商用利用のために行った場合	4年以下の懲役刑及び／又は10億ルピア以下の罰金刑
第113条 第4項	何人も、第113条第3項所定の構成要件を充足しており、それが海賊版作製の形態により行われたものである場合	10年以下の懲役刑及び／又は40億ルピア以下の罰金刑
第114条	商業地をその形態を問わず管理している各人が、故意にかつ悪意で、第10条所定の自身が管理する商業地での著作権及び／又は隣接権侵害品の販売及び／又は複製を放置した場合	1億ルピア以下の罰金刑
第115条	何人も、被撮影者又はその相続人の許諾なく、第12条所定の肖像写真に対する商用利用、複製、公表、譲渡又は伝達を、商用利用のための宣伝又は公告の利益のために電子メディア又は非電子メディアのいずれにおいてであるかを問わず行った場合	5億ルピア以下の罰金刑
第116条 第1項	何人も、無権利で、第23条第2項e所定の経済的権利の侵害を商用利用のために行った場合	1年以下の懲役刑及び／又は1億ルピア以下の罰金刑
第116条 第2項	何人も、無権利で、第23条第2項a、b及び／又はf所定の経済的権利の侵害を商用利用のために行った場合	3年以下の懲役刑及び／又は5億ルピア以下の罰金刑
第116条	何人も、無権利で、第23条第2項c及び	4年以下の懲役刑及び／

第3項	／又はd所定の経済的権利の侵害を商用利用のために行った場合	又は10億ルピア以下の罰金刑
第116条 第4項	何人も、第116条第4項所定の構成要件を充足しており、それが海賊版作製の形態により行われたものである場合	10年以下の懲役刑及び／又は40億ルピア以下の罰金刑
第117条 第1項	何人も、故意にかつ無権利で、第24条第2項c所定の経済的権利の侵害を商用利用のために行った場合	1年以下の懲役刑及び／又は1億ルピア以下の罰金刑
第117条 第2項	何人も、故意にかつ無権利で、第24条第2項a、b及び／又はd所定の経済的権利の侵害を商用利用のために行った場合	4年以下の懲役刑及び／又は10億ルピア以下の罰金刑
第117条 第3項	何人も、第117条第2項所定の構成要件を充足しており、それが海賊版作製の形態により行われたものである場合	10年以下の懲役刑及び／又は40億ルピア以下の罰金刑
第118条 第1項	何人も、故意にかつ無権利で、第25条第2項a、b、c及び／又はd所定の経済的権利の侵害を商用利用のために行った場合	4年以下の懲役刑及び／又は10億ルピア以下の罰金刑
第118条 第2項	何人も、第25条第2項d所定の構成要件を充足しており、それが海賊版作製を意図して行われたものである場合	10年以下の懲役刑及び／又は40億ルピア以下の罰金刑
第119条	各集合的管理団体が、法務人権大臣からの操業許可を第88条第3項のとおりに保有することなくライセンス料の回収作業を行った場合	4年以下の懲役刑及び／又は10億ルピア以下の罰金刑

第5 不動産法制

1. 不動産分野の法令

インドネシアでは、独立後、1945年インドネシア共和国憲法の経過規定に基づき、オランダ統治時代に持ち込まれた民法（Burgerlijik Wetboek）が、新たな民法を制定す

るまでの間、国民の民事関係を規律するインドネシア民法典⁸²（Kitab Undang-Undang Hukum Perdata）として適用されることとされた。

一方、多民族国家であるインドネシアには300を超える種族が存在し、各種族が独自の文化価値体系に基づく慣習を有しており、その慣習の中には周辺住民の不動産を含む民事関係を規律する法規範といえるものがあり、それらは慣習法（Hukum Adat）と呼ばれている。

したがって、インドネシアの不動産制度は、インドネシア民法典と各地の慣習法という2つの法体系による規律を受けていた。

そのような状況下で、1960年9月24日、インドネシアの不動産に関する規律を一元化する法律として、「土地基本規則に関する法律1960年第5号」（以下「土地基本法」という。）が公布され、同日付けで施行された。この土地基本法の施行以降、インドネシアの不動産に関する法制度には、基本的に土地基本法及びその施行細則の規定が優先的に適用され⁸³、土地に関する慣習法は、国益及び法令に反しない限度で適用されることが法定された⁸⁴。

また、この土地基本法の重要な施行規則として、1996年6月17日、「土地に対する事業権、建設権及び使用権に関する政令1996年第40号」が公布され、同日付けで施行されて長年適用されてきた。もっとも、この政令1996年第40号は、オムニバス法の施行規則として制定された「運用権、土地に対する権利、高層集合住宅ユニット及び土地登記に関する政令2021年第18号」（以下「2021年政令」という。）が2021年2月2日に公布され、同日付けで施行されたことに伴い廃止されているので注意が必要である。すなわち、現在、土地に対する事業権、建設権、使用権を規律する主要な政令は2021年政令であり、以下で詳述する事業権、建設権、使用権に関する

⁸² このインドネシア民法典第506条第1項において、不動産は、「土地及びその上に建設されたもの」と規定され、建物は、土地から独立した不動産とはされていない。そのため、登記制度としても、建物は、不動産登記における独立した客体とはされておらず（政令1997年第24号第9条第1項）、土地登記から独立した建物に関する登記は存在していない。

⁸³ 土地基本法及びその施行細則とインドネシア民法典の不動産に関する規定の規律範囲が重複する場合は、土地基本法及びその施行細則の規定が優先して適用される。他方、土地基本法及びその施行細則が規律していない不動産に関する権利の取得や移転に関する法律関係については、依然としてインドネシア民法典中の規定が適用される。

⁸⁴ 土地基本法第5条。

る規律の内容は、基本的に2021年政令に基づくものである。

なお、オムニバス法は、令和4年12月30日に2022年法律代替政令が施行されたことに伴い廃止されたものの、それ以前に発行されたオムニバス法の施行規則は、2022年法律代替政令に反していない限り引き続き有効に適用されるとされているため⁸⁵、2021年政令も依然として有効に適用されていると考えられる。

2. 土地法制総論

(1) 土地の帰属及び占有管理権限の所在

インドネシア共和国領内の大地⁸⁶、水、空は、それらの中に包蔵されている自然資産を含めて、唯一偉大なく神からの授かりものとしてインドネシア国民の大地、水、空であり、かつ国家の資産に当たるとされている（土地基本法第1条第2項）。

その上で、この大地、水、空は、最高レベルにおいて国家が占有管理を行うとされ、国家は、その占有管理を行うに当たり、次の権限を有するとされている（同法第2条第1項及び第2項）。

- a. 大地、水、空の割当、使用、供給、維持を規律し、運営する
- b. 人々と大地、水、空の間の法律関係を定め、規律する
- c. 人々と大地、水、空に関する法律行為の間の法律関係を定め、規律する

この大地、水、空の意義については、土地基本法において、次のように規定されている。

大地	大地の意義には、地表に加えて、その下の地中及び水面下に存するものが含まれる（土地基本法第1条第4項）
水	水の意義には、インドネシア領の内水及び海が含まれる（土地基本法第1条第5項）
空	空の意義には、大地及び水の上方空間が含まれる（土地基本法第1条第6項）

⁸⁵ 2022法律代替政令第184条b。

⁸⁶ 土地基本法では、一般的に「土地」と和訳される tanah という単語に加えて、その上位概念であり一般的に「大地」等と和訳される bumi という単語も用いられている。

(2) 公益に基づく土地の保有及び占有管理の制限

全ての土地に対する権利は、社会的機能を有している（土地基本法第6条）。したがって、公益を毀損する制限を超えた土地の保有及び占有管理は認められない（同法第7条）、また、土地に対する権利は、公益のために、法律所定の方法により損失補償を交付して失効させることができるとされている（同法第18条）。

(3) 地方政府の土地に対する権利の規律権限

地方政府は、中央政府が定める大地、水、空、及びそれらの中に包蔵されている自然資産の供給、割当、使用に関する基本計画を基礎として、その地方のための大、水、空の供給、割当、使用に関する規律を、それぞれの地方の状況に応じて定める権限を有している（土地基本法第14条第2項）。

(4) 土地等に対する市民及び企業の権利

ア 土地基本法に規定されている土地に対する権利

土地基本法に規定されている市民及び企業による保有が可能な土地に対する権利は、次のとおりである（土地基本法第16条第1項）。

- a. 所有权 (hak milik)
- b. 事業権 (hak guna-usaha)
- c. 建設権 (hak guna-bangunan)
- d. 使用権 (hak pakai)
- e. 借地権 (hak sewa)
- f. 開墾権 (hak membuka tanah)
- g. 森林産物収受権 (hak memungut hasil hutan)
- h. 法律で定められる上記権利に含まれないその他の権利及び土地基本法第53条において言及されている暫定的性質の権利

上記権利のうち、多くの日系企業の事業活動に関する所有権、事業権、建設権、使用権及び借地権の内容については後述する。

イ 土地基本法に規定されている水及び空に対する権利

土地基本法に規定されている市民及び企業による保有が可能な水及び空に対する権利は、次のとおりである（土地基本法第16条第2項）。

- a. 水利権 (hak guna-air)
- b. 漁業権 (hak pemeliharaan dan penangkapan ikan)
- c. 空間使用権 (hak guna ruang angkasa)

ウ 慣習法上の土地に対する権利

前述したとおり、大地、水、空に対する権利の規律権限は国家が保有している一方で、多民族国家であるインドネシアには、各地にその土地の文化及び風土に根差した土地等の保有及び使用に関する慣習法が存在している。

この点について、土地基本法は、それらの慣習法と国家の統一性の調和を図る見地より、慣習法が国益及び法令に反しておらず、宗教法に依拠した要素を尊重している限りにおいて、その適用を認めるとしている（土地基本法第5条）。

3. 所有権について

(1) 所有権の意義

土地基本法は、所有権の意義について、「人が土地に対して保有することができる最も強力で最も充足された代々承継される権利」と規定している（土地基本法第20条第1項）。

(2) 所有権の主体

所有権を保有することができる者は、原則としてインドネシア国籍を有する自然人のみとされている⁸⁷（土地基本法第21条第1項）。

したがって、法人は、原則として所有権の主体となることはできない⁸⁸。そのため、

⁸⁷ インドネシア国籍と外国国籍の双方を有する二重国籍者は、所有権の主体となることはできない（土地基本法第21条第4項）。

⁸⁸ この原則に対する例外として、政府が所有権の主体となることができる法人を定めることが認められており（土地基本法第21条第2項）、たとえば、宗教社会団体は、法令所定

法人である有限責任会社は、その有限責任会社に外国資本が入っているか否かを問わず、所有権の主体となることはできない。

仮に、外国国籍者が所有権を取得した場合は⁸⁹、その権利の取得又は国籍の喪失から1年以内にその所有権を放棄することを義務付けられ、その外国国籍者が1年以内にその放棄義務を履行しない場合は、その所有権は法律により当然に消滅し、土地は国家が占有管理を行うこととなる（同条第3項）。

(3) 所有権の発生原因

所有権の発生原因は、次とされている（土地基本法第22条）。

- a. 政府の決定（第2項a）
- b. 法律の規定（第2項b）
- c. 慣習法⁹⁰（第1項）

(4) 登記義務

所有権の発生、移転、消滅、権利負担については、登記が義務付けられる（土地基本法第23条第1項）。

この登記は、所有権の移転、消滅、権利負担が適法であることに関する強力な証明方法に当たる（同条第2項）。

(5) 所有権に対する担保設定の可否

所有権は、不動産抵当権⁹¹を設定することにより債務の担保とすることができます（土地基本法第25条）。

(6) 所有権の移転／譲渡の可否

所有権は、他者に対して移転し又は譲渡することができる（土地基本法第20条

の要件を充たしている場合、所有権の主体となることができる（土地基本法第49条）。

⁸⁹ 外国人が所有権を取得する場合として、相続、婚姻による財産の混同、インドネシア国籍の喪失等が挙げられている（土地基本法第21条第3項）。

⁹⁰ 慣習法に基づく所有権の発生は、政令により規律される（土地基本法第22条第1項）。

⁹¹ インドネシア語では Hak Tanggungan と表記される。

第2項)。ただし、所有権を所有権の主体となることができない者に対して、直接的又は間接的に譲渡することを意図した行為は無効とされる(同法第26条第2項)。

(7) 権利の消滅事由

所有権は、次の場合に消滅する(土地基本法第27条)。

- a. 土地が次により国家に帰属することとなった
 - (a) 公益のための所有権の失効
 - (b) 所有者による任意の放棄
 - (c) 土地が放置された
 - (d) 所有権の主体となることができない者が所有権を取得した
- b. 土地が消失した

4. 事業権、建設権、使用権について

(1) はじめに

土地に対する事業権、建設権、使用権とは、他人が保有する土地を一定の目的の下で使用／収益するための、登記による権利の公示が可能な物権的性質の土地利用権である。

企業が工場や倉庫を建設して所有する場合、日本では、建設目的地の所有権を取得して又は建設目的地に賃借権を設定して行うことが多い。

これに対してインドネシアでは、前述のとおり所有権の主体が原則としてインドネシア国籍の自然人に限定されているため、法人である有限責任会社が所有権を取得することはできない。また、賃借権については、権利の公示制度が整備されていないため、第三者から権利主張を受けるリスクや抵当権を設定することができない等の問題点が存在する。

そのため、有限責任会社がその事業を行うに当たり土地を利用する場合は、法人による保有が認められ、かつ登記による権利の公示が可能な事業権、建設権又は使用権を利用するのが通常である。

したがって、有限責任会社は、事業権、建設権、使用権の中から適切な権利を選択する必要があるところ、これらはいずれも物権的な性質の土地利用権であり、規

律内容が類似しているため、その規律内容を個別に見た場合、その異同を的確に把握することは容易ではない。そこで、以下では、事業権、建設権、使用権の権利内容を併記した対照表を用いてそれぞれの権利の内容を明確にする。なお、以下の対照表及びその注釈で用いる条項の番号は、特に明示しない限り、2021年政令の条項の番号である。

(2) 事業権、建設権、使用権の規律内容に関する対照表

	事業権	建設権 ⁹²	使用権
権利内容	国家直轄地を、農業会社、漁業会社、畜産業会社のために事業の用に供する権利（土地基本法第28条第1項）	自己所有ではない土地上に建築物を建設して所有するための権利（土地基本法第35条第1項）	国家直轄地又は他者の所有地を使用する及び／又はその土地から果実を収受する権利（土地基本法第41条第1項）
権利主体	事業権は、次に対して付与される（第19条） <ul style="list-style-type: none"> - インドネシア国籍者 - インドネシア法に則り設立されたインドネシアに所在している法人 	建設権は、次に対して付与される（第34条） <ul style="list-style-type: none"> - インドネシア国籍者 - インドネシア法に則り設立されたインドネシアに所在している法人 	■期間の定めのある使用権 期間の定めのある使用権は、次に対して付与される（第49条第2項） <ul style="list-style-type: none"> - インドネシア国籍者 - インドネシア法に則り設立されたインドネシアに所在している法人 - インドネシアに駐在員を有している外国法人 - 宗教社会団体 - 外国人 ■期間の定めのない使用権 期間の定めのない使用権は、次に対して付与される（第49条第3項） <ul style="list-style-type: none"> - 中央政府機関 - 地方政府 - 村政府

⁹² 実務上、日系インドネシア企業が工場や倉庫を建設するために取得する土地に関する権利は、国有地に設定された建設権であることが多い。

	事業権	建設権 ⁹²	使用権
			- 外国代表部及び国際機関代表部
権利主体としての資格要件を喪失した者の義務	権利者が資格要件を充たさなくなった場合は、1年以内に権利の放棄又は譲渡を行う義務を負い、その義務を履行しない場合、その権利は消滅する（第20条）	同左 (第35条)	同左 (第50条)
権利を設定することができる土地	事業権を設定することができる土地には、次が含まれる（第21条） - 国家管理地 - 運用権 ⁹³ 地	建設権を設定することができる土地には、次が含まれる（第36条） - 国家管理地 - 運用権地 - 所有権地	■期間の定めのある使用権 期間の定めのある使用権を設定することができる土地には、次が含まれる（第51条第1項） - 国家管理地 - 運用権地 - 所有権地 ■期間の定めのない使用権 期間の定めのない使用権を設定することができる土地には、次が含まれる（第51条第2項） - 国家管理地 - 運用権地
権利の設定方法 ⁹⁴	■国家管理地上の事業権 - 土地空間レイアウト大臣による権利設定裁決により設定する（第2	■国家管理地上の建設権 - 土地空間レイアウト大臣による権利設定裁決により設定する（第3	■国家管理地上の使用権 - 土地空間レイアウト大臣による権利設定裁決により設定する（第53

⁹³ この運用権（Hak Pengelolaan）とは、土地に対する国家の占有管理権のうち、その実行権限の一部が運用権者に移行されたものをいう（第1条3）。この運用権の付与を受けて運用権者となることができる者としては、中央政府機関、地方政府、国有事業体／地方所有事業体、土地銀行庁、中央政府が指定した法人等が挙げられている（第5条第1項）。

⁹⁴ 土地空間レイアウト大臣による権利設定裁決及び土地証書作成官が作成する証書は、電子的に作成することができる（第23条第3項、第38条第4項、第53条第4項）。

	事業権	建設権⁹²	使用権
	<p>3条第1項)</p> <p>■運用権地上の事業権</p> <ul style="list-style-type: none"> - 運用権者の同意を基礎とした土地空間レイアウト大臣による権利設定裁決により設定する(第23条第2項) 	<p>8条第1項)</p> <p>■運用権地上の建設権</p> <ul style="list-style-type: none"> - 運用権者の同意を基礎とした土地空間レイアウト大臣による権利設定裁決により設定する(第38条第2項) <p>■所有権地上の建設権</p> <ul style="list-style-type: none"> - 土地証書作成官が作成する証書により所有権者が権利を設定する(第38条第3項) 	<p>条第1項)</p> <p>■運用権地上の使用権</p> <ul style="list-style-type: none"> - 運用権者の同意を基礎とした土地空間レイアウト大臣による権利設定裁決により設定する(第53条第2項) <p>■所有権地上の使用権</p> <ul style="list-style-type: none"> - 土地証書作成官が作成する証書により所有権者が権利を設定する(第53条第3項)
登記、権利証の交付	<ul style="list-style-type: none"> - 事業権の設定、延長、更新では、土地事務所での登記が義務付けられる(第24条第1項及び第26条第4項) - 事業権者には、権利の証拠証として、権利証が交付される(第24条第3項) 	<ul style="list-style-type: none"> - 建設権の設定、延長、更新では、土地事務所での登記が義務付けられる(第39条第1項、第40条第3項、第41条第5項) - 建設権者には、権利の証拠証として、権利証が交付される(第39条第4項) 	<ul style="list-style-type: none"> - 使用権の設定、延長、更新では、土地事務所での登記が義務付けられる(第54条第1項、第55条第3項、第56条第4項) - 使用権者には、権利の証拠証として、権利証が交付される(第54条第4項)
権利の発生時	事業権は、登記以降に発生する(第24条第2項)	建設権は、登記以降に発生する(第39条第2項)	使用権は、登記以降に発生する(第54条第2項)
第三者対抗要件	—	所有権地上の建設権は、土地事務所による登記以降、第三者を拘束する(第39条第3項)	所有権地上の使用権は、土地事務所による登記以降、第三者を拘束する(第54条第3項)
期間、延長期間、更新期間	事業権は、最長で35年として設定され、最長で25年延長され、かつ最長で35年として更新される(第22条第1項)	<p>■国家管理地及び運用権地上の建設権</p> <ul style="list-style-type: none"> - この建設権は、最長で30年として設定され、最長で20年延長され、かつ最長で30年として更新される 	<p>■国家管理地及び運用権地上の期間の定めのある使用権</p> <ul style="list-style-type: none"> - この期間の定めのある使用権は、最長で30年として設定され、最長で20年延長され、かつ最

	事業権	建設権 ⁹²	使用権
		<p>(第37条第1項)</p> <p>■所有権地上の建設権</p> <ul style="list-style-type: none"> - この建設権は、最長で30年として設定され、かつ更新することができる（第37条第2項） 	<p>長で30年として更新される（第52条第1項）</p> <p>■所有権地上の期間の定めのある使用権</p> <ul style="list-style-type: none"> - この期間の定めのある使用権は、最長で30年として設定され、かつ更新することができる（第52条第3項） <p>■期間の定めのない使用権</p> <ul style="list-style-type: none"> - 期間の定めのない使用権は、使用／利用している間にわたって適用される（第52条第2項）
延長申請の提出可能時及び提出期限	<p>■提出可能時</p> <ul style="list-style-type: none"> - 樹齢又はその他の事業が既に実効的なものとなつた後（第26条第1項） <p>■提出期限</p> <ul style="list-style-type: none"> - 事業権の期間の終了前（第26条第1項） 	<p>■提出可能時</p> <ul style="list-style-type: none"> - 土地を権利設定の目的に応じて使用及び利用した後（第41条第1項） <p>■提出期限</p> <ul style="list-style-type: none"> - 建設権の期間の終了前（第41条第1項） 	<p>■提出可能時</p> <ul style="list-style-type: none"> - 土地を権利設定の目的に応じて使用及び利用した後（第56条第1項） <p>■提出期限</p> <ul style="list-style-type: none"> - 使用権の期間の終了前（第56条第1項）
更新申請の提出期限	事業権の期間の終了後2年以内（第26条第2項）	建設権の期間の終了後2年以内（第41条第2項）	使用権の期間の終了後2年以内（第56条第2項）
延長／更新の要件	<p>■国家管理地上の事業権</p> <p>この事業権は、次の要件を充足している場合に延長又は更新することができる（第25条第1項）</p>	<p>■国家管理地上の建設権⁹⁵</p> <p>この建設権は、次の要件を充足している場合に延長又は更新することができる（第40条第1項）</p>	<p>■国家管理地上の使用権</p> <p>この使用権は、次の要件を充足している場合に延長又は更新することができる（第55条第1項）</p>

⁹⁵ 国家管理地ベースの建設権地上に建築される高層集合住宅のユニットのための建設権の設定に対しては、機能適格証明書（SLF）の取得後、その権利の延長を同時に付与することができる（第41条第3項a）。

	事業権	建設権⁹²	使用権
	<ul style="list-style-type: none"> - 土地を良好に事業の用に供し、利用している - 権利設定要件を良好に充足している - 権利者がその資格要件を充足している - 土地が空間レイアウト計画に適合している - 公益目的で使用されない／使用される計画がない <p>■運用権地上の事業権 この事業権は、次の要件を充足している場合に延長又は更新することができる（第25条第2項）</p> <ul style="list-style-type: none"> - 国家管理地上の事業権の延長又は更新に関する上記要件 - 運用権者の同意 	<ul style="list-style-type: none"> - 土地を良好に事業の用に供し、利用している - 権利設定要件を良好に充足している - 権利者がその資格要件を充足している - 土地が空間レイアウト計画に適合している - 公益目的で使用されない／使用される計画がない <p>■運用権地上の建設権⁹⁶ この建設権は、次の要件を充足している場合に延長又は更新することができる（第40条第2項）</p> <ul style="list-style-type: none"> - 国家管理地上の建設権の延長又は更新に関する上記要件 - 運用権者の同意 	<ul style="list-style-type: none"> - 土地を良好に事業の用に供し、利用している - 権利設定要件を良好に充足している - 権利者がその資格要件を充足している - 土地が空間レイアウト計画に適合している - 公益目的で使用されない／使用される計画がない <p>■運用権地上の使用権 この使用権は、次の要件を充足している場合に延長又は更新することができる（第55条第2項）</p> <ul style="list-style-type: none"> - 国家管理地上の使用権の延長又は更新に関する上記要件 - 運用権者の同意
権利者の義務	<p>事業権者は、次の義務を負う（第27条）</p> <ul style="list-style-type: none"> - 2年以内に事業を行う - 事業権地を適切に事業の用に供する - 基盤施設／設備を建設し、保守管理する - 土地を保守管理し、その損壊を防ぎ、環境の保存を維持する - 袋地に出口や水路等の 	<p>建設権者は、次の義務を負う（第42条）</p> <ul style="list-style-type: none"> - 2年以内に土地を開発し、事業の用に供する - 土地を保守管理し、その損壊を防ぎ、環境の保存を維持する - 水域境界域又はその他の保全機能を守る - 空間の利用規定を遵守する 	<p>使用権者は、次の義務を負う（第57条）</p> <ul style="list-style-type: none"> - 2年以内に土地を開発し、事業の用に供する - 土地を保守管理し、その損壊を防ぎ、環境の保存を維持する - 水域境界域又はその他の保全機能を守る - 空間の利用規定を遵守する

⁹⁶ 運用権地ベースの建設権地上に建築される高層集合住宅のユニットのための建設権の設定に対しては、機能適格証明書（SLF）の取得後、その権利の延長及び更新を付与することができる（第41条第3項b）。

	事業権	建設権 ⁹²	使用権
	<ul style="list-style-type: none"> - 便宜を提供する - 保護価値の高い保全地区の機能を管理し、保守管理し、監督し、維持する - 水域境界域又はその他 の保全機能を守る - 空間の利用規定を遵守する - 権利者が有限責任会社 であり、その権利の用途が農園業である場合は、周辺の市民農園の開発に便宜を提供する - 事業権の使用報告を毎年末に提出する - 土地が公益目的で使用される場合に事業権の一部又は全体を放棄する - 権利消滅後に土地を返還する 	<ul style="list-style-type: none"> - 土地が公益目的で使用される場合に建設権の一部又は全体を放棄する - 権利消滅後に土地を返還する 	<ul style="list-style-type: none"> - 土地が公益目的で使用される場合に使用権の一部又は全体を放棄する - 権利消滅後に土地を返還する
権利者の禁止事項	<p>事業権者は、次を禁止され る（第28条）</p> <ul style="list-style-type: none"> - 事業権地の利用を法令で認められる場合を除いて他者に委託する - 他の宅地／土地を一般交通等から隔離させる又は封鎖する - 用地を焼き払う方法により拓く及び／又は処理する - 自然資源及び環境能力の保存を破壊する 	<p>建設権者は、次を禁止され る（第43条）</p> <ul style="list-style-type: none"> - 他の宅地／土地を一般交通等から隔離させる又は封鎖する - 自然資源及び環境能力の保存を破壊する - 土地を放置する - 堤防、境界域、その他の保存機能を減縮する恒久的な建築物を建設する 	<p>使用権者は、次を禁止され る（第58条）</p> <ul style="list-style-type: none"> - 他の宅地／土地を一般交通等から隔離させる又は封鎖する - 自然資源及び環境能力の保存を破壊する - 土地を放置する - 堤防、境界域、その他の保存機能を減縮する恒久的な建築物を建設する

	事業権	建設権 ⁹²	使用権
	<ul style="list-style-type: none"> - 土地を放置する - 堤防、境界域、その他 の保存機能を減縮する 恒久的な建築物を建設 する 		
権利者の 権利	<p>事業権者は、次の権利を有 する（第29条）</p> <ul style="list-style-type: none"> - 土地を設定裁決又は設 定契約に応じて使用す る／利用する - 土地上の水資源及びそ の他の自然資源を、土 地の使用／利用を支え ることを目的とする限 りで利用する - 放棄、譲渡等の法律行 為を行う 	<p>建設権者は、次の権利を有 する（第44条）</p> <ul style="list-style-type: none"> - 土地を設定裁決又は設 定契約に応じて使用す る／利用する - 土地上に建築物を、個 人的な必要性及び／又 は事業を支えることを 目的とする限りで建設 し、利用する - 放棄、譲渡等の法律行 為を行う 	<p>使用権者は、次の権利を有 する（第59条）</p> <ul style="list-style-type: none"> - 土地を設定裁決又は設 定契約に応じて使用す る／利用する - 土地上の水資源及びそ の他の自然資源を、事業 を支えることを目的と する限りで利用する - 放棄、譲渡等の法律行 為を行う
権利の移 転、譲渡、 放棄 ⁹⁷ 、変 更の可否	事業権者は、事業権を他者 に移転し、譲渡し、放棄し、 その権利を変更するこ とができる（第30条第2 項）	建設権者は、建設権を他者 に移転し、譲渡し、放棄し、 その権利を変更するこ とができる（第45条第2 項）	<p>■期間の定めのある使用権</p> <ul style="list-style-type: none"> - 使用権者は、この使用権 を他者に移転し、譲渡 し、放棄し、その権利を 変更することができる (第60条第2項) <p>■期間の定めのない使用権</p> <ul style="list-style-type: none"> - 使用権者は、この使用権 を他者に移転し、譲渡 し、その権利を変更する ことはできない(第60 条第3項) - 使用権者は、この使用権 を、要件を充足してい る者に対してのみ放棄す

⁹⁷ この放棄に関する書面は、権限を有する官吏によりその面前で作成され、土地空間レイアウト大臣に報告される（第30条第3項、第45条第3項、第60条第5項）。

	事業権	建設権 ⁹²	使用権
			ることができる（同条第4項）
担保設定の可否	事業権は、不動産抵当権を設定して債務の担保とすることができる（第30条第1項）	建設権は、不動産抵当権を設定して債務の担保とすることができる（第45条第1項）	<p>■期間の定めのある使用権 - この使用権は、不動産抵当権を設定して債務の担保とすることができます（第60条第1項）</p> <p>■期間の定めのない使用権 - この使用権は、債務の担保とすることはできない（第60条第3項）</p>
権利の消滅事由	事業権は、次により消滅する（第31条） <ul style="list-style-type: none"> - 期間の終了 - 土地空間レイアウト大臣による取消し - 権利の種類の変更 - 権利者の任意の放棄 - 公益のための放棄 - 法律に基づく失効 - 放棄地としての認定を受けた - 消失地としての認定を受けた - 土地利用契約の終了（運用権地上の事業権の場合） - 権利者の権利主体としての要件の不充足 	建設権は、次により消滅する（第46条） <ul style="list-style-type: none"> - 期間の終了 - 土地空間レイアウト大臣による取消し - 権利の種類の変更 - 権利者の任意の放棄 - 公益のための放棄 - 法律に基づく失効 - 放棄地としての認定を受けた - 消失地としての認定を受けた - 権利設定契約又は土地利用契約の終了（所有権地又は運用権地上の建設権の場合） - 権利者の権利主体としての要件の不充足 	使用権は、次により消滅する（第61条） <ul style="list-style-type: none"> - 期間の終了（期間の定めのある使用権の場合） - 土地空間レイアウト大臣による取消し - 権利の種類の変更 - 権利者の任意の放棄 - 公益のための放棄 - 法律に基づく失効 - 放棄地としての認定を受けた - 消失地としての認定を受けた - 権利設定契約又は土地利用契約の終了（所有権地又は運用権地上の使用権の場合） - 権利者の権利主体としての要件の不充足

5. 借地権

(1) 借地権の意義

土地基本法において、借地権は、「人又は法人が、他者の所有地を、その所有者に対して一定額の金銭を賃料として支払い建築物の必要のために使用する権利」と規定されている（土地基本法第44条第1項）。

(2) 借地権の主体となることができる者

借地権の主体となることができる者は、次とされている（土地基本法第45条）

- a. インドネシア国籍の自然人
- b. インドネシアに居住している外国人
- c. インドネシア法に則り設立されたインドネシアに所在している法人
- d. インドネシアに駐在員を有している外国法人

以上